

だい き よこはまししょうがいしゃ
第5期横浜市障害者プラン
そ あ ん
素案

れ い わ ね ん が つ
令和8年9月
よ こ は ま し
横浜市

もく じ 目 次

p 1 だい しょう 第1章 けいかく がいよう 計画の概要

- p 1 1 けいかくさくてい しゅし 計画策定の趣旨
- p 2 2 けいかく い ち づ 計画の位置付け
- p 5 3 けいかく こうせい 計画の構成
- p 6 4 くに どうこう 国の動向

p 9 だい しょう 第2章 よこはまし しょうがいふくし げんじょう 横浜市における障害福祉の現状

- p 9 1 よこはまし しょうがいふくし 横浜市の障害福祉のあゆみ
- p 10 2 しょうらい しょうがいふくし 将来にわたるあんしん施策
- p 11 3 かくしょうがいてちやうどうけい す い い 各障害手帳等統計の推移
- p 22 4 とうじしやむ み げんじょう 当事者向けアンケートから見える現状

p 38 だい しょう 第3章 だい き 基本目標と取組の方向性 きほんもくひょう とりくみ ほうこうせい

- p 38 1 きほんもくひょう 基本目標
- p 41 2 とりくみ ほうこうせい 取組の方向性
- p 47 3 せいかつ ば め ん しょうがい ひと ちいき ささ きばん せいび 生活の場面1 障害のある人を地域で支える基盤の整備
- p 86 4 せいかつ ば め ん す く 生活の場面2 住む・暮らす
- p 110 5 せいかつ ば め ん あんぜん あんしん 生活の場面3 安全・安心
- p 125 6 せいかつ ば め ん はぐく まな 生活の場面4 育む・学ぶ
- p 143 7 せいかつ ば め ん はたら たの 生活の場面5 働く・楽しむ

p 158 だい しょう 第4章 ぴーでいーしーえー けいかく み な お P D C Aサイクルによる計画の見直し

- p 158 1 ぴーでいーしーえー P D C Aサイクル

1

けいかく さくてい しゅし
計画策定の趣旨

よこはまし ちゅうちようきてき けいかく しょうがいしゃ へいせい ねんど さくてい
横浜市では、中長期的な計画である「障害者プラン」を平成16年度から策定し、
けいかく つう しょうがいしゃ じこせんたく じこけつてい しゃかい こうちく すす
これまでの計画を通じて、障害者が自己選択・自己決定できる社会の構築を進め
てきました。だい き れいわ ねんど れいわ ねんど ねんかん けいかくきかん
第5期プラン（令和9年度から令和14年度までの6年間を計画期間と
する）においても ひき つづ しょうがいしゃきほんほう もと しょうがいしゃけいかく
「障害者基本法」に基づく「障害者計画」、
しょうがいしゃそうごうしえんほう もと しょうがいふくしけいかく じどうふくしほう もと
「障害者総合支援法」に基づく「障害福祉計画」、「児童福祉法」に基づく
しょうがいふくしけいかく みつ ほうていけいかく いたていてき さくてい よこはまし しさく くに
「障害児福祉計画」の三つの法定計画を一体的に策定し、横浜市の施策と国のサー
ビスの連携を図ります。

よこはまし こんご じんこうげんしょう み こ いっぽう しょうがいしゃてちょうしよじしやう
横浜市では今後、人口減少が見込まれている一方で、障害者手帳所持者数は
しんたいしょうがい にん ちてきしょうがい にん せいしんしょうがい にん れいわ ねんど れいわ
身体障害96,865人、知的障害40,588人、精神障害57,011人（令和7年度）と令和
6年度とひかく ばーせんとぞう か よこはましちゅうきけいかく
比較して2.5 % 増加しています。横浜市中期計画2026～2029では、
しょうがいじ しゃ やその かぞく へ き め しえん
障害児・者やその家族への切れ目のない支援とインクルーシブなまちづくりにより、
だれ あんしん く かんきょう せいび でいーえつくすぎじゅつ かつよう
誰もが安心して暮らせる環境を整備するとともに、D X 技術の活用によって
たいけん しゅうろうきかい かくじゅう ひとり じぶん かつやく しゃかい じつげん め ぎ
体験・就労機会を拡充し、一人ひとりが自分らしく活躍できる社会の実現を目指
しています。

さらに とうじしやむ やく わり かた しょうらい じたく せいかつ
「当事者向けアンケート」では、約8割の方が将来「自宅」での生活を
きぼう いっぽう けんこう しゅうにゅう かいじょしや かくほ かん ふあん よ たよう
希望する一方、健康や収入、介助者の確保に関する不安が寄せられるなど、多様
なニーズが明らかになっています。

くに しょうがいしゃはくしよ へんけん さべつ とりくみ せいねんき せいじんき
国においては、「障害者白書」で、偏見や差別をなくすための取組、青年期・成人期
における雇用の場の拡大や就労支援の充実、利用者本位の生活支援体制の整備や
じょうほう こうじよう しめ くに しょうがいきほんしん
情報アクセシビリティの向上が示されています。また、国の「障害基本指針」で
は、ふくしせつにゆうしよしや ちいきせいかつ いこう せいしんしょうがい たいおう ちいきほうかつ
福祉施設入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシ
ステムの こうちく いりようてき ひつよう かた きょうどうどうしやうがい かた ばんそうてき そうだん
構築、医療的ケアの必要な方や強度行動障害の方への伴走的な相談・
しえんたいせい かくほ しゅうろうせんたくしえんじぎょう かつよう いっぱんしゅうろう いこうそくしん かいご
支援体制の確保、就労選択支援事業の活用などによる一般就労への移行促進、介護
テクノロジーの導入等による障害福祉人材の確保・定着と生産性の向上が、新
たな施策の柱として求められています。

このような現状と動向を踏まえ、「インクルーシブなまちヨコハマ」の実現を目
ざし、ほんけいかく さくてい
指し、本計画を策定します。

(1) 計画期間

第4期プランは、令和3年度（2021年度）から令和8年度（2026年度）までの6年間を計画期間として策定しました。

また、中間期である令和5年度末（2023年度末）には、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」部分について、3年を1期として作成することとしている「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（国が障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関して定めたもの）に基づく見直しのほか、プラン全体の振り返りと後期3年間の方向性をまとめた改訂版を策定しました。

第5期プランについても、第4期プランと同じく、中長期的なビジョンを持って施策を進めていくために、計画期間を6年間として策定します。

また、障害福祉計画及び障害児福祉計画の部分については、3年後に見直しを実施します。そのほかにも、第5期プランの進行管理や進捗を評価し、その施策・事業の必要性の検討、事業規模や期間などを見直すとともに、社会情勢やニーズの変化に伴う新しい課題に柔軟に対応するための施策の再構築なども併せて実施します。

年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)
名称	第4期横浜市障害者プラン						第5期横浜市障害者プラン					
構成	障害者計画						障害者計画					
	障害福祉計画			障害福祉計画			障害福祉計画			障害福祉計画		
	障害児福祉計画			障害児福祉計画			障害児福祉計画			障害児福祉計画		

障害者計画：施策の方向性及び個別の事業等を定める計画

障害福祉計画：障害福祉サービス利用の見込み量等を定める計画

障害児福祉計画：障害児福祉サービス利用の見込み量等を定める計画

(2) 他^たの計画^{けいかく}との関係性^{かんけいせい}

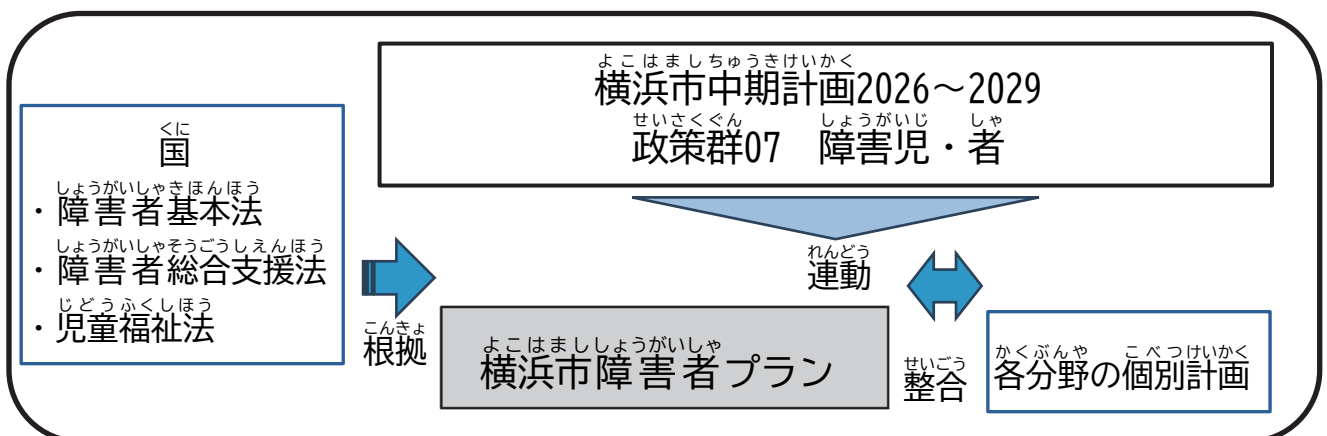
計画^{けいかく}の策定^{さくてい}にあたっては、「横浜市中期計画2026～2029」を上位計画^{じょういけいかく}とし、関連^{かんれん}する個別計画^{こべつけいかく}との整合性^{せいこうせい}を図り策定^{さくてい}します。

個別^{こべつ}の法律^{ほうりつ}を根拠^{こんきよ}とする福祉保健等^{ふくしほけんとう}の分野別計画^{ぶんやべつけいかく}として、「よこはまポジティブエイジング計画^{けいかく}（横浜市高齢者保健福祉計画^{よこはましこうれいしゃほけんふくしけいかく}・介護保険事業計画^{かいごほけんじぎょうけいかく}・認知症施策^{にんちしやうしやく}推進計画^{しゆん}）」、「健康横浜21」、「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン（横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市こども計画）」、「横浜市住生活マスタープラン（横浜市住生活基本計画）」、「横浜市教育振興基本計画」があります。これに加えて、「よこはま保健医療プラン」という横浜市独自の保健医療施策^{ほけんいりよう}に関する総合的な計画^{そうごうてき}があります。

また、「横浜市地域福祉保健計画」は、地域^{ちいき}の視点^{してん}から高齢者^{こうれいしゃ}、障害者^{しょうがいしゃ}、子ども・若者等の対象者^{わかものだう}や、保健や健康に関する分野別計画^{ぶんやべつけいかく}に共通する理念、方針及び取組推進^{とりくみしん}の方向性^{ほうこうせい}等を明示し、対象者全体^{たいしやうしやぜんたい}の地域生活^{ちいきせいかつ}の充実^{じゅうじつ}を図ることを目指しています。また、住民^{じゅうみん}、事業者及び公的機関が協働^{きやうどう}する基本的な事項^{きほんてき}を横断的に示すことで、地域における福祉保健活動全体^{ふくしほけんかつどうぜんたい}を総合的に推進^{そうごうてき}する役割^{やくわり}を果たします。分野別計画^{ぶんやべつけいかく}に掲げた事業^{かか}や地域活動支援^{じぎやう}は、地域福祉保健計画^{ちいきかつどうしえん}と相互に連携^{ちいきふくしほけんけいかく}して取組を進めることで対象者の地域生活^{そうご}の充実^{れんけい}を図っていきます。

障害^{しょうがい}のあるなしにかかわらず、多様な人々が互いを尊重^{たやう}し共生^{ひとびと}する「インクルーシブなまちづくり」を実現するためには、地域における様々な取組を個別に進めるだけでなく、相互の関係性^{かんけいせい}やつながり、共通の方向性^{きやうどう}、継続性^{ほうこうせい}を意識しながら連携^{けいぞくせい}して進めることが必要です。

施策^{しやく}の展開^{てんかい}にあたっては、関連する各分野別計画^{かんれん}が有機的に連携^{かくぶんやべつけいかく}することが重要です。行政分野ごとの専門性を充実^{ぎやうせい}させ、質の高い施策^{せんもんせい}を展開^{じゅうじつ}していくとともに、関連する分野^{しつ}を意識^{たか}し、整合性^{しやく}を図りながら一体的に推進^{てんかい}していきます。



めいしょう 名 称	こんきよほう 根拠法
よこはましちゅうきけいかく 横浜市中期計画2026～2029	—
よこはましちいきふくしほけんけいかく 横浜市地域福祉保健計画 (よこはましせいねんこうけんせいどりようそくしんきほんけいかく (横浜市成年後見制度利用促進基本計画))	しゃかいふくしほう 社会福祉法 せいねんこうけんせいど りよう そくしん かん 成年後見制度の利用の促進に関する ほうりつ 法律
よこはまポジティブエイジング ^{けいかく} 計画 (よこはましこうれいしゃほけんふくしけいかく (横浜市高齢者保健福祉計画・ かいごほけんじぎょうけいかく にんちしょうしさくすいしんけいかく 介護保険事業計画・認知症施策推進計画))	ろうじんふくしほう 老人福祉法 かいごほけんほう 介護保険法 きょうせいしゃかい じつげん すいしん 共生社会の実現を推進するための にんちしょうきほんほう 認知症基本法
けんこうよこはま 健康横浜21 (よこはましけんこうぞうしんけいかく ～横浜市健康増進計画・ しかこうくうほけんすいしんけいかく しょくいくすいしんけいかく 歯科口腔保健推進計画・食育推進計画～)	けんこうぞうしんほう 健康増進法 よこはまししかこうくうほけん すいしん かん 横浜市歯科口腔保健の推進に関する じょうれい 条 例 しょくいくきほんほう 食育基本法
こども、みんなが ^{しゅやく} 主役！よこはまわくわく プラン(よこはましこ ^{こそだ} ども・子育て しえんじぎょうけいかく よこはまし けいかく 支援事業計画／横浜市こども計画)	きほんほう こども基本法 こ こそだ しえんほう 子ども・子育て支援法 じせだいいくせいしえんたいさくすいしんほう 次世代育成支援対策推進法
よこはましじゅうせいかつ 横浜市住生活マスタープラン (よこはましじゅうせいかつきほんけいかく (横浜市住生活基本計画))	じゅうせいかつきほんほう 住生活基本法
よこはましきょういくしんこうきほんけいかく 横浜市教育振興基本計画	きょういくきほんほう 教育基本法
よこはましいぞんしょうたいさくちいきしえんけいかく 横浜市依存症対策地域支援計画	いぞんしょうたいさくちいきしえんじぎょうじっしょうこう 依存症対策地域支援事業実施要綱 くにようこう (国要綱)
よこはま ^{ほけんいりよう} 保健医療プラン	—
よこはまみらい ^{ぶん か} の文化ビジョン ☆横浜未来の文化ビジョン	しょうがいしゃ ぶん かげいじゅつかつどう すいしん 障害者による文化芸術活動の推進 かん ほうりつ に関する法律

☆：第5期^{だい き}プランから新たに^{あら と あ}取り上げた^{けいかく}計画

障害のある人の状態像は、身体障害、知的障害、精神障害だけではなく、子どもから高齢者、軽度から重度、医療的ケアの必要性、障害の重複など、個性が高く、一人ひとりの障害特性に応じたオーダーメイドのサービスが必要であり、障害特性に応じた内容を可能な限り計画に丁寧に記載していくことが大切です。

一方で、障害のある人の日常生活を考えると、住む・暮らす・働くなど、日常生活の場面ごとに記載することや、文字量そのものが多くなり過ぎないこともわかりやすさという点では重要です。

このような考え方を踏まえ、第5期プランでは障害のある人の状態像や個性も踏まえながら、生活の場面を5つに分けて整理しました。

分類	内容
生活の場面1 障害のある人を地域で支える基盤の整備	障害理解の促進、支援を担う人材の確保など
生活の場面2 住む・暮らす	住まい・暮らしの支援
生活の場面3 安全・安心	保健・医療の推進、防災
生活の場面4 育む・学ぶ	障害児支援の拡充
生活の場面5 働く・楽しむ	就労や日中活動の支援

本プランでは、各所にトピックやコラムを掲載しています

トピック

プランの内容を別の切り口から要約・抜粋したものなど、内容に密接な説明文。

コラム

プランの記載の各事業の事例紹介や、内容を深めるための囲み記事。

障害福祉施策に関わる大きな流れとしては、平成19年9月に署名をした「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」への対応があります。22年には、「相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現」を掲げることや、その考えを基にした改革の基本的方向などが閣議決定されました。

そして、「障害者基本法」の改正（23年8月施行）や「障害者虐待防止法」の制定（24年6月）、「障害者差別解消法」の制定（25年6月）など法整備が進められ、これらを受けて26年1月に同条約を批准し、障害者の権利の実現に向けた取組を一層強化するための歩みを始めました。

近年の動向としては、令和4年10月に「障害者総合支援法」が改正され、障害者等の地域生活の支援体制が充実しました（令和6年4月一部施行）。

国の定める基本指針においても、「地域共生社会」の実現に向けたより一層の取組の推進が掲げられています。具体的には、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築や、就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進が示されています。さらに、障害児支援におけるインクルージョン推進のための協議の場の設置や、障害福祉人材の確保・定着やケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備といった目標が掲げられています。

また、障害者差別解消法の改正により、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されるほか、障害のある人が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実、社会の変化等に伴う障害児・者のニーズへのきめ細かな対応など、様々な取組を推進しています。



きんねん どうこう
近年の動向

れいわ ねん がつ 令和4年5月	しょうがいしゃじょうほう 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策 すいしんほう せいいてい しこう 推進法」制定、施行 ○ しょうがいしゃ じょうほう しゅとくりよう いし そつう かか しさく 障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の すいしん 推進
れいわ ねん がつ 令和4年6月	じどうふくしほう かいせい かいせいじどうふくしほう 「児童福祉法」改正（改正児童福祉法） ○ しょうがいじにゆうしよせつ さい にゆうしよけいぞくかのう 障害児入所施設の22歳までの入所継続可能 など ※れいわ ねん がついちがしこう 令和6年4月一部施行
れいわ ねん がつ 令和4年8月	こくれん しょうがいしゃけんりいいんかい しょうがいしゃけんりじょうやく じっしじょうきよう 国連「障害者権利委員会」による「障害者権利条約」実施状況 かん ていやくこくしんさ に関する締約国審査
れいわ ねん がつ 令和4年10月	しょうがいしゃそうごうしえんほう かいせい かいせいしょうがいしゃそうごうしえんほう 「障害者総合支援法」改正（改正障害者総合支援法） ○ しょうがいしゃどう ちいきせいかつ しえんたいせい じゅうじつ 障害者等の地域生活の支援体制の充 実 など ※れいわ ねん がついちがしこう 令和6年4月一部施行
れいわ ねん がつ 令和4年12月	せいしんほけんふくしほう かいせい 「精神保健福祉法」改正 ○ けんりようご めいかくか 権利擁護の明確化 など
れいわ ねん がつ 令和5年3月	しょうがいしゃきほんけいかく だい じ 障害者基本計画(第5次) ○ ちいきしゃかい きょうせいとう さべつ きんし こくさいてききょうちよう 地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調 など
れいわ ねん がつ 令和6年4月	しょうがいしゃさべつかいししょうほう かいせい 「障害者差別解消法」改正 ○ みんかんじぎょうしゃ ごうりてきはいりよ ていきよう ぎむか 民間事業者による「合理的配慮の提 供」の義務化
れいわ ねん がつ 令和6年4月	せいしんほけんふくしほう かいせい 「精神保健福祉法」改正 ○ いりよう ほ ごにゆういん にゆういんてつづきとう かん じこう ぎゃくたい ぼうし 医療保護入院の入院手続等に関する事項、虐待の防止に かん じこう 関する事項 など
れいわ ねん がつ 令和7年5月	さいがいたいさくきほんほう どうかいせい 「災害対策基本法」等改正 ○ ぼうさいぎきよく しょくのうだんたいとう れんけい し せつ じぎょうしやとう たいさいがい 防災部局や職能団体等との連携、施設・事業所等の耐災害 せいきやう か たいさく すいしん 性強化対策の推進 など
れいわ ねん がつ 令和7年6月	しゅわ かん しさく すいしん かん ほうりつ せいりつ 「手話に関する施策の推進に関する法律」成立 ○ しゅわ い ち いし そんちよう しえん しゅわぶんか 手話の位置づけ、意思の尊 重、こどもへの支援、手話文化 けいしやう しゅわ ひ せいいてい の継 承、「手話の白」の制定 など

れい わ ねん がつ 令和7年12月	こうじのうきのうしょうがいしゃえんほう せいりつ 「高次脳機能障害者支援法」成立 〇 相談支援体制の充 実、専門的な医療機関の確保、地域 協 議 会 設 置 の 推 進 な ど
れい わ ねん がつ 令和8年3月	しょうがいきほんしん かいせい 「障害基本指針」の改正 〇 「住 宅セーフティネット法」に基づく 賃 貸 住 宅 供 給 促 進 計 画 と の 調 和 、 居 住 支 援 協 議 会 等 と の 連 携 〇 障 害 者 等 に 対 す る 虐 待 の 防 止 、 意 思 決 定 支 援 の 一 層 の 推 進 〇 「地域共生社会」の実現に向けた一層の取組の推進 など
れい わ ねん がつ 令和8年6月	がっこうきょういくほう かいせい 「学校教育法」の改正 〇 デジタルな形態を含む教科書の使用が可能 など
れい わ ねん がつ 令和8年7月	いりょうてき じ どうおよ じゅうしょうしんしんしょうがいしゃなら か 「医療的ケア児等及び重 症心身障害者並びにそれらの家 族 対 する 支 援 に 関 す る 法 律 （ 旧 ： 医 療 的 ケ ア 児 及 び そ の 家 族 対 する 支 援 に 関 す る 法 律 ） 」 の 改 正 〇 「18歳の壁」の解 消（切れ目のない支援） 〇 家族の負担軽減と受入体制の強化 〇 地域間格差の是正と相談支援の拡 充 など ※令和9年4月施行



1

よこはま しょうがいふくし
横浜市の障害福祉のあゆみ

よこはま しょうがいふくし さいく ぜんこく さきが じぎょう どくじ とりくみ おお
横浜市の障害福祉施策には、全国に先駆けた事業や独自の取組が多くあります。
これらは行政だけでなく、障害のある人や家族、支援者、地域住民との対話と
きょうどう はってん
協働によって発展してきました。

しょうわ ねんだい しょうがい こ ほごしゃ ちゅうしん ちいきくんれんかい た あ
昭和40年代には、障害のある子どもの保護者を中心に「地域訓練会」が立ち上
げられ、療育やレクリエーションなどの活動が行われました。その後、日中活動
の場として「地域作業所」が設置され、横浜市は運営費助成を通じて活動を支援し
ました。また、当事者や家族、支援者との協議を重ねながら、グループホームの制度化
も進められました。

こうした活動の拡大に伴い、地域生活を支える拠点として「障害者地域活動ホ
ーム（地活ホーム）」の整備が進められ、機能強化や各区整備を経て平成25年には
全区で整備が完了しました。また、地域活動を支える小規模で専門性の高い社会
福祉法人も数多く設立され、横浜市の障害福祉を支える重要な担い手となってい
ます。

この流れは精神障害分野にも広がり、精神障害者地域作業所や精神障害者生活
支援センターの整備が進められました。さらに、障害のある人の高齢化・重度化や
「親なき後」への対応を見据え、平成27年度からは地域生活支援拠点機能の整備、
平成28年度以降は精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が進められ
ています。

こうして横浜市では、区役所福祉保健センター、基幹相談支援センター、生活支援
センターが連携し、障害のある人たちの地域生活を支える体制を整えてきました。

近年では、障害のある人の高齢化・重度化や家族の高齢化（いわゆる「親なき後」）
への対応がより重要な課題となっており、グループホームや就労支援など地域
移行を支える取組を進めています。あわせて、医療的ケア児・者や発達障害への対応
など、多様化するニーズに応じた取組も進めてきました。

また、「インクルーシブ社会」の実現に向けた包括的な支援体制の構築が一層重視
される中、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの深化を含め、保健・医療・
福祉の連携強化や切れ目のない支援に取り組んできました。さらに、ICTの活用
やDXの推進により、手続の利便性向上や支援の効率化も進めています。

加えて、障害者差別解消法の改正を背景に、障害は社会に存在する障壁によ

って生じるものと捉える「社会モデル」の考え方のもと、合理的配慮の提供や障害理解の促進に向けた取組の重要性が高まっています。

こうした施策を推進していくことが行政の役割である一方で、横浜市の障害福祉をより良いものにしていくためには、対話・協働が不可欠です。第5期プランの計画期間中も、これまでの協働の姿勢を大切に、障害のある人が地域で自立した生活を送るための施策とともに考え、進めていくことが必要です。

2 将来にわたるあんしん施策

将来にわたるあんしん施策は、「在宅心身障害者手当」の質的転換策として、平成21年度から進めてきた施策です。

「在宅心身障害者手当」とは、障害のある人への在宅福祉サービスがほとんどなかった昭和48年につくられた制度です。その後、30年以上経過する中で、障害基礎年金の創設やグループホーム、地域作業所、地活ホーム、ホームヘルプなど、在宅福祉サービスが充実してきました。

このような変化のもと、障害のある人やその家族、学識経験者などが参加する横浜市障害者施策推進協議会で在宅心身障害者手当のあり方について話し合いを重ね、ニーズ把握調査などを行いました。その結果、個人に支給する手当を、障害のある人や家族の多くが切実に求めている「親なき後の生活の安心」、「障害者の高齢化・重度化への対応」、「地域生活のためのきめ細やかな対応」などの必要な施策に転換すべきであると確認されました。

これらの声を受けて、横浜市では在宅心身障害者手当を廃止して、その財源を活用し、特に重要で緊急と思われる課題認識を示すものとして「将来にわたるあんしん施策」としてとりまとめた施策に転換することとしました。これらの施策は第2期プランに明記し、取り組んできました。続く第3期プランにおいても、その考え方を障害福祉施策全体の基本的視点として捉えて様々な施策展開を図ることによって、障害のある人の地域生活を支えてきました。根底に流れる考え方はとても重要なものだと考えています。

その上で、本人を中心に据えて考えると、障害のある人もない人と同じで、ご家族が健在なうちから「自らの意思により自分らしく生きる」ことが、障害のある人のご家族にとっての「親なき後の生活の安心」につながるのではないかと捉えることもできます。時代の変化に応じ、「将来にわたるあんしん施策」の本質を見失わぬよう、様々な事業に取り組んでいく必要があります。

(1) 障 害 者 手 帳 所 持 者 数

よこはましはっこう かくしょうがいしゃてちょう しんたいしょうがいしゃてちょう あい てちょう りょういくてちょう せいしんしょう
横浜市発行の各障害者手帳（身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障
がいしゃ ほけんふくし てちょう れいわ ねんど がつまつてん しよじしやすう ごうけい やく まん せんにん
害者保健福祉手帳）令和7年度3月末時点での所持者数の合計は、約19万4千人
（横浜市全体人口比で5.18 %）となっています。

れいわ ねんど やく まん せんにん げんざい やく まん せんにんぞうか
令和2年度は、約17万3千人でしたので、現在までに、約2万1千人増加したと
いうこととなります（増加率約11.8 %）。表1からも年々取得者数が伸びてい
ることがわかります。

また、表2から見られるように、障害者手帳所持者数の増加率については、こ
こ数年は約2 % 程度で推移しており、横浜市の人口が減少する一方、
障害者手帳を所持する方の割合が増えてきているといえます。今後も、高齢化の
進展や、発達障害等への理解の進展や支援ニーズの高まり、制度の周知や
精神疾患等に対する社会的理解の進展を背景に、障害者手帳所持者数の割合は増え
ていくことが推測されます。

ひょう 1 よこはましじんこう しょうがいしゃてちょうしよじしやすう ひかく
表1 横浜市人口と障害者手帳所持者数の比較

たん い にん
単位：人

	れいわ 令和 ねんど 2年度	れいわ 令和 ねんど 3年度	れいわ 令和 ねんど 4年度	れいわ 令和 ねんど 5年度	れいわ 令和 ねんど 6年度	れいわ 令和 ねんど 7年度
よこはましじんこう 横浜市人口	3,775,319	3,768,363	3,768,664	3,767,635	3,769,150	3,753,758
しんたいしょうがいしゃ 身体障害者	99,455	98,829	97,869	97,440	96,774	96,865
ちてきしょうがいしゃ 知的障害者	33,553	34,859	36,283	37,752	39,234	40,588
せいしんしょうがいしゃ 精神障害者	40,854	43,767	46,975	50,211	53,675	57,011
てちょうしよじしやぜんたい 手帳所持者全体	173,862	177,455	181,127	185,403	189,683	194,464
よこはましじんこう 横浜市人口に おける しょうがいしゃてちょう 障害者手帳 しよじしやすうわりあい 所持者数割合	4.61 % ばーせんと	4.71 % ばーせんと	4.81 % ばーせんと	4.92 % ばーせんと	5.03 % ばーせんと	5.18 % ばーせんと

しりょう よこはましとうけいしよ
資料：横浜市統計書

かくねんど がつまつてん よこはましじんこう よく がつついたちじてん いかどうよう
（各年度の3月末時点。ただし、横浜市人口のみ翌4月1日時点。以下同様。）

図1 障害者手帳所持者数

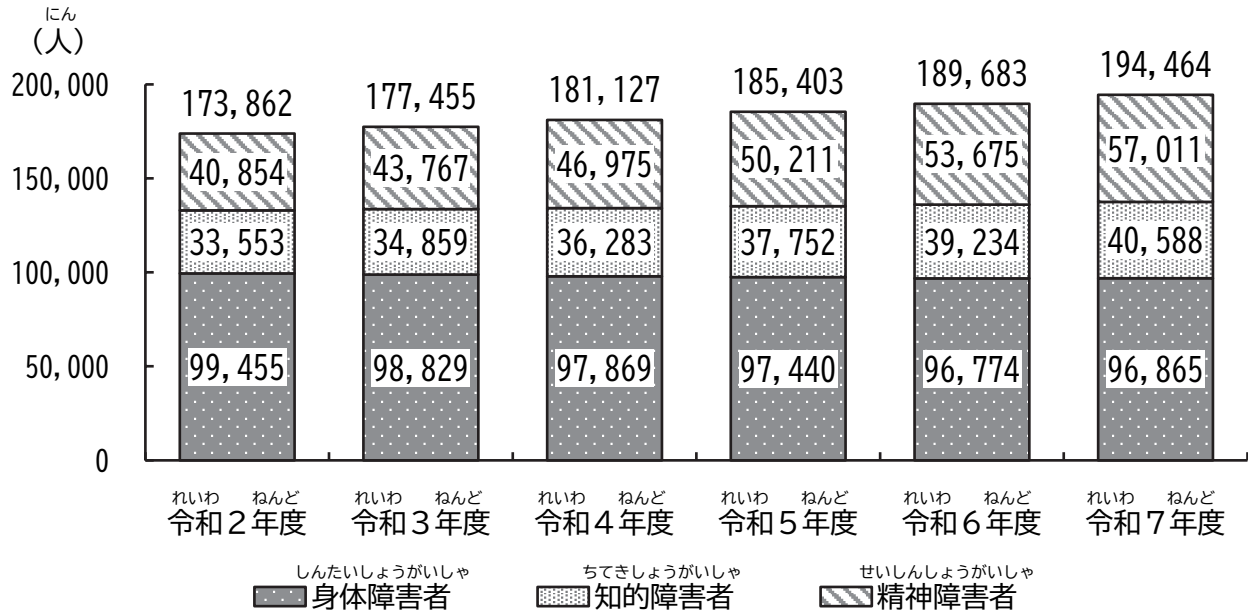
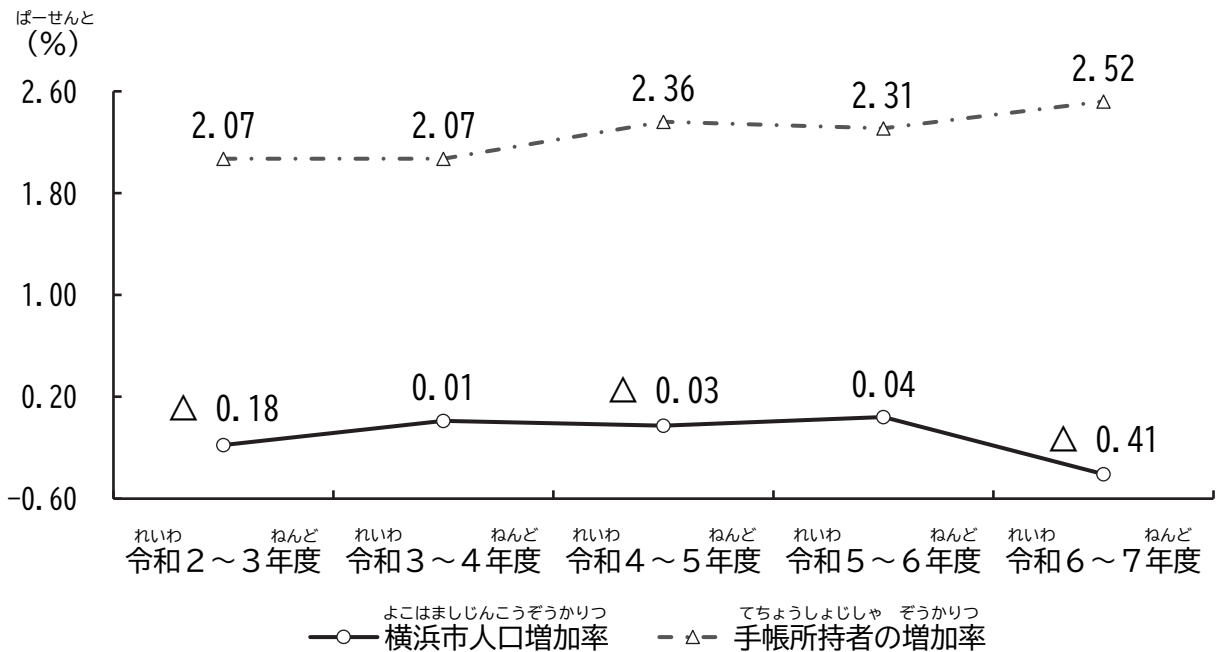


表2 横浜市人口と障害者手帳所持者数の増加率の比較

単位：人

	令和2～ 3年度	令和3～ 4年度	令和4～ 5年度	令和5～ 6年度	令和6～ 7年度
横浜市人口 増加数	△6,956	301	△1,029	1,515	△15,392
増加率 (%)	△0.18 %	0.01 %	△0.03 %	0.04 %	△0.41 %
障害者手帳所持者 増加数	3,593	3,672	4,276	4,280	4,781
増加率 (%)	2.07 %	2.07 %	2.36 %	2.31 %	2.52 %

図2 障害者手帳所持者数の増加率



(2) 身体障害

身体障害者手帳の所持者数は、肢体不自由が最も多く、次いで、内部障害となっています。肢体不自由は徐々に減少していますが、それ以外は横ばいあるいは少しずつ増加しています。

年齢ごとに見ると、「18歳未満」は微減、「18歳から65歳未満」は横ばいです。65歳以上の人数は令和2年度以降減少しているものの、手帳所持者の約69%を占めています。

表3 身体障害者手帳 障害種別推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
視覚障害	6,443	6,483	6,543	6,607	6,727	6,763
聴覚・平衡機能障害	9,032	9,131	9,190	9,306	9,361	9,574
音声・言語・そしゃく機能障害	1,054	1,056	1,053	1,064	1,053	1,060
肢体不自由	47,193	46,064	44,742	43,669	42,584	41,669
内部障害	35,733	36,095	36,341	36,794	37,049	37,799
計	99,455	98,829	97,869	97,440	96,774	96,865

図3 身体障害者手帳 障害種別推移

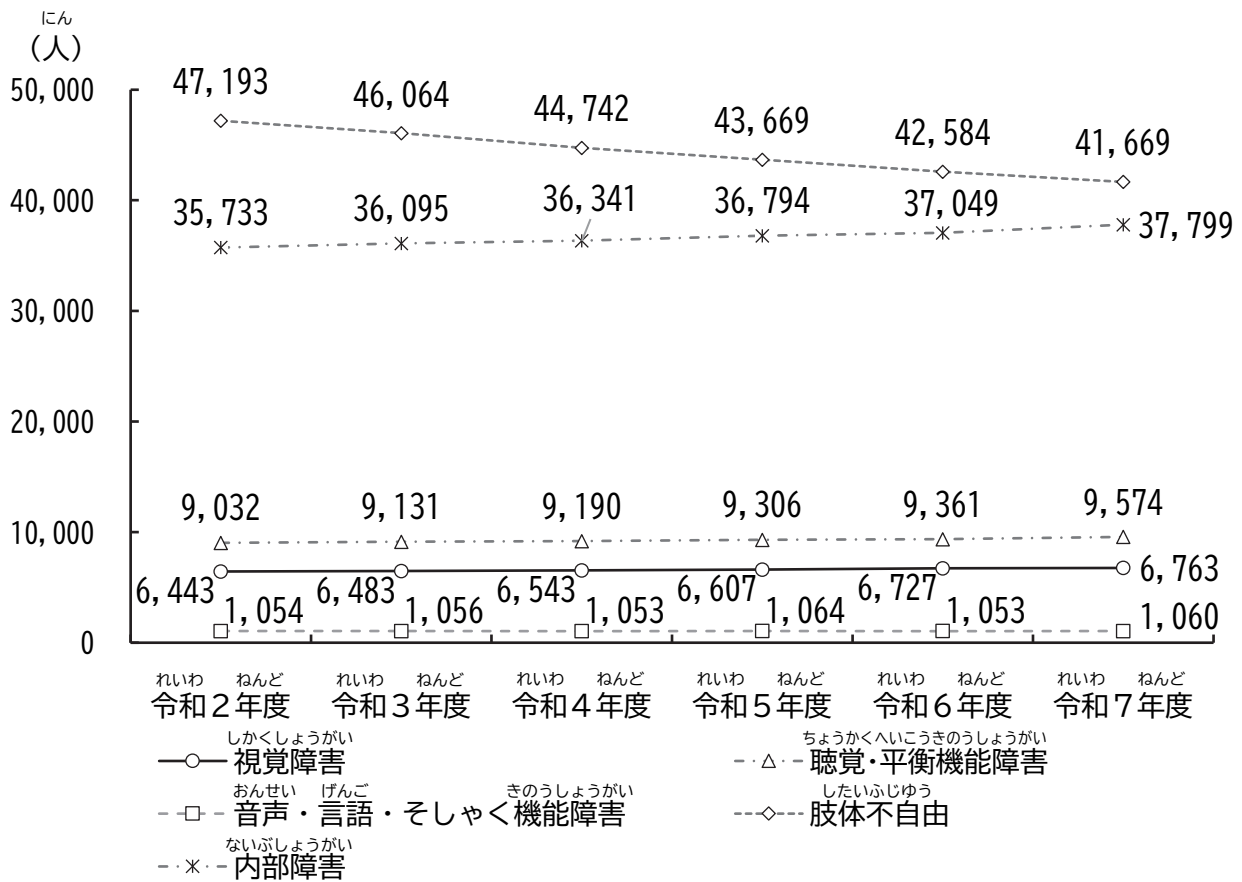
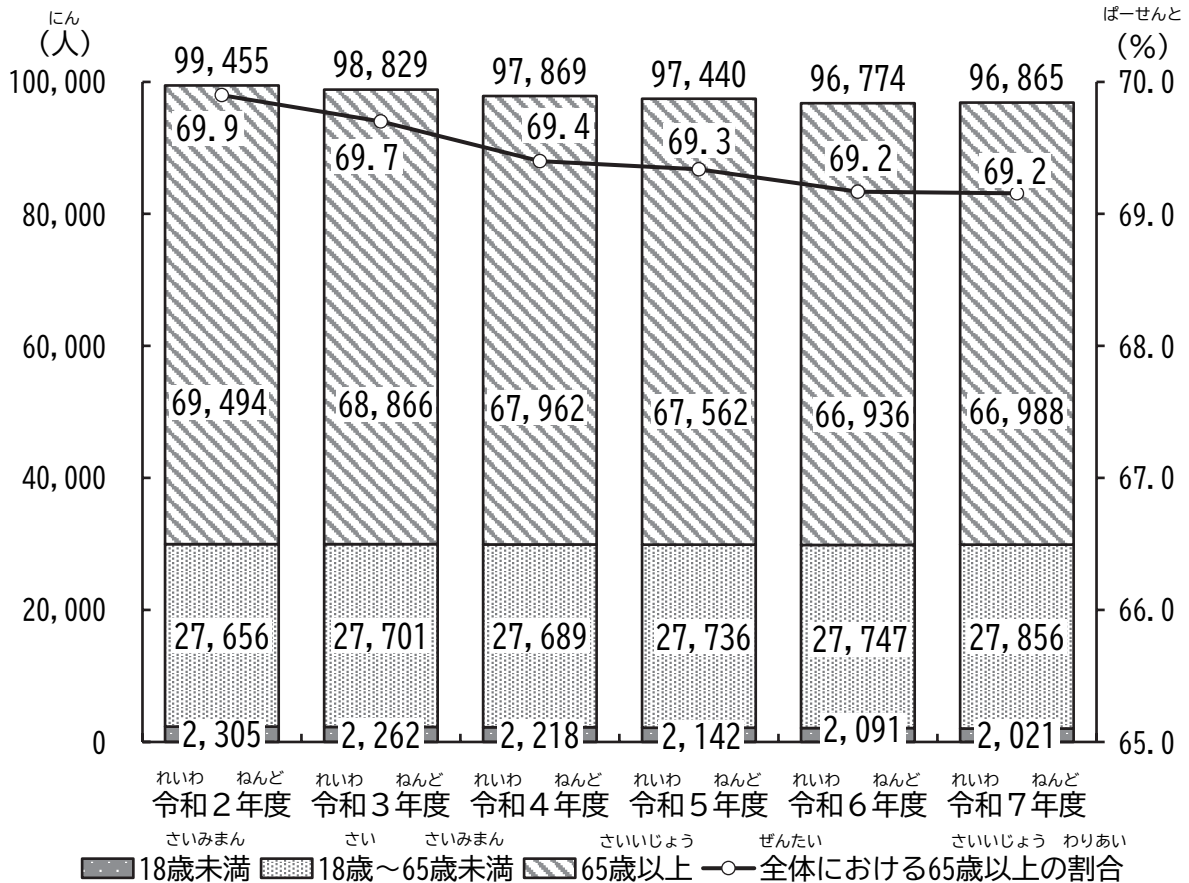


表4 身体障害者手帳 年齢別推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
18歳未満	2,305	2,262	2,218	2,142	2,091	2,021
18歳～65歳未満	27,656	27,701	27,689	27,736	27,747	27,856
65歳以上	69,494	68,866	67,962	67,562	66,936	66,988
計	99,455	98,829	97,869	97,440	96,774	96,865
全体における65歳以上の割合	69.9 %	69.7 %	69.4 %	69.3 %	69.2 %	69.2 %

図4 身体障害者手帳 年齢別推移



(3) 知的障害

愛の手帳（療育手帳）の所持者数は、令和2年度から令和7年度までの5年間で約21 %、7千人近く増えています。中でも、B2の手帳を所持している人の増加数が、4千8百人以上となっており、全体の増加数の約69 % と多くを占めています。

全体の所持者数における各年齢の所持者数の割合は、この6年間を通して、ほぼ横ばいとなっています。

表5 愛の手帳 障害程度別推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
A1	5,609	5,773	5,864	5,951	6,081	6,200
A2	5,395	5,490	5,614	5,756	5,891	6,020
B1	6,915	7,162	7,342	7,589	7,771	7,874
B2	15,634	16,434	17,463	18,456	19,491	20,494
計	33,553	34,859	36,283	37,752	39,234	40,588

図5 愛の手帳 障害程度別推移

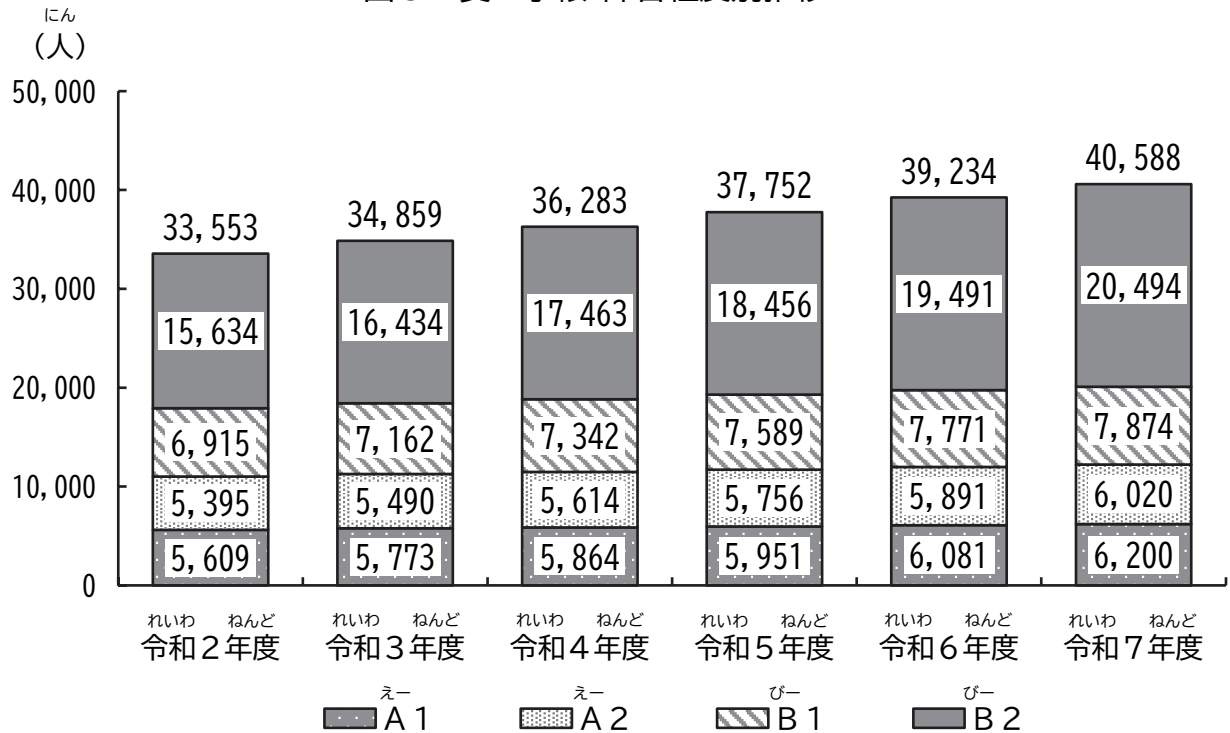


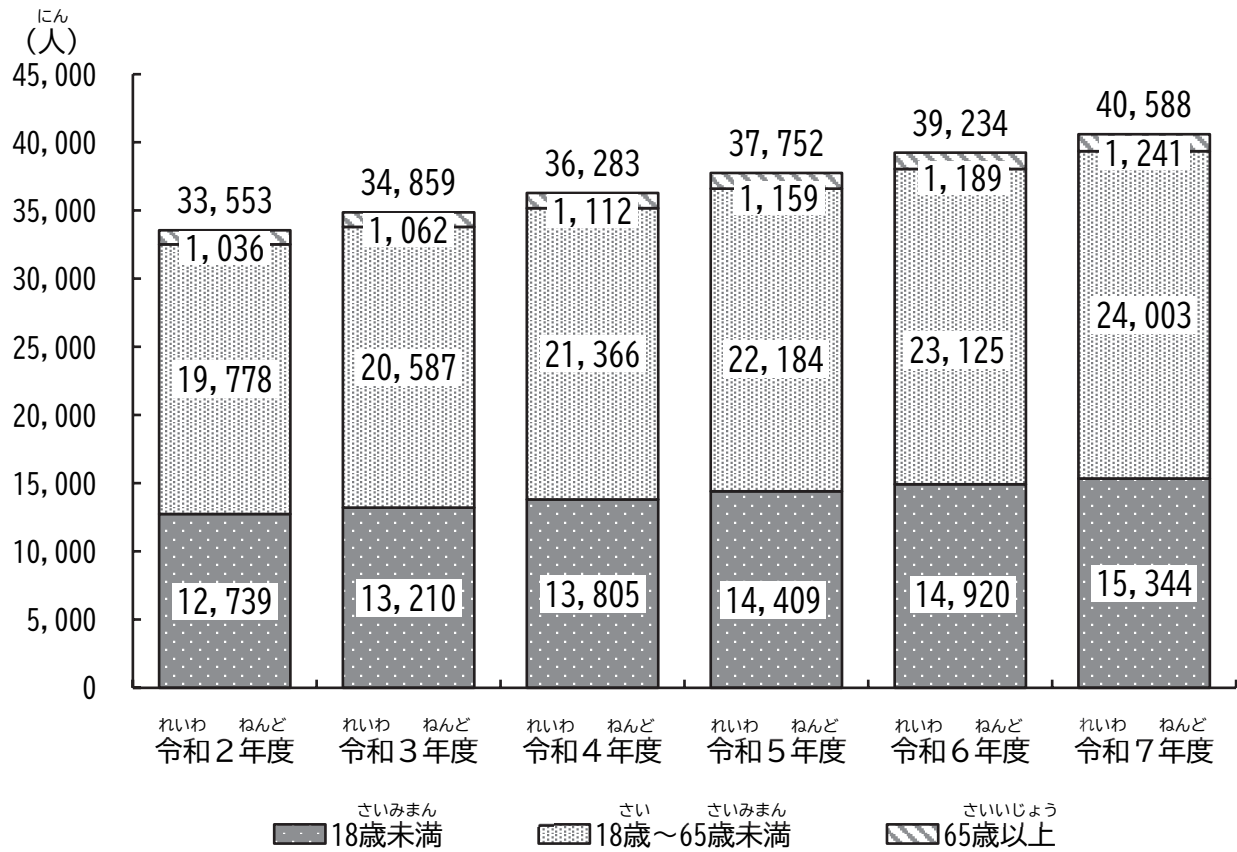
表6 愛の手帳所持者数 年齢別推移

単位：人

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
18歳未満	12,739 38.0 %	13,210 37.9 %	13,805 38.0 %	14,409 38.2 %	14,920 38.0 %	15,344 37.8 %
18歳～ 65歳未満	19,778 58.9 %	20,587 59.1 %	21,366 58.9 %	22,184 58.8 %	23,125 58.9 %	24,003 59.1 %
65歳以上	1,036 3.1 %	1,062 3.0 %	1,112 3.1 %	1,159 3.1 %	1,189 3.0 %	1,241 3.1 %
計	33,553	34,859	36,283	37,752	39,234	40,588

※下段は、各年齢の所持者数の構成割合です。(以下、同じ。)

図6 愛の手帳所持者数 年齢別推移



(4) 精神障害

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和2年度から令和7年度までの5年間で1万6千人以上増えていて、その増加率は約40%です。特に増加しているのは2級で、全体の増加数の約60%となっています。

年齢ごとに見ると、手帳所持者数は全ての年齢層で増えていますが、増加率としては、特に20歳未満は約1.8倍に増えています。

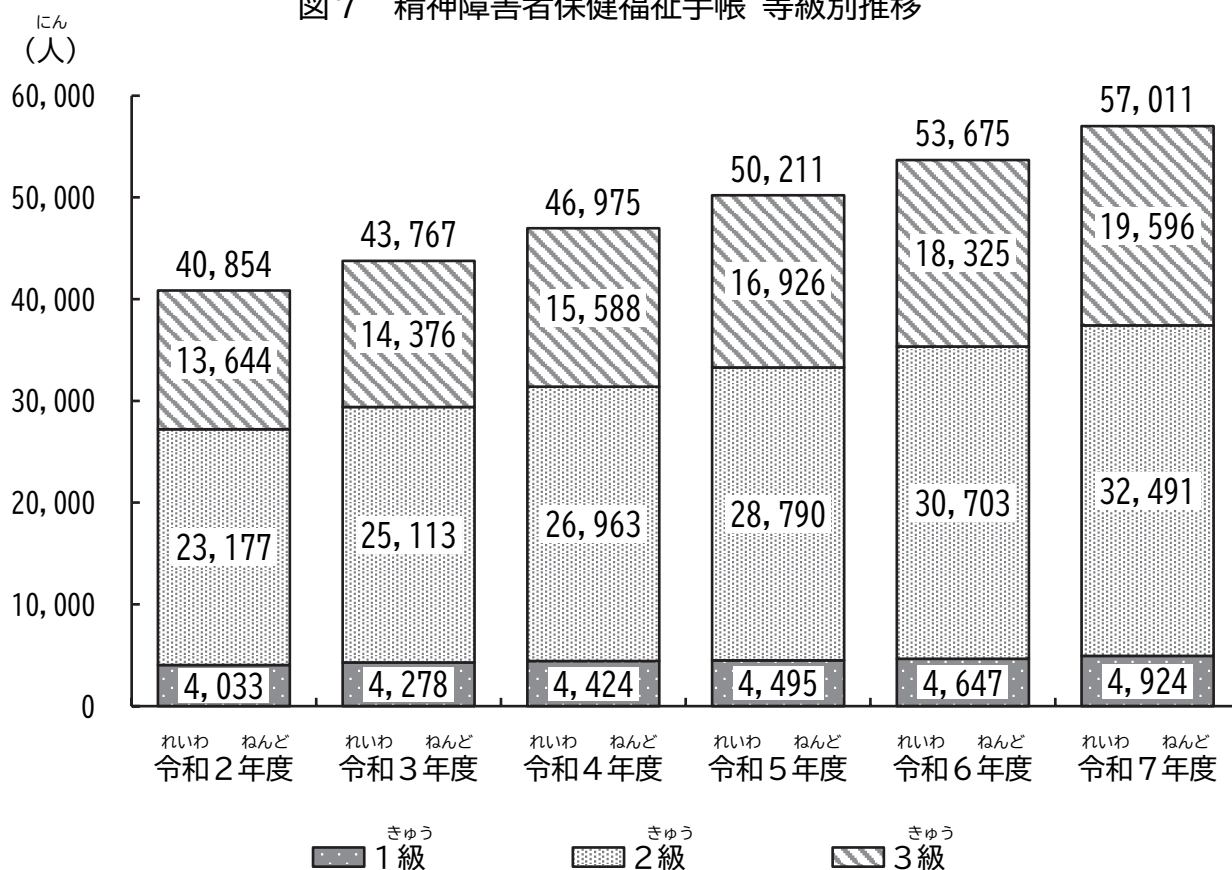
なお、精神障害者保健福祉手帳は、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人を対象とするものです。一方で、医療の観点で捉えた場合、自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は、令和7年度で約8万4千人となっています。通院を継続しながら生活を保てている人がいることを踏まえつつ、手帳所持者数だけでは全体像を捉えきれないことを認識しておく必要があります。

ひょう せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう どうきゅうべつすい
表 7 精神障害者保健福祉手帳 等級別推移

たんい にん
単位：人

	れいわ 令和 ねんど 2年度	れいわ 令和 ねんど 3年度	れいわ 令和 ねんど 4年度	れいわ 令和 ねんど 5年度	れいわ 令和 ねんど 6年度	れいわ 令和 ねんど 7年度
1 級 きゅう	4,033	4,278	4,424	4,495	4,647	4,924
2 級 きゅう	23,177	25,113	26,963	28,790	30,703	32,491
3 級 きゅう	13,644	14,376	15,588	16,926	18,325	19,596
けい 計	40,854	43,767	46,975	50,211	53,675	57,011

ず せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう どうきゅうべつすい
図 7 精神障害者保健福祉手帳 等級別推移

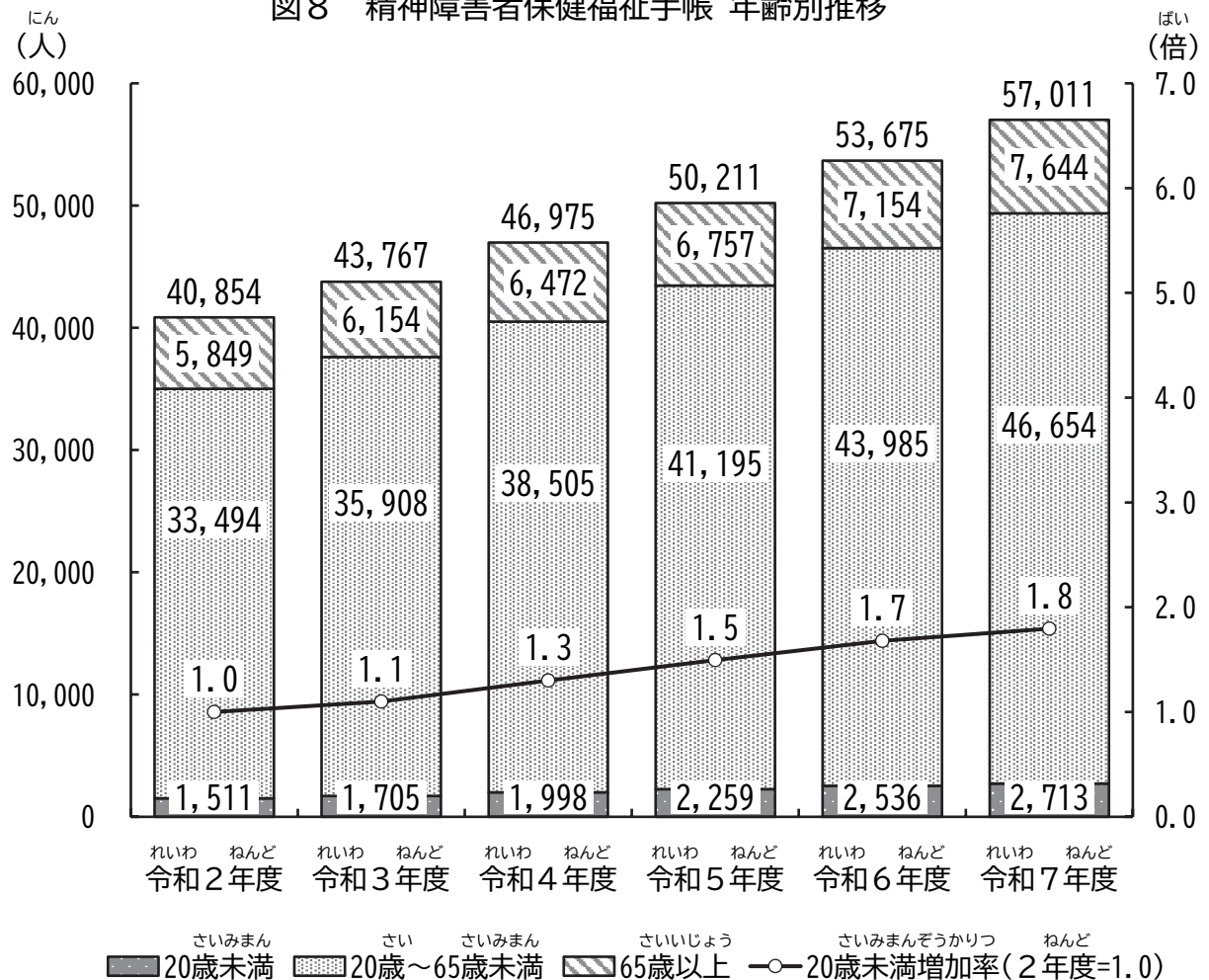


ひょう せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう ねんれいべつすい
表 8 精神障害者保健福祉手帳 年齢別推移

たんい にん
単位：人

	れいわ 令和 ねんど 2年度	れいわ 令和 ねんど 3年度	れいわ 令和 ねんど 4年度	れいわ 令和 ねんど 5年度	れいわ 令和 ねんど 6年度	れいわ 令和 ねんど 7年度
さいみまん 20歳未満	1,511 3.7 %	1,705 3.9 %	1,998 4.2 %	2,259 4.5 %	2,536 4.7 %	2,713 4.8 %
さい 20歳～ さいみまん 65歳未満	33,494 82.0 %	35,908 82.0 %	38,505 82.0 %	41,195 82.0 %	43,985 81.9 %	46,654 81.8 %
さいいじょう 65歳以上	5,849 14.3 %	6,154 14.1 %	6,472 13.8 %	6,757 13.5 %	7,154 13.3 %	7,644 13.4 %
けい 計	40,854	43,767	46,975	50,211	53,675	57,011

ず せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう ねんれいべつすい
図 8 精神障害者保健福祉手帳 年齢別推移



(5) 発達障害

発達障害独自の障害者手帳は無く、知的障害を伴う場合は愛の手帳、知的障害を伴わない場合は精神保健福祉手帳の交付又はその両方の交付を受けていることがあります。一方で、医師の診断のみを受け、障害者手帳を取得していない人もいることから、障害者手帳所持者数のみで、発達障害児・者の人数を把握することは困難です。

とはいえ、発達障害に関する相談件数や診断件数の推移から推測すると、明らかに増加傾向にあると考えられます。

また、発達障害の診断を受けた人だけでなく、本人や家族も発達障害に気付かないまま過ごしている人も少なからずいます。特に、知的障害が軽度である場合や、あるいは知的障害を伴わない場合には、生活に関する困りごとを抱えていても障害福祉分野の相談窓口などにつながっていないことも多いのが現状です。こうした人たちをどう把握し、適切な支援につなげていくかが課題のひとつです。

(6) 強度行動障害

対象者数を正確に把握できる統計はありません。行動上著しい困難があるとされる、障害支援区分認定調査の行動関連項目が10点以上の人は、令和8年4月時点で約4千3百人いますが、そのほかに障害福祉サービスを利用していない人もいるため、実際には更に多いと考えられます。

強度行動障害の多くは、障害特性を理解し適切な支援を行うことで、減少し、安定した生活を送ることができるとされています。そのためには、専門的な人材育成や支援体制が必要ですが、施策を検討するために必要な対象者の全体像を把握すること自体が難しいことも課題となっています。

(7) 高次脳機能障害

高次脳機能障害は、病気や事故による脳の損傷等を原因として、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、失語、失行、失認その他の認知機能に障害が生じるものであり、その患者数は全国で約23万人と推計されています。

高次脳機能障害は外見からは分かりにくく、その特性に対する理解も十分に進んでいないことなどから、本人や家族が適切な支援につながらず、日常生活や社会生活に困難を抱えている場合があると指摘されています。

また、高次脳機能障害は症状や生活上の困難さが多様であることに加え、診断や支援につながっていない人も存在すると考えられることから、障害のある人の実数や支援ニーズの全体像を正確に把握すること自体が難しいことも課題となっています。

(8) 医療的ケア

医療的ケア児・者（日常的に医療的ケアを必要とする人）は、障害者手帳を持っていない人もいるため、統計上、人数が把握できていないのが現状です。

国の調査によれば、医療的ケア児は令和7年度には日本全国で約2万1千5百人と推計されており、令和3年度の2万180人と比較すると、約6.5%増えているという計算になります。

横浜市では、正確な人数は把握できていませんが、医療的ケア児・者等は、約1千5百人程度と推計しています。

(9) 難病患者

障害者総合支援法では、障害者の範囲に、難病等を加えました。対象となる難病は、348疾病です。（令和8年4月時点）。

このことにより、症状が変わりやすいなどの理由で身体障害者手帳の取得対象とならない人も、障害福祉サービスを利用できるようになっています。

特定医療費（指定難病）受給者証所持者数は徐々に増えており、障害福祉サービスの推進に当たっては、今後も、難病等患者数も考慮しながら進めていく必要があります。

表9 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数推移

単位：人

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
26,579	26,905	27,984	29,018	30,187	32,537

4

当事者向けアンケートから見える現状

(1) 調査概要

① 調査の目的

令和9年度から令和14年度までの6年間を期間とする「第5期横浜市障害者プラン」を策定するため、障害者手帳をお持ちの方等の生活状況の把握やご意見を聴くことを目的にアンケートを実施しました。

調査結果は、第5期横浜市障害者プランの各施策の方向性や、サービス利用の見込量等を検討する際の参考データとして活用しています。

② 調査対象

令和7年12月現在、「身体障害者手帳をお持ちの方」、「愛の手帳をお持ちの方」、「精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方」、「障害者総合支援法の福祉サービスを利用している、障害者総合支援法対象疾病の患者の方」のうち、約10%の方19,000人を無作為抽出しました。

③ 調査方法・調査期間

調査方法：郵送又は横浜市電子申請・届出システムによるアンケート形式

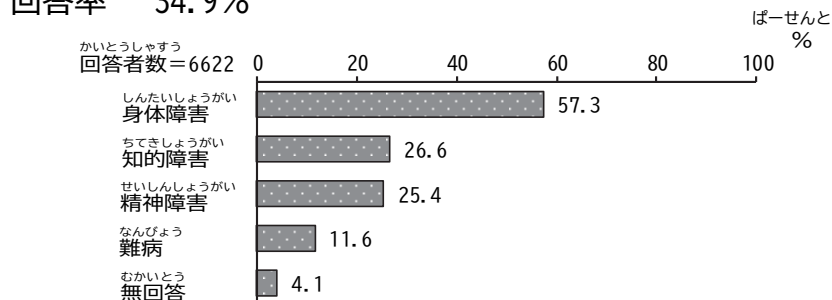
調査期間：郵送 令和8年1月14日～2月6日
電子申請 令和8年1月22日～2月11日

④ 回収状況

配布数 19,000通（郵送）

回答数 6,622件（郵送4,949件、電子申請・届出システム1,673件）

回答率 34.9%



全体 (n=6,622)
身体障害者 (n=3,793)
知的障害者 (n=1,760)
精神障害者 (n=1,679)
難病 (n=769)
注：重複有

※集計結果の見方

①数値はそれぞれ割合(%)を表示。基数の記述があるもの以外は有効回答数を基本とします。

②複数回答の設問の場合、すべての比率を合計すると100%を超える場合があります。また、小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100%にならない場合があります。

(2) 調査の結果

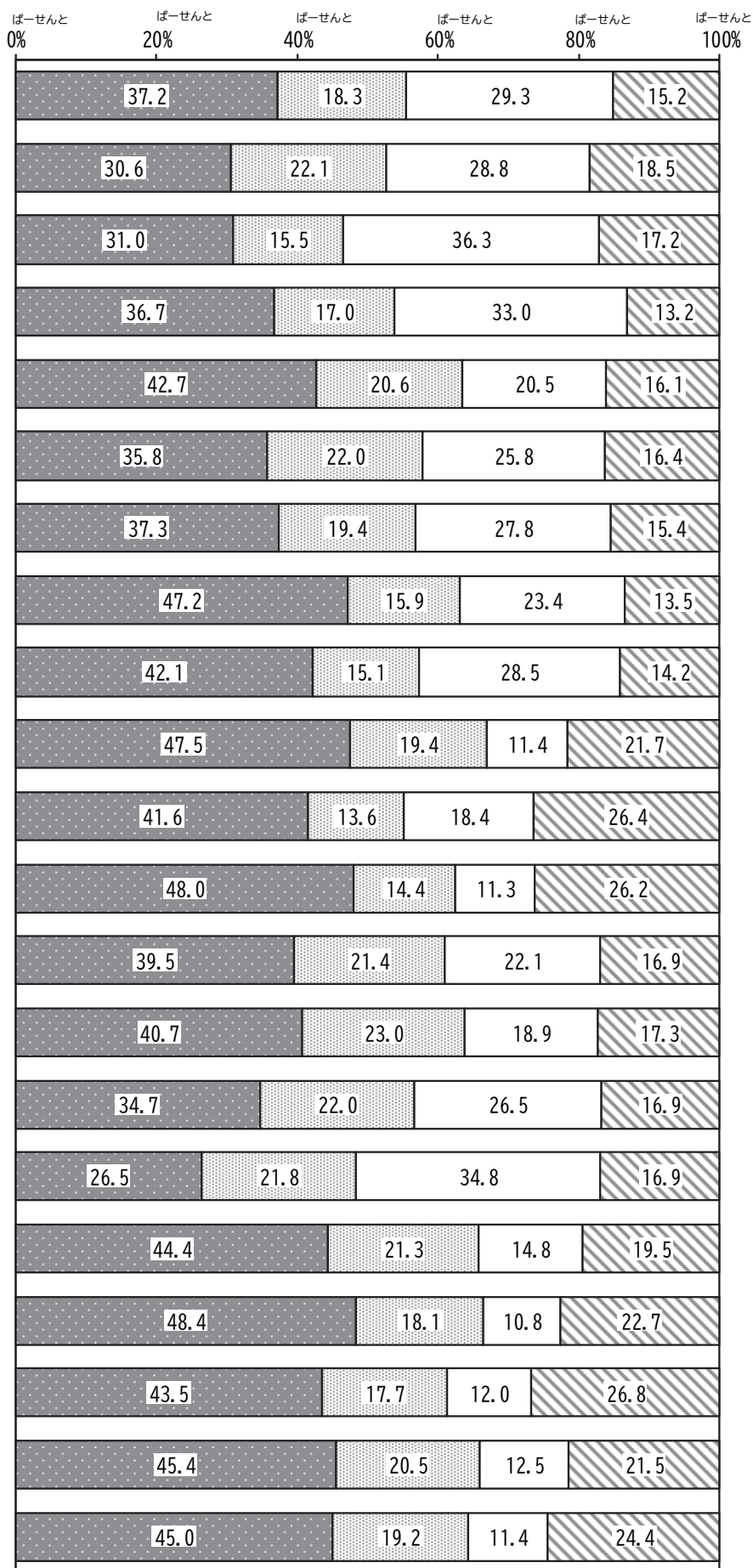
① 生活の中で困ること

生活の中で「困ることがある」の上位3項目は、「役所や病院、銀行などの手続きが難しい」、「制度やサービスがわかりにくい」、「外出が困難」で、3割以上の方が挙げています。

一方、「希望する学校や施設を利用できない」、「必要な介助が受けられない」等は、6割以上の方が「困ることはない」、「困ることはほとんどない」と回答しています。また、21項目中19項目で、5割以上の方が「困ることはない」、「困ることはほとんどない」と回答しています。

かいとうしゃ
回答者=6622

1. じぶん いし あいて つた
自分の意志が相手に伝わらない
2. しゅうい りかい た
周囲の理解が足りない
3. やくしょ びょういん ぎんこう てつづ むずか
役所や病院、銀行などの手続きが難しい
4. がいしゅつ こんなん
外出が困難
5. よ か す ば きかい
余暇などを過ごす場や機会がない
6. がいしゅつ さい しょうがい はいりよ ばしょ すく
外出する際、障害に配慮した場所が少ない
7. ひとり す ふあん
一人で過ごすのが不安
8. ふくやく かんり むずか
服薬の管理が難しい
9. ぎんせん かんり むずか
金銭の管理が難しい
10. りよう しせつ ふまん
利用している施設に不満がある
11. きぼう しゅうろう ば
希望する就労の場がない
12. がっこう しせつ しごと ば えんぼう ふべん
学校や施設、仕事の間が遠方で不便
13. き あひと であう ば
気の合う人と出会う場がない
14. きんじょ し あ
近所で知り合いがいない
15. じょうほう にゅうしゅ
情報を入手しにくい
16. せいど サービスがわかりにくい
17. ひつよう かいじょ う
必要な介助が受けられない
18. きぼう がっこう しせつ りよう
希望する学校や施設を利用できない
19. しんがく しゅうしょく さい じょうほう ひ つ
進学・就職の際に情報が引き継がれない
20. しゅじい か さい じょうほう ひ つ
主治医が変わる際に情報が引き継がれない
21. しえんしゃ か さい じょうほう ひ つ
支援者が変わる際に情報が引き継がれない



☐ 困ることはない
 ☐ 困ることはほとんどない
 ☐ 困ることがある
 ☐ 無回答

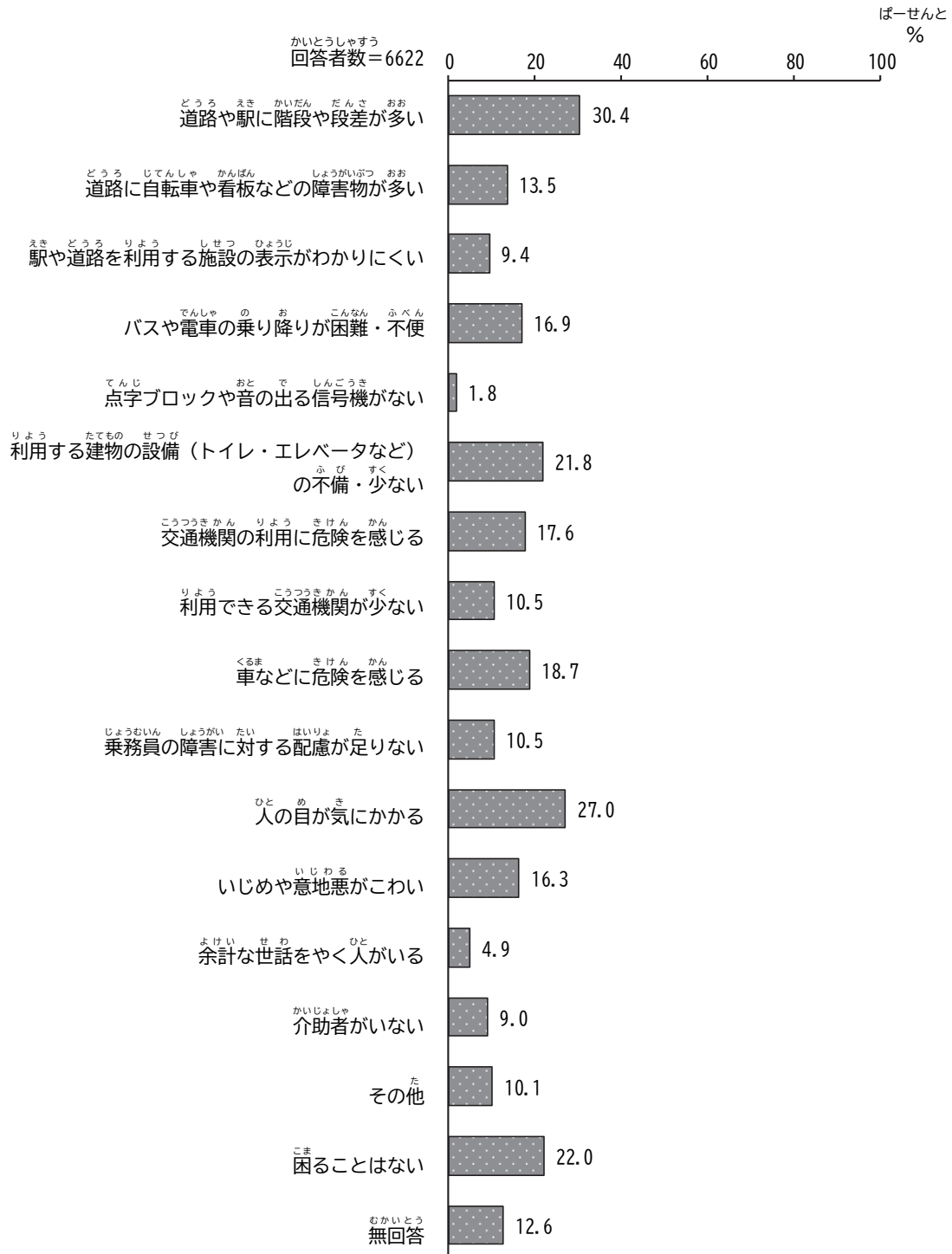
生活の中で「困ることがある」の上位3項目について、身体障害と難病では「外出が困難」が1位となっており、身体障害は3割、難病は4割を超えています。また、難病では、「外出する際、障害に配慮した場所が少ない」が3割を超えており、他の障害より高くなっています。知的障害では、「役所や病院、銀行などの手続きが難しい」が6割を超えており、他の障害よりかなり高くなっています。また、「自分の意思が相手に伝わらない」、「金銭の管理が難しい」も5割を超えています。精神障害では、「制度やサービスがわかりにくい」が1位となっており、4割を超えています。また「気の合う人と出会う場がない」が3割を超えており、上位に挙がっています。

生活の中で「困ることがある」の上位3項目

調査対象	1位	2位	3位
全体	役所や病院、銀行などの手続きが難しい 36.3 %	制度やサービスがわかりにくい 34.8 %	外出が困難 33.0 %
身体障害	外出が困難 31.4 %	役所や病院、銀行などの手続きが難しい 28.1 %	制度やサービスがわかりにくい 28.1 %
知的障害	役所や病院、銀行などの手続きが難しい 64.6 %	自分の意思が相手に伝わらない 57.2 %	金銭の管理が難しい 56.9 %
精神障害	制度やサービスがわかりにくい 43.1 %	気の合う人と出会う場がない 35.8 %	役所や病院、銀行などの手続きが難しい 35.3 %
難病	外出が困難 43.4 %	制度やサービスがわかりにくい 36.8 %	外出する際、障害に配慮した場所が少ない 36.5 %

② 普段の生活で外出する時や、外出したいと思う時に困ること

「道路や駅に階段や段差が多い」の割合が30.4 %、「人の目が気にかかる」が27.0 %、「利用する建物の設備（トイレ・エレベータなど）の不備・少ない」が21.8 %の順に高くなっています。一方、「困ることはない」の割合は22.0 %となっています。



外出したいと思う時に困ることについて、障害別で見ると、すべての障害で「道路や駅に階段や段差が多い」が上位3項目以内に挙げられており、特に身体障害と難病では4割を超えて1位となっています。知的障害と精神障害では「人の目が気にかかる」が1位となっており、知的障害で3割半ば、精神障害で約4割となっています。また、難病では「利用する建物の設備（トイレ・エレベータなど）の不備・少ない」が3割を超えており、他の障害より高くなっています。

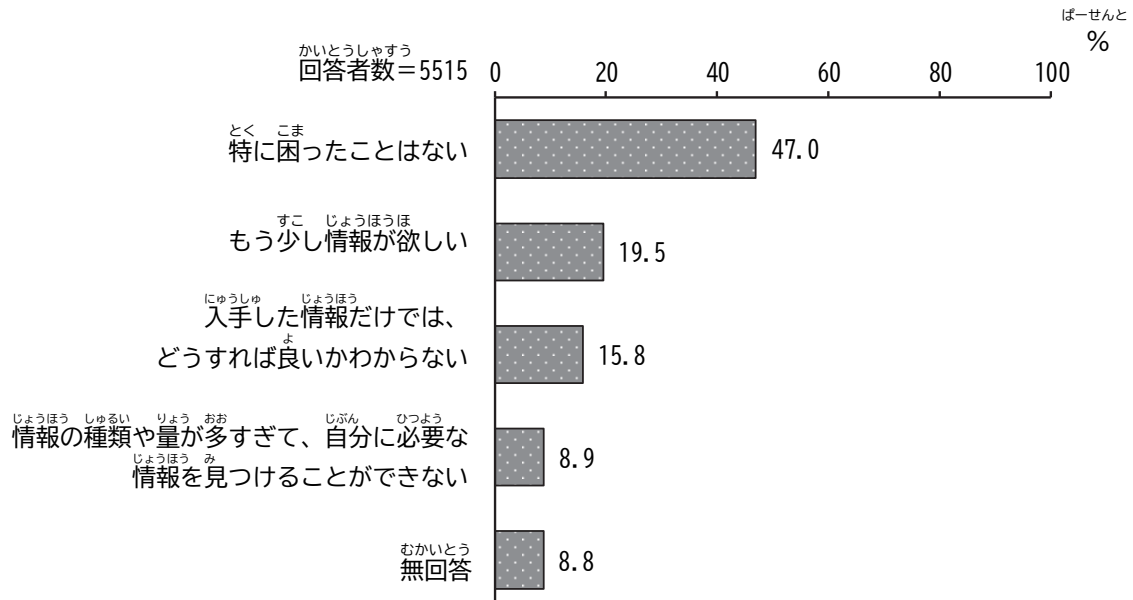
精神障害では「いじめや意地悪がこわい」、難病では「バスや電車の乗り降りが困難・不便」が、他の障害に比べ、上位3項目以内に挙げられています。

外出したいと思う時に困ることの上位3項目

調査対象	1位	2位	3位
全体	道路や駅に階段や段差が多い 30.4 %	人の目が気にかかる 27.0 %	困ることはない 22.0 %
身体障害	道路や駅に階段や段差が多い 41.0 %	利用する建物の設備（トイレ・エレベータなど）の不備・少ない 27.4 %	困ることはない 22.6 %
知的障害	人の目が気にかかる 34.9 %	道路や駅に階段や段差が多い 25.2 %	利用する建物の設備（トイレ・エレベータなど）の不備・少ない 24.7 %
精神障害	人の目が気にかかる 38.2 %	いじめや意地悪がこわい 27.1 %	道路や駅に階段や段差が多い 20.8 %
難病	道路や駅に階段や段差が多い 44.5 %	利用する建物の設備（トイレ・エレベータなど）の不備・少ない 31.7 %	バスや電車の乗り降りが困難・不便 25.7 %

③ 入手した情報について、困ったこと

「特に困ったことはない」の割合が47.0 % と最も高く、次いで「もう少し情報が欲しい」の割合が19.5 %、「入手した情報だけでは、どうすれば良いかわからない」の割合が15.8 %、「情報の種類や量が多すぎて、自分に必要な情報を見つけることができない」の割合が8.9 % となっています。



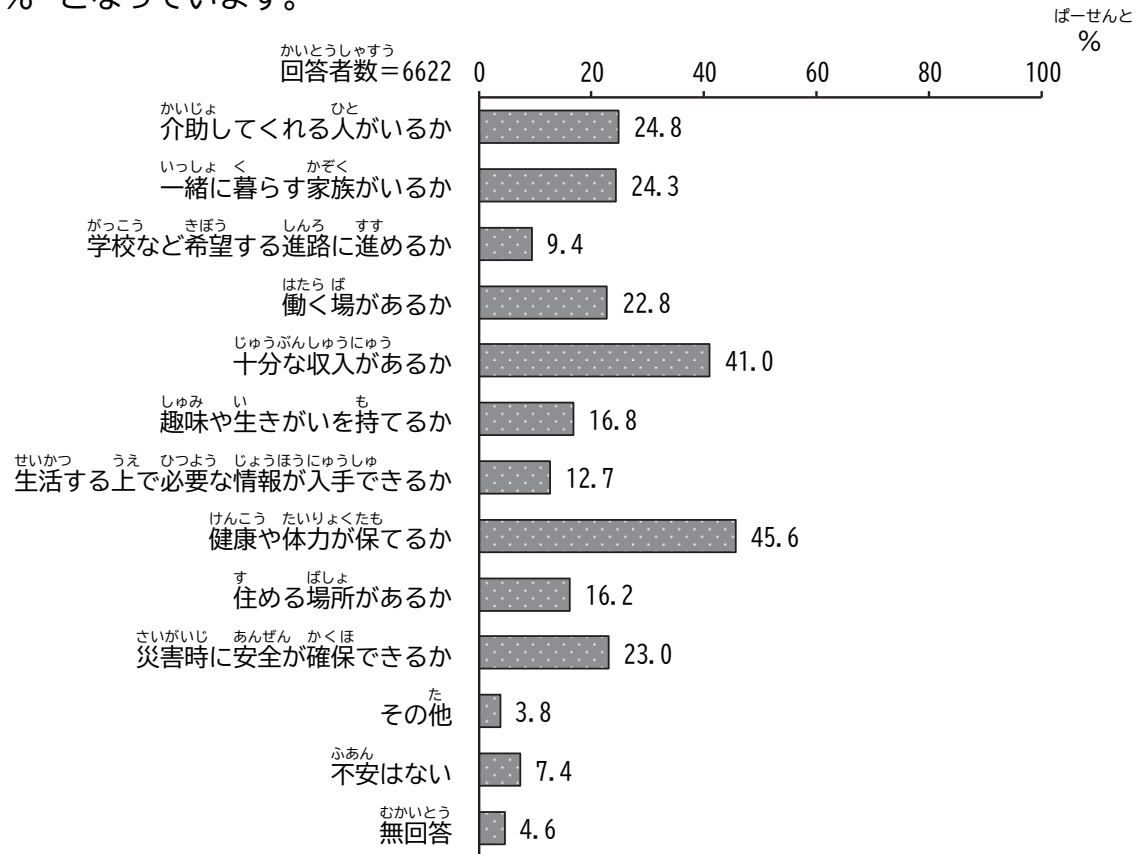
入手した情報について、困ったことの項目順位について、障害別で見ると、すべての障害で順位が同じとなっています。1位は「特に困ったことはない」となっており、身体障害では約5割と他の障害より高くなっています。また、知的障害では「入手した情報だけでは、どうすれば良いかわからない」が約2割、精神障害では「情報の種類や量が多すぎて、自分に必要な情報を見つけることができない」が1割を超えており、他の障害よりやや高くなっています。

入手した情報について、困ったことの項目順位

調査対象	1位	2位	3位	4位
	特に困ったことはない	もう少し情報が欲しい	入手した情報だけでは、どうすれば良いかわからない	情報の種類や量が多すぎて、自分に必要な情報を見つけることができない
全体	47.0 %	19.5 %	15.8 %	8.9 %
身体障害	50.5 %	18.8 %	13.6 %	7.6 %
知的障害	39.8 %	21.8 %	20.1 %	9.2 %
精神障害	41.3 %	20.4 %	18.7 %	11.4 %
難病	43.0 %	23.2 %	16.3 %	9.7 %

④ 将来（6年後）に不安を感じること

「健康や体力が保てるか」の割合が45.6 % と最も高く、次いで「十分な収入があるか」の割合が41.0 % 、「介助してくれる人がいるか」の割合が24.8 % となっています。



将 来（6年後）に不安を感じることに、障害別で見ると、すべての障 害で「健康や体力が保てるか」、「十分な収 入があるか」が上位3項目以内に挙げられています。

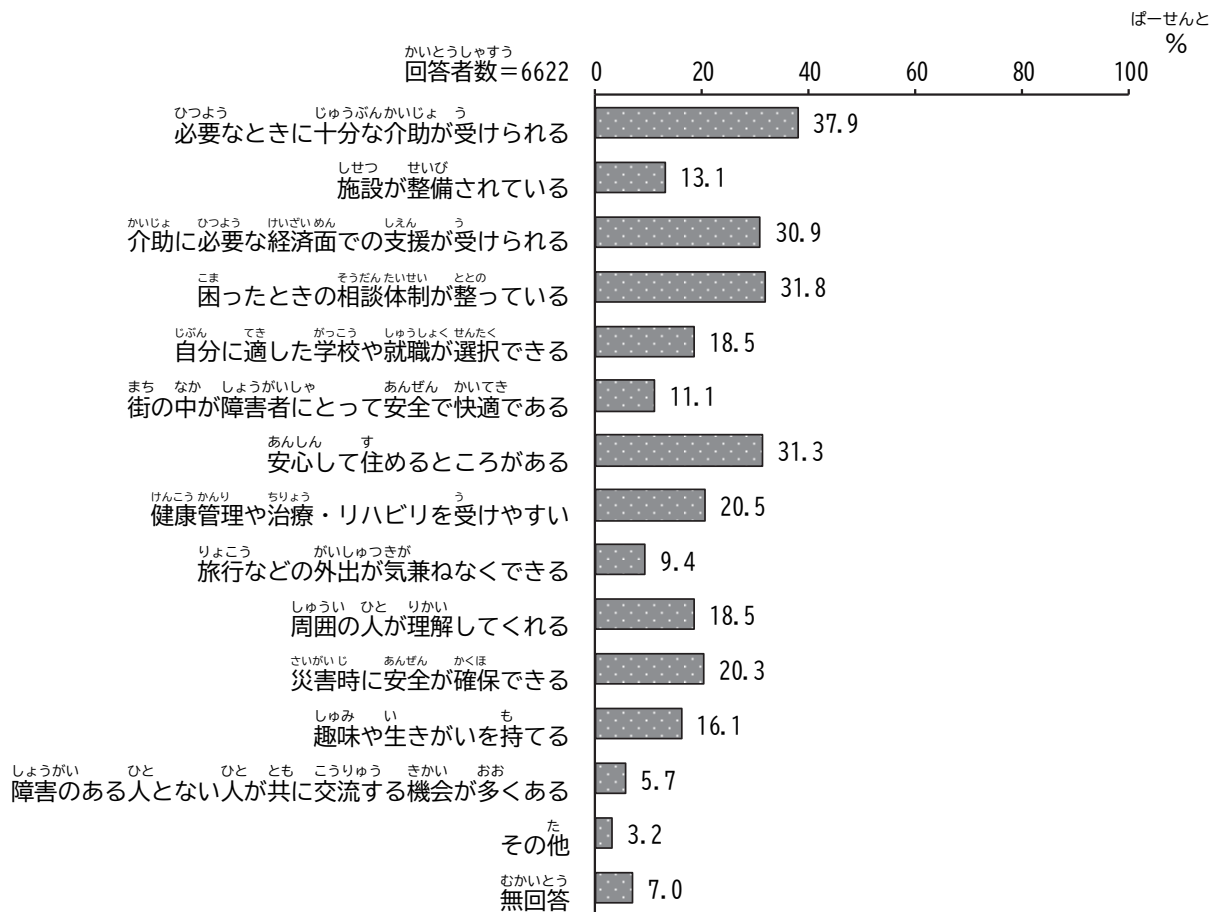
身体障害と難病では「健康や体力が保てるか」が1位となっており、5割を超えています。知的障害では「介助してくれる人があるか」が1位となっており、3割を超えています。精神障害では「十分な収 入があるか」が5割を超えており、他の障 害より高くなっています。また、「働く場があるか」も3割を超えており、上位に挙がっています。

将 来（6年後）に不安を感じることの上位3項目

調査対象	1位	2位	3位
全体	健康や体力が保てるか 45.6 %	十分な収 入があるか 41.0 %	介助してくれる人があるか 24.8 %
身体障害	健康や体力が保てるか 52.4 %	十分な収 入があるか 38.2 %	介助してくれる人があるか 27.4 %
知的障害	介助してくれる人があるか 32.2 %	十分な収 入があるか 29.1 %	健康や体力が保てるか 29.0 %
精神障害	十分な収 入があるか 55.9 %	健康や体力が保てるか 47.6 %	働く場があるか 32.6 %
難 病	健康や体力が保てるか 51.9 %	十分な収 入があるか 39.0 %	介助してくれる人があるか 28.9 %

⑤ 将来（6年後）の理想の社会や生活で重要なもの

「必要なときに十分な介助が受けられる」の割合が37.9 % と最も高く、次いで「困ったときの相談体制が整っている」の割合が31.8 %、「安心して住めるところがある」の割合が31.3 % となっています。



将来（6年後）の理想の社会や生活で重要なものについて、障害別で見ると、すべての障害で「困ったときの相談体制が整っている」が上位3項目以内に挙げられており、精神障害では約4割と、他の障害より高くなっています。また、「安心して住めるところがある」が約4割となっており、1位に挙がっています。

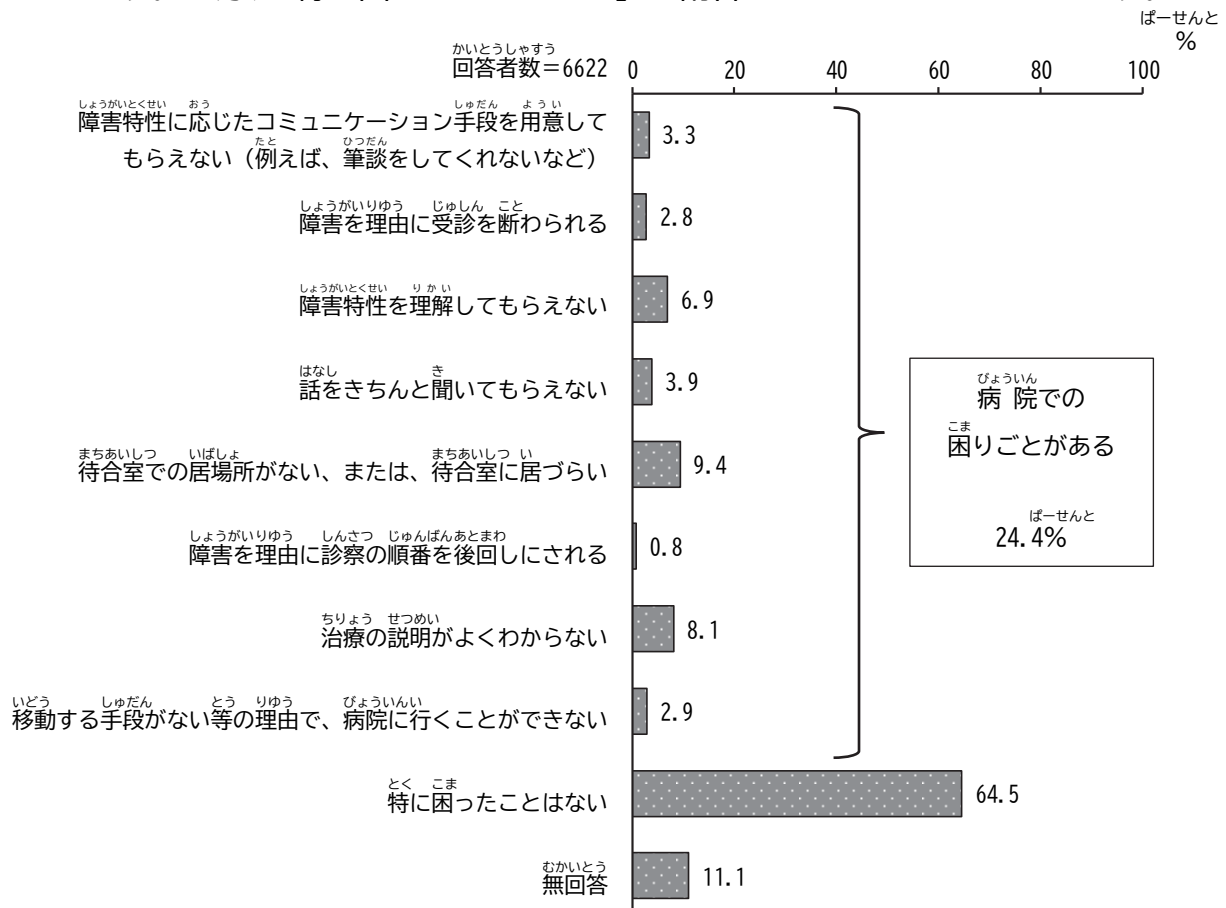
身体障害と知的障害、難病では「必要なときに十分な介助が受けられる」が1位となっており、4割を超えています。

将来（6年後）の理想の社会や生活で重要なものの上位3項目

調査対象	1位	2位	3位
全体	必要なときに十分な 介助が受けられる 37.9 %	困ったときの相談体 制が整っている 31.8 %	安心して住めるところ がある 31.3 %
身体障害	必要なときに十分な 介助が受けられる 43.6 %	介助に必要な経済面 での支援が受けられ る 33.7 %	困ったときの相談体 制が整っている 26.4 %
知的障害	必要なときに十分な 介助が受けられる 43.9 %	安心して住めるところ がある 34.9 %	困ったときの相談体 制が整っている 34.8 %
精神障害	安心して住めるところ がある 40.8 %	困ったときの相談体 制が整っている 40.3 %	介助に必要な経済面 での支援が受けられ る 32.0 %
難病	必要なときに十分な 介助が受けられる 46.6 %	介助に必要な経済面 での支援が受けられ る 34.9 %	困ったときの相談体 制が整っている 27.0 %

⑥ 病院での困りごと

病院での困りごとがある方は24.4 %、具体的には、「待合室での居場所がない、または、待合室に居づらい」の割合が9.4 %、「治療の説明がよくわからない」が8.1 %、「障害特性を理解してもらえない」が6.9 %の順に高くなっています。一方、「特に困ったことはない」の割合は64.5 %となっています。



知的障害では、病院での「困りごとがある」と回答している方が3割を超えており、他の障害より高くなっています。

調査対象	困りごとがある	困りごとがない
全体	24.4 %	64.5 %
身体障害	20.1 %	68.1 %
知的障害	37.1 %	52.4 %
精神障害	28.2 %	62.5 %
難病	24.2 %	64.4 %

病院での困りごとについて、すべての障害で「待合室での居場所がない、または、待合室に居づらい」、「障害特性を理解してもらえない」が上位3項目以内に挙げられています。

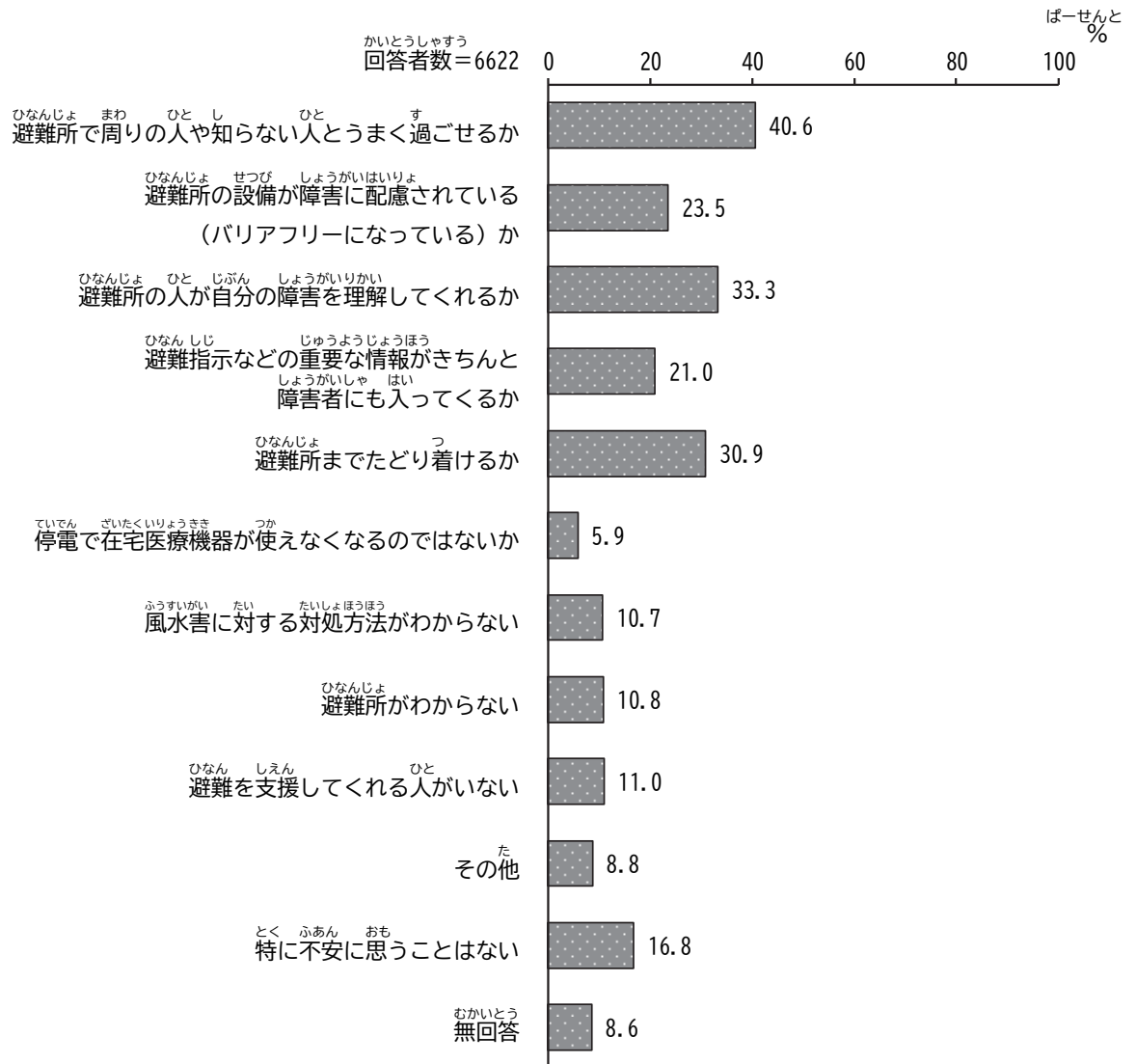
知的障害では、すべての項目で1割台となっており、他の障害よりやや高くなっています。また、「治療の説明がよくわからない」は精神障害で約1割と、やや高くなっています。

病院での困りごとの上位3項目

調査対象	1位	2位	3位
全体	待合室での居場所がない、または、待合室に居づらい 9.4 %	治療の説明がよくわからない 8.1 %	障害特性を理解してもらえない 6.9 %
身体障害	待合室での居場所がない、または、待合室に居づらい 6.9 %	治療の説明がよくわからない 5.4 %	障害特性を理解してもらえない 5.1 %
知的障害	待合室での居場所がない、または、待合室に居づらい 18.9 %	治療の説明がよくわからない 13.5 %	障害特性を理解してもらえない 11.5 %
精神障害	治療の説明がよくわからない 10.2 %	待合室での居場所がない、または、待合室に居づらい 9.4 %	障害特性を理解してもらえない 9.1 %
難病	待合室での居場所がない、または、待合室に居づらい 7.3 %	障害特性を理解してもらえない 7.0 %	話をきちんと聞いてもらえない 5.1 %

⑦ 災害時に不安に思うこと

「避難所で周りの人や知らない人とうまく過ごせるか」の割合が40.6 % と最も高く、次いで「避難所の人が自分の障害を理解してくれるか」の割合が33.3 %、「避難所までたどり着けるか」の割合が30.9 % となっています。



災害時に不安に思うことについて、すべての障害で「避難所までたどり着けるか」が上位3項目以内に挙げられています。

知的障害と精神障害では「避難所で周りの人や知らない人とうまく過ごせるか」が1位となっており、5割を超えています。また、知的障害と精神障害、難病では「避難所の人が自分の障害を理解してくれるか」が2位となっており、知的障害で5割近くと、他の障害より高くなっています。身体障害と難病では「避難所の設備が障害に配慮されている（バリアフリーになっている）か」が上位に挙がっており、難病でも3割を超えています。

災害時に不安に思うことの上位3項目

調査対象	1位	2位	3位
全体	避難所で周りの人や知らない人とうまく過ごせるか 40.6 %	避難所の人が自分の障害を理解してくれるか 33.3 %	避難所までたどり着けるか 30.9 %
身体障害	避難所までたどり着けるか 32.0 %	避難所で周りの人や知らない人とうまく過ごせるか 31.4 %	避難所の設備が障害に配慮されている（バリアフリーになっている）か 29.8 %
知的障害	避難所で周りの人や知らない人とうまく過ごせるか 52.4 %	避難所の人が自分の障害を理解してくれるか 47.0 %	避難所までたどり着けるか 34.1 %
精神障害	避難所で周りの人や知らない人とうまく過ごせるか 53.2 %	避難所の人が自分の障害を理解してくれるか 36.2 %	避難所までたどり着けるか 30.1 %
難病	避難所までたどり着けるか 36.2 %	避難所の人が自分の障害を理解してくれるか 36.0 %	避難所の設備が障害に配慮されている（バリアフリーになっている）か 34.9 %

第3章 第5期プランの基本目標と取組の方向性

1

基本目標

障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し
合いながら、自分らしく暮らし続けることができる
インクルーシブ（※）なまち ヨコハマの実現を目指す

※インクルーシブとは、いろいろな違いがあっても、みんなが一緒に社会に参加し、
暮らししていくこと

【成果指標】

項目	現状（令和7年度）	目標（令和14年度）
情報・制度・サービスの満足度	59.3 %	60.0 %

(1) 基本目標

これまで積み重ねてきた取組により、障害のある人が地域で自分らしく暮らすための支援や施策は、少しずつ充実してきています。また、国の制度やサービスの充実も進み、これまで横浜市が独自に実施してきた事業は、国のサービス等により補完されるようになってきました。

一方で、少子高齢化の進行により将来を担う人材が減少していることや、障害のある人の高齢化・重度化が進んでいること、さらに障害者手帳所持者数の増加など、社会の状況が変化する中で、引き続き将来にわたり質の高いサービスを安定して提供し続ける必要があります。

こうした状況の中でも、障害のある人の尊厳と人権を尊重し、自らの意思により生活を送るという基本的な考え方は、引き続き大切にしていけるものです。

本プランでは、「障害者の権利に関する条約」の理念を踏まえ、障害のある人が自分らしく地域で暮らししていくという視点をさらに進めるため、当事者策定検討会や横浜市障害者施策検討部会、横浜市障害者施策推進協議会などにおける、障害のある人やその家族、支援者、有識者からの意見も参考にしながら、基本目標を設定しました。

また、基本目標^{きほんもくひょう}に掲げる「インクルーシブ」については、当事者策定検討会^{とうじしやさくていけんとうかい}において様々な意見^{さまざま いけん}が交わされました。

言葉^{ことば}の分かりにくさを指摘^{してき}する声^{こえ}があった一方で、「様々な違い^{いっぽう}があっても、誰もが地域^{ちいき}の中で共に暮らし、社会^{しゃかい}に参加^{さんか}できることが大切^{たいせつ}である」といった考え方^{かんが}や、「障害者の権利^{しょうがいしゃ けんり}に関する条約^{じょうやく}」においても基本理念^{きほんりねん}として位置付け^{いちづ}られている世界的^{せかいてき}に重要な考え方^{じゅうよう かんが}であることから、盛り込むべきとの意見^{かんが}が多く寄せられました。

こうした意見^{いけん}を踏まえ、本プランでは「インクルーシブ」を基本目標^{きほんもくひょう}に位置付けるとともに、その意味^{い み}を併せて示し、考え方^{かんが}の共有^{きょうゆう}を図りながら、「インクルーシブ」なまちヨコハマの実現^{じつげん}を目指します。

(2) 基本目標の実現に向けて必要な視点^{きほんもくひょう じつげん む ひつよう してん}

行政^{ぎょうせい}がさまざまな施策^{しさく}や事業^{じぎょう}を進めていく上^{うへ}では、まず、障害のある人^{しょうがい ひと}の視点^{してん}に立つことが重要です。ここでは、それに加えて、施策^{しさく}を進めるうえで共通^{きょうつう}して大切にする考え方^{かんが}や視点^{してん}を下記^{か き}の1～7に整理^{せいり}しました。

個々の事業^{ここの じぎょう}を個別^{こべつ}に進めるのではなく、こうした共通^{きょうつう}の視点^{してん}を踏まえて基本目標^{きほんもくひょう}の実現^{じつげん}に向けて効果的^{こうかてき}な取組^{とりくみ}を進めることができます。

- 1 障害のある人個人の尊重^{しょうがい ひと じん}と人権^{じんけん}の保障^{ほしょう}の視点^{してん}
- 2 障害状況^{しょうがいじょうきょう}やライフステージ^{おう}に応じたニーズ^{おう}をとらえ、切れ目のない支援^{き め しょうかい}につなげていく視点^{してん}
- 3 将来^{しょうらい}にわたるあんしん施策^{しさく}を踏まえた視点^{してん}
- 4 親なき後の安心^{おや あと あんしん}と、親あるうちからの自立^{おや じりつ}につなげていく視点^{してん}
- 5 障害のある人全て^{しょうがい ひと すべて}が生きがい^{いきがい}を実感^{じっかん}できるようにしていく視点^{してん}
- 6 障害理解^{しょうがいりかい}を進め、社会^{しゃかい}の変容^{へんよう}を促^{うなが}していく視点^{してん}
- 7 必要なサービス^{ひつよう}の提供^{ていきょう}体制^{たいせい}を確保^{かくほ}し続けていく視点^{してん}

トピック 「障害者の権利に関する条約」とは何か

「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」は、障害者の権利を守るために各国がすべきことを定めた条約です。

条約をつくる話し合いは、「私たち抜きに、私たちのことを決めないで。(Nothing about us, without us.)」というスローガンのもと、世界中の障害者が参加しました。政府だけでなく障害のある人たちが加わってつくる条約は初めてで、画期的なことでした。

この条約は、全ての障害者のあらゆる人権や基本的自由を実現することを促進し、「障害は個人ではなく社会の側にある」という「社会モデル」の視点で障害を捉えています。障害を理由にしたあらゆる差別の禁止、合理的配慮の提供、法の下での平等などを定めるとともに、教育を受ける権利、働く権利、文化やスポーツを楽しむ権利など、障害のある人が自分らしく生きることを大切にしています。障害者権利条約は2006年12月に国連総会で採択され、2008年5月に発効しました。日本は2007年9月に署名した後、条約で定められた基準を満たすために法制度の整備を進め、2014年1月に批准しました。

2025年10月現在、193か国が批准しています。

(1) 障害のある人を地域で支える基盤の整備

障害のある人もない人も、地域社会の一員として暮らしていくには、互いの存在に気づき、身近な存在として理解し合える環境づくりが大切です。

横浜市ではこれまでも、障害理解に向けた普及啓発や、地域での交流機会の創出などに力を入れてきました。今後も、誰もが暮らしやすい社会をつくるため、さらに相互理解を深める取組を着実に進めていきます。

また、障害のある人の権利が守られ、安心して暮らせるよう、虐待防止や成年後見制度の利用促進など、権利擁護の取組を着実に進めていくことが重要です。

障害のある人が地域で安心して生活を送るためには、必要な時に相談できる場所や、切れ目のない相談支援体制の充実・強化、「のぞまないセルフプラン」の解消が必要です。あわせて、基幹相談支援センターの機能の充実や自立支援協議会を通じた地域課題の共有・解決等を進め、地域全体で支える相談支援体制の充実を図ります。さらに、精神障害のある人についても、医療・障害福祉・介護・住まい・社会参加などが連携した包括的な支援体制を構築し、地域の中で自分らしい生活を継続できる環境づくりを進めていきます。

あわせて、生産年齢人口の減少が進む中で、障害のある人の生活を支援する福祉サービスを将来にわたり安定して提供していくためには、持続可能なサービス提供体制の確保が不可欠です。専門性を高める研修等による福祉人材の確保・育成・定着を進めるとともに、サービスの質の向上に向けた体制整備や、ロボット・AI・ICT等の導入による介護業務の負担軽減等の取組を推進し、地域生活を支える持続可能な基盤づくりを進めていきます。

(2) 住む・暮らす

障害のある人が、自分が住みたいと思う地域で希望に合った暮らしを安心して続けるためには、福祉サービスや社会資源の充実が重要です。近年、障害者の在宅生活を支えるサービスは充実してきていますが、障害の状況も様々で、高齢化・重度化や、医療的ケアを必要とする人など、多様で複雑なニーズへの対応が急務となっています。

また、地域の実情や需給バランスを図りながら、安定的かつ適切なサービスの提供に取り組むことも必要です。

自らの意思で「住まいの場」を選択するためには、希望する住まいに関する情報や、地域で暮らせるための必要な支援を知ることが重要です。

横浜市では、これまでも地域生活への移行支援やグループホームの整備を進めてきましたが、引き続き、施設から地域生活への移行を促進するとともに、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進し、多様な住まいの選択肢を確保します。さらに、居住支援や相談支援と連動した丁寧な支援、意思決定支援の充実により、一人ひとりの希望に寄り添いながら、本人が望む暮らしの実現につなげていきます。

また、地域で望む生活を送るためには、移動手段の確保や、まちのバリアフリー化が欠かせません。一人ひとりが地域で自立した生活を送ることができるよう、安全で円滑な移動支援や環境整備など、ハード及びソフトの両面から住まいと暮らしを支える施策を展開していきます。

あわせて、横浜市が進めてきた地域生活支援拠点等の機能の充実や、区・関係機関・地域が連携した支援体制の強化により、緊急時にも安心して地域で暮らし続けられる環境づくりを進めていきます。

トピック 「地域生活支援拠点」について

地域生活支援拠点は、障害のある人の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、緊急時の対応や施設・病院等からの地域移行等を推進するため、障害のある人を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目的に、

①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成等の4つの機能を備えています。

横浜市は、既存の社会資源を有機的につないでいくネットワーク型の手法により、地域生活支援拠点機能の整備を進めています。

機能① 相談

平時から緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急時において必要なサービス調整や相談その他必要な支援を行います。

機能② 緊急時の受入れ・対応

短期入所等を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行います。

機能③ 体験の機会・場の提供

障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立にあたり、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供します。

(平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及び体制整備も含みます)

機能④ 専門的人材の確保・育成

医療的ケア対象者や強度行動障害者、高齢化により障害が重度化した方等に対し、専門的対応を行うことができる体制の確保や人材の養成を行います。

(3) 安全・安心

障害のある人が地域で健康に安心して暮らすためには、将来の健康への不安を軽減し、必要な時に適切な保健・医療サービスを受けられる環境を充実させることが重要です。横浜市では、医療的ケア児・者等への支援の充実を図るとともに、一人ひとりの健康づくりを推進する施策を検討し、医療従事者の障害理解を一層深める取組を進めていきます。あわせて、福祉・医療・教育が連携し、切れ目のない支援の充実を図るとともに、多様なニーズに対応できる体制づくりを進めていきます。

また、地域で安全に暮らすためには、いつ起こるか分からない災害への備えが欠かせません。障害の種別やあるなしにかかわらず、地域で支え合い、助け合うことができる関係づくりが重要です。さらに、災害時においても必要な福祉サービスの継続ができるよう、関係機関の連携強化を進めます。あわせて、避難支援を必要とする方の円滑かつ迅速な避難につなげるため、個別避難計画の作成や災害時要援護者名簿の活用など、実効性のある災害対策を推進します。

さらに、障害特性に応じた情報提供や、関係機関や地域住民との連携による防災訓練等を通じた地域への障害理解・啓発を進めます。あわせて、自助・共助の取組を支援し、震災・風水害など様々な災害への対応力を高め、地域全体で支え合う「安全・安心」の仕組みづくりを進めていきます。

(4) 育む・学ぶ

一人ひとりの子どもが、その子らしく育ち、発達段階に応じた適切な支援を受けられることが大切です。横浜市では、障害のある子どもとその家族を支援するため、早期発見・早期療育の仕組みづくりを進めるとともに、療育と教育の連携に取り組んできました。

あわせて、一人ひとりの特性や成長に応じた支援の充実を図り、子どもが持つ力や可能性を伸ばしていける支援体制の強化を進めていきます。また、医療的ケアが必要な子どもや重度の障害のある子どもについても、安心して学び続けられるよう、福祉・医療・教育が連携した支援体制の充実を図ります。

近年、障害のある子どもが増加傾向にある中、保育所や幼稚園、地域社会において、子どもたちが共に学ぶことができるインクルーシブな環境の整備がより一層求められています。子どもとご家族が早い段階から安心して相談できるよう、関係機関が連携した伴走的な相談支援体制を確保することが必要です。

さらに、横浜らしいインクルーシブ教育の実現を目指し、多様な学びの場を整えながら、子どもたちが共に学び、共に育ち合うことができる環境づくりを進めるとともに、保育・教育・福祉が連携した切れ目のない支援の充実を図ります。

教育の場においては、全ての子どもが一貫して適切な指導・支援を受け、必要な合理的配慮が提供されることが大切です。そのため、療育と教育の連携による支援の充実を図り、校内支援体制をさらに強化していきます。あわせて、特別支援教育の充実を図るとともに、一人ひとりの個性や多様性を尊重し、主体的に学び、自分らしく成長できる教育環境づくりを進めていきます。療育、保育、教育等の連携による切れ目のない一貫した支援が、多様な人間関係を育み、社会生活の経験を積むことにつながるという視点で施策を進めていきます。

(5) 働く・楽しむ

障害のあるなしにかかわらず、「働くこと」は、自立した生活や生きがいにつながる大切な要素です。社会状況の変化に合わせて、働き方の選択肢は広がっており、本人の意向や就労能力に合った就労先や働き方を選ぶよう支援する「就労選択支援」の開始など、国の制度も充実してきています。

ライフステージの変化に合わせて、「働きたい」、「働き続けたい」という思いに寄り添った支援を充実させていくとともに、福祉施設から一般就労への移行や職場定着に向けた支援も引き続き必要です。あわせて、地域の就労支援機関や企業等との連携を強化し、一人ひとりの希望や適性に応じた多様な働き方を実現できるよう、就労支援体制の充実を進めていきます。

また、充実した生活を過ごすには、日中活動やスポーツ・文化芸術活動に取り組める環境も大切です。誰もが共に楽しめるインクルーシブスポーツの推進や、身近な場所での文化芸術活動に参加できる機会の創出は、自己実現や生活の質の向上につながります。さらに、日中活動の場や地域での居場所の充実を図るとともに、メタバース空間等を活用した交流機会の創出など、多様な社会参加を促進していきます。

3 生活の場面1 障害のある人を地域で支える基盤の整備

1 障害への理解が深まっている

現状・課題

障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合う地域共生社会を目指して、横浜市はこれまで「障害者週間」における啓発イベントや、当事者団体等と協働した障害理解の普及・啓発活動などに努めてきました。

しかし、「当事者向けアンケート」では、日常生活での困りごととして、約3割（28.8%）の人が「周囲の理解が足りない」と答えています。さらに、外出時の困りごととしても「人の目が気にかかる」（27.0%）、「いじめや意地悪がこわい」（16.3%）といった心理的な不安が上位に挙がっています。

また、当事者からの声としては、「見た目でわかりにくい障害への理解や、自然な声かけがもっと広がってほしい」「障害のある人もない人も地域と一緒に話し合い、互いを理解し合える場がもっとあったらよい」といった意見が寄せられており、より一層の障害理解の促進が求められています。

誰もが暮らしやすい地域共生社会を実現し、障害理解を社会の基盤として定着させるためには、行政による情報発信にとどまらず、障害のある人たちが支援者、地域住民、地域に根差した団体、民間企業など、多様な主体が互いの違いを知り、共に交流しながら協力して取り組んでいくことが重要です。

施策の方向性

（1）互いの存在に気づき、身近に感じる仕組みづくり

「障害者週間」や「世界自閉症啓発デー」等をきっかけとして、障害のある人もない人も、互いの人格や個性について理解を深め、交流する機会の充実を図ります。

また、健康づくり活動や地域活動などへの参加を通じて、日常的な交流の中でお互いの理解を深め、多様性を認め合える地域づくりを進めます。

（2）障害に対する理解促進

障害の特性や必要な配慮に関する理解を深めるため、様々な広報媒体や機会を通じて疾病や障害に関する情報を発信するとともに、障害のある人や家族、障害福祉関係団体等による普及啓発活動への支援や地域福祉保健計画の取組を通じた住民同士の交流を推進し、障害への理解を深める取組を進めていきます。

（3）学齢期への重点的な普及・啓発

地域共生社会の実現に向け、幼児期・学齢期から、多様な子どもたちが様々な活動や体験を通じて交流する機会を広げ、児童生徒や、その保護者の障害への理解を深める取組を進めていきます。

（4）ICT・デジタル技術を活用した社会参加の推進

メタバース空間等の新しいデジタル技術を活用し、外出が困難な障害のある人であっても、多様な交流や社会参加ができる機会の創出に取り組みます。

成果指標

項目	現状（令和7年度）	目標（令和14年度）
取組により障害への理解が深まった人の割合	34.0%	40.0%

取組内容

（1）互いの存在に気づき、身近に感じる仕組みづくり

主な活動	内容	活動量	
		現状（令和7年度）	目標（令和14年度）
互いの存在に気づき、身近に感じる仕組みづくり（障害理解促進・啓発）	市域における「地域共生社会」の実現に向けた取組等の推進	普及・啓発活動数 45回	68回
	各区における普及・啓発活動の促進		

第3章の目次番号と「生活の場面」目次番号と日常生活の場面ごとに施策をまとめた「生活の場面」の名称

計画期間における成果目標 生活の場面ごとの「計画期間における成果目標」の番号とその内容

現状・課題 該当の「生活の場面」における現状と課題

施策の方向性 この成果目標を実現するための各施策の方向性

成果指標 成果目標を実現するために、計画どおり進んでいるかを継続的に確認するための指標（モニタリング指標）

とりにくみないよう 取組内容

計画値

項目	現状値（R7）	R9	R10	R11
成年後見制度区長申立て件数	22 件	25 件	25 件	25 件
成年後見人等報酬助成件数	462 件	541 件	613 件	697 件

7

けいかくち
計画値

しょうがいしゃふくし けいかくおよ しょうがいじふくしけいかく
障害者福祉計画及び障害児福祉計画
などに基づく、サービスの見込量などの
けいかくち
計画値

※3年ごとに見直し（R9～11年度）

7

8 トピック

しさく ほうこうせい かくこうもく かんれん
施策の方向性の各項目に関連する
ないよう せつめい
内容の説明

8

トピック 発達障害のある人への支援

発達障害者支援法の施行は、平成17年4月。横浜市は、それ以前から市内の法人に自閉症に特化した相談支援室を委託し（のちの発達障害者支援センター）、法施行と同時期には、学識経験者や福祉・医療関係者、当事者やその家族で構成される「発達障害検討委員会」を設置し、発達障害のある人への課題解決の議論を行ってきました。これまで、ライフステージごとの現状と課題に対応するため、乳幼児期・学齢期・成人期に分けて議論するとともに、ライフステージを通した切れ目のない支援に向けた検討も行ってきました。こうした議論や福祉・教育機関の相談状況等を通じて、発達障害者、特に「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」に対して、

8

コラム 権利擁護支援と成年後見制度

権利を守るための制度として、自己の判断のみでは意思決定に不安がある認知症高齢者や、知的障害・精神障害のある人などが安心して生活できるように、法的に保護し、支援する「成年後見制度」があります。成年後見制度には、家庭裁判所が本人に適切な方を選任する「法定後見制度」とあらかじめ自分が選んだ代理の方と支援の内容について契約を結んでおく「任意後見制度」があります。令和8年6月に「民法等の一部を改正する法律」が成立し、10年度中に成年後見制度の内容が大きく変わります。

9

9 コラム

しさく ほうこうせい かくこうもく かんれん
施策の方向性の各項目に関連する
かくじぎょう しょうかい
各事業の紹介など

はんれい
凡例

おも かつどう こうもくらん
<主な活動・項目欄>

①…しょうらい しょうらい しょうらい
将来にわたるあんしん施策

②…しょうがいふくしけいかく しょうがいふくしけいかく しょうがいふくしけいかく
障害福祉計画として定めるサービス等の「見込み」の量

③…しょうがいじふくしけいかく しょうがいじふくしけいかく しょうがいじふくしけいかく
障害児福祉計画として定めるサービス等の「見込み」の量

④…くに きほんししんとう くに きほんししんとう くに きほんししんとう
国の基本指針等を踏まえ新たに実施する事業

※表の中の単位の考え方は次の通りです。

・「人分」…にんぶん げっかん りょうにんずう
月間の利用人数

・「人日」…にんにち げっかん りょうにんずうかけるひとりのりいち げつ いちねん あへいきんりょうにっすう
月間の利用人数 × 一人一か月または一年当たりの平均利用日数

1 障害への理解が深まっている

現状・課題

障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合い、自分らしく暮らし続けることができるインクルーシブなまちの実現を目指して、横浜市はこれまで「障害者週間」における啓発イベントや、当事者団体等と協働した障害理解の普及・啓発活動などに取り組んできました。

「当事者向けアンケート」では、日常生活での困りごととして、約3割(28.8%)の人が「周囲の理解が足りない」と答えています。また、外出時の困りごととしても「人の目が気にかかる(27.0%)」、「いじめや意地悪が怖い(16.3%)」といった心理的な不安が上位に挙がっています。

さらに、当事者からは、「見た目でわかりにくい障害への理解や、自然な声かけがもっと広がってほしい」、「障害のある人もない人も地域で一緒に話し合い、互いを理解し合える場がもっとあったらよい」といった声が寄せられており、より一層の障害理解の促進が求められています。

誰もが暮らしやすい地域社会を目指し、障害理解を社会全体で共有する基盤として定着させるためには、障害のある人や家族、支援者、地域住民、地域に根差した団体、民間企業など、多様な主体が交流や対話を重ね、共に地域生活を営む中で相互理解を進めていくことが重要です。

施策の方向性

(1) 互いの存在に気づき、身近に感じる仕組みづくり

「障害者週間」や「世界自閉症啓発デー」等を契機として、障害のある人もない人も、互いの人格や個性について理解を深め、交流する機会の充実を図ります。また、健康づくり活動や地域活動などへの参加を通じて、日常生活の中で関わり合い、お互いの理解を深めながら、多様性を認め合える地域づくりを進めます。

(2) 障害に対する理解促進

障害の特性や必要な配慮に関する理解を深めるため、様々な広報媒体や機会を通じて疾病や障害に関する情報を発信します。あわせて、障害のある人や家族、障害福祉関係団体等による普及・啓発活動への支援や地域福祉保健計画の取組を通じた住民同士の交流を通じて、障害への理解を深める取組を進めます。

(3) 学齢期への重点的な普及・啓発

幼児期・学齢期から、子どもたちが様々な活動や体験を通じて交流する機会を広げ、児童生徒や、その保護者の障害への理解を深める取組を進めます。

(4) ICT・デジタル技術を活用した社会参加の推進

メタバース空間等の新しいデジタル技術を活用し、外出が困難な障害のある人であっても、多様な交流や社会参加ができる機会の創出に取り組みます。

成果指標

項目	現状 (令和7年度)	目標 (令和14年度)
取組により障害への理解が深まった人の割合	34.0 %	40.0 %

取組内容

(1) 互いの存在に気づき、身近に感じる仕組みづくり

主な活動	内容	活動量	
		現状 (令和7年度)	目標 (令和14年度)
互いの存在に気づき、身近に感じる仕組みづくり (障害理解促進・啓発)	市域における普及・啓発活動の促進	普及・啓発活動数 45回	70回
	各区における普及・啓発活動の促進		

(2) 障害に対する理解促進

おも かつどう 主な活動	ないよう 内容	かつどうりよう 活動量	
		げんじよう 現状 (令和7年度)	もくひよう 目標 (令和14年度)
とうじしゃ しょうがいふくしかんれん 当事者や障害福祉関連 施設、市民団体等 による普及・啓発	セイフティーネットプロジェクト 横浜（S-net横浜）や障害福祉 関連施設、市民団体等による障害 理解のための研修や講演、地域 活動を支援・協働するなど、様々 な普及・啓発を推進します。	ふきゅう 普及・ けいはつ 啓発 かつどうすう 活動数 41回	かい 50回
しょうがいしゃほんにんおよ かぞく 障害者本人及び家族 による普及・啓発	障害者とその家族が適切な関係 を保つため、障害への理解を 深めることを目的に、当事者団体 と協働し、広報誌の発行やメンタ ルヘルス講座の実施などを通じた 普及・啓発を行います。	ふきゅう 普及・ けいはつ 啓発 かつどうすう 活動数 7回	かい 7回
しつぺい しょうがい かん 疾病や障害に関する 情報の発信	ホームページなどの媒体を活用し て、疾病や障害に関する情報や 支援に関わる活動を紹介し、市民 や当事者・関係者の理解促進に努 めます。	アプリ ダウン ロード数 19,476件	の 延べ 37,600件

(3) 学齢期への重点的な普及・啓発

おも かつどう 主な活動	ないよう 内容	かつどうりよう 活動量	
		げんじよう 現状 (令和7年度)	もくひよう 目標 (令和14年度)
がくれいきじどうおよ ほごしゃ 学齢期児童及び保護者へ の障害理解啓発	学齢期児童と保護者が、障害児・ 者と交流したり、障害につい て理解を深めたりする機会 の確保に努めます。	けいはつ 啓発 かつどうすう 活動数 232回	かい 240回
ふくがくせき こうりゅうきょういく 副学籍による交流教育 及び共同学習	特別支援学校に在籍する児童 生徒が、居住地の小・中学校の 児童生徒と一緒に学ぶ機会 の拡大を図るなど、交流教育 及び共同学習を進めます。	じっし じどう 実施児童 生徒数 200人	にん 200人

(4) ICT・デジタル技術を活用した社会参加の推進

主な活動	内容	活動量	
		現状 (令和7年度)	目標 (令和14年度)
メタバース空間等を通じた 交流機会の構築	メタバース空間等を活用した 交流機会を創出し、障害のあ るなしや特性に関わらず、誰も が安心して参加できる機会を提 供します。交流を通じて、 障害への理解を深め、社会参加 を促進します。	参加者数 — (新規)	30人

コラム 障害者手帳のデジタル化に向けた取組

スマートフォンアプリ等のデジタル技術は、障害のある人の生活の質（QOL）の向上や社会参加の促進に有効な手段です。国においても、障害者手帳のデジタル化が推進されており、障害のある人の利便性向上や社会参加を支援する取組が進められています。また、障害者手帳をスマートフォンで提示できる民間アプリ「ミライロID」などのサービスの活用事例も広がっており、デジタル技術を活用した新たな支援の形として注目されています。

本市においても、障害のある人にデジタル技術の恩恵が行き届くよう、障害者手帳のデジタル化に関する周知及び活用促進に取り組んでいます。

例えば、精神障害者保健福祉手帳の更新の手続き時期を「ミライロID」でお知らせするとともに、オンライン申請可能な手続きの一部については、本市ホームページへ案内することを検討しています。

今後も、障害のある人が必要な手続きを適切な時期に行えるよう支援し、負担軽減と利便性の向上を図っていきます。



民間アプリ
「ミライロID」
のイメージ

コラム

～インクルーシブな社会の実現に向けて～

チャレンジweekフェス in Yokohama 2025開催～

障害者週間（12月3日～9日）に合わせて、「障害のある人もない人もお互いを大切にし、自分らしく暮らす」をメインテーマに、「チャレンジweekフェス in Yokohama 2025」を新都市プラザで開催しました。

▼イベントのチラシ（下）



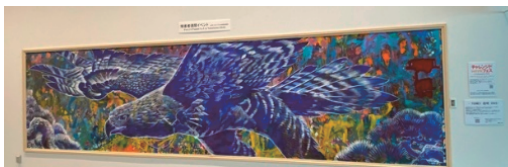
期間中に、障害のある人が製作したアートを市役所に展示する他、区役所でも様々な障害理解を深めるイベントなどを開催しました。

「チャレンジweekフェス in Yokohama 2025」では、アートや体験を通じて障害への理解を深める様々なプログラムを実施しました。インクルーシブを体感するミニコンサートやライブペインティング、補助犬クイズ、競技用車いすの展示、学生による福祉人材確保の取組発表などを行ったほか、会場内では横浜市身体障害者団体連合会の皆さんによる手話や点字等の体験コーナーも設けられました。会場は多様なコミュニケーション方法を楽しみながら学ぶ多くの来場者でにぎわい、障害のある人もない人も一緒に過ごし、交流を深める笑顔いっぱいの日となりました。また、企画や運営にも、障害のある人や関係団体が参画し、多くの人が協力してイベントを創り上げました。

これからも横浜市では、障害のある人やその家族、障害福祉関係団体などと連携し、地域の皆さまに障害について理解していただき、誰もが安心して暮らし、自分らしく暮らし続けることができる「インクルーシブなまちヨコハマ」を目指して取り組みを進めていきます。

▼巨大壁画アート「-T O U M E I 透明 2025-」

市役所2階では、障害のある人とその家族がペインターKENSUKE TAKAHASHIさんとともに製作した、10 m × 1.8 m の巨大壁画等を展示。色鮮やかで躍動感のある作品は、来庁者の注目を集めていました。



2 人材確保・定着の取組が進んでいる

現状・課題

横浜市は、事業者や関係機関等と協働し、市内専門学校や大学と連携した魅力発信の取組や、直接就職に結びつく「就職フェア」の実施など、障害福祉人材の確保に向けた取組を進めてきました。しかし、生産年齢人口の減少に伴い多くの業界で人材不足が社会問題となる中、障害福祉分野においても人材の確保や定着、将来を担う人材の育成に苦慮している事業所は少なくありません。

「当事者向けアンケート」では、将来の理想の社会や生活を考えたときに特に重要と思うものとして「必要なときに十分な介助が受けられること」という回答が約4割（37.9%）を占め、最も高くなっています。さらに、当事者からは、「現場を支える職員体制（支援員）をもっと充実させてほしい」といった声が寄せられており、障害福祉サービスを将来にわたって安定的に提供していくための人材確保は喫緊の課題となっています。

障害福祉人材の確保・定着・育成を進めるためには、これまでの魅力発信や採用支援などの施策に加え、業務の効率化や負担軽減、安定して働き続けやすい労働環境の整備など、多面的な取組を進めていく必要があります。行政と事業者、関係機関等がより一層協働し、人材の確保・定着等に向けた取組を継続的に進めていくことが重要です。

施策の方向性

（1）障害福祉従事者の確保と育成

事業者や関係機関等との協働により、障害福祉分野で働く魅力の発信、求人・雇用支援、専門性向上等に係る研修の実施などの人材育成支援を検討・実施します。

また、障害福祉サービス事業所にコンサルタントを派遣し、安定した運営に繋がる支援を行います。

（2）業務効率化に向けたロボット・AI・ICT等の導入の検討

煩雑な事務作業などの業務効率化や介護業務の負担軽減などを進めるため、ロボット・AI・ICTなどの導入を促進します。

せい かしひよう
成果指標

こうもく 項目	げんじよう れいわ ねんど 現 状 (令和7年度)	もくひよう れいわ ねんど 目 標 (令和14年度)
けんしゅう やく た かいどう 研 修が「役に立つ」と回答 ひと わりあい した人の割合	93.0 % ぽーせんと	94.0 % ぽーせんと

とりくみないよう
取組内容

(1) しょうがいふくしじゅうじしゃ かくほ いくせい
障 害福祉従事者の確保と育成

おも かつどう 主な活動		ないよう 内容	かつどうりよう 活 動 量	
			げんじよう 現 状 (れいわ ねんど 令和7年度)	もくひよう 目 標 (れいわ ねんど 令和14年度)
しょうがい ふくし 障 害 福祉 人材の じんざい 確保・育成 かくほ いくせい の取組 とりくみ	しょうがい ふくし じんざい 障 害 福祉 人材 の確保 かくほ (魅力発信) ⑥	びーあーどう が さくせい しょうぼけんがく P R 動画の作成や職場見学 かい かいさい しょうがいふくし し 会の開催など、障 害福祉の仕 ごと みりよく はっしん きゅうじん こ 事の魅力を発信し、求 人や雇 よう し えん おこな 用の支援を 行 うことで障 害 ふくしじんざい かくほ 福祉人材の確保につなげてい きます。	じんざいかくほ 人材確保・ いくせい けんしゅう 育成 研修 さんかしゃすう の参加者数 45人 60人	60人
	しょうがい ふくし じんざい 障 害 福祉 人材 の確保 かくほ (採用支援) ⑥	ぎょうせい じぎょうしょ みんかんきぎょうどう 行 政、事業所、民間企業等 さまざま しゅたい きょうどう 様々な主体とも 協 働 して しょうがいふくし ぶんや じんざいがそくかい 障 害福祉分野 の 人材不足解 しょう 消 のために、就 職 フェアの かいさい じぎょうしょ たい きゅう 開催など、事業所に対する 求 じん し えん 人の支援をします。		
	しょうがい ふくし じんざい 障 害 福祉 人材 の確保 かくほ (職員の定着) ⑥	しょうがいふくし じぎょうしやう 障 害福祉サービス事業所等 たい じんざいかくほ ていちゃく し えん に対し、人材確保、定 着・支援 おこな じんざい セミナーを 行 うなど、人材 ていちゃく む し えん じっし 定 着 に向けた支援を 実 施 し ます。		
しょうがいとくせい おう し えん 障 害特性に応じた支援の ための研 修 けんしゅう		はったつしょうがい こうどうしょうがい ゆう 発達障 害や行動障 害を有す ひと いりようてき ひつよう ひと る人、医療的ケアが必要な人 とう たい せんもんてき し えん 等に対し、専門的な支援を おこな じんざい 行 う こと が できる人材を いくせい けんしゅう じっし 育成するための研 修を 実 施 します。	けんしゅう 研 修の とりくみすう 取組数 7回 かい	7回 かい

おも かつどう 主な活動		ないよう 内容	かつどうりよう 活動量	
			げんじよう 現状 (れいわ ねんど 令和7年度)	もくひよう 目標 (れいわ ねんど 令和14年度)
そうだんし えんじゅうじしゃ じんざいいくせい 相談支援従事者の人材育成		しょうがい ひと きぼう 障害のある人の希望する地 いせいいかつ じつげん ち 域生活の実現に向け、相談 し えん せんもんいん ようせい 支援専門員を養成するととも に せんもんせい じっせんりよく こうじよう に専門性と実践力の向上を はか しょうだんし えんぎじゆつ しゅう 図るため、相談支援技術を習 とく けんしゅう じっし 得する研修を実施します。	そうだんし えん 相談支援 じゅうじしゃ 従事者 けんしゅう 研修の しゅうりようしやすう 修了者数 255人	280人
しょうがいふくし しせつしよくいんと 障害福祉施設職員等への し えん 支援		しょうがいしゃ きゅうおーえる こうじよう 障害者のQOLの向上を め ざ しょうがいとくせい 目指して、障害特性やライフ ステージに応じた障害の じゅうどか かんわ せいかつしゅうかんびよう 重度化の緩和、生活習慣病 の予防等の普及啓発を図るた め しょうがいふくし しせつ め、障害福祉施設における衛 せい かんり えいようかんり かん けん 生管理、栄養管理に関する研 しゅう れんらくかいとう じっし 修、連絡会等を実施します。	けんしゅう 研修・ れんらくかい 連絡会の じっし 実施数 4回	6回
しょうがいふくし しせつとう はたら 障害福祉施設等で働く かんごし し えん かくほ 看護師の支援・確保 ㊦		しょうがいふくし しせつとう はたら かんご 障害福祉施設等で働く看護 しとうむ けんしゅう い しとう 師等向けに、研修や医師等の じゅんかいほうもん じよげん しどう 巡回訪問による助言・指導を おこな かんご ふあん けいげん 行い、看護の不安を軽減させ るとともに、支援の質の向上 を 図ります。また、求 職 中 かんごし む しせつけんがくかい の看護師向けに施設見学会を じっし かくしせつ こよう 実施し、各施設での雇用につ ながるよう支援します。	とりくみすう 取組数 11箇所	15箇所
しょうがいしゃ 障害者 しゅうろう 就 労 し えんいんと 支援員等 の じんざい 人材 いくせい 育成	しゅうろうし えん 就 労支援セン ター職員 の じんざいいくせい 人材育成	た よう しゅうろう たいおう 多様な就労ニーズに対応で きるよう、就労支援スキル を 向上させるため、研修の こうじよう けんしゅう 実施など、人材育成を進め ます。	とりくみすう 取組数 5回	5回
	しゅうろうそくしん 就 労促進を もくてき 目的とした じぎょうしよくいん 事業所職員 む けんしゅう 向け研修	ち い き しゅうろうし えんりよく こうじよう 地域の就労支援力の向上を はか しゅうろうし えん じぎょうしよくいん 図るため、就労支援事業所等 の 職員 に対する情報共有 けんしゅうとう じっし や研修等を実施します。	とりくみすう 取組数 1回	9回

おも かつどう 主な活動		ないよう 内容	かつどうりよう 活動量	
			げんじょう 現状 (令和7年度)	もくひょう 目標 (令和14年度)
いりようじゅうじ 医療従事 者等研修 事業	いりようじゅうじしゃ 医療従事者 けんしゅうじぎょう 研修事業 ㊤	しょうがいとくせい りかい いりようじゅう 障害特性を理解した医療従 事者の育成と、重症心身 しょうがい じしゃ ざいたくせいかつ ささ 障害児・者の在宅生活を支え るための支援体制の充実を はか 図るため、「小児訪問看護・ じゅうどしんしん しょうがいじしゃ かんご けんしゅう 重度心身障害児者看護研修 かい じっし 会」を実施します。	けんしゅう 研修 さん かしゃすう 参加者数 13人	30人
	いこうきいりよう 移行期医療 こうざ じっし 講座の実施 ㊦	いりようてき じ しゃとう えんかつ 医療的ケア児・者等の円滑な せいじんかいりよう いこう 成人科医療への移行のため に、成人科の看護師・医師等の せいじんか かんごし いしどう 医療者を対象に、移行期医療 いりようしゃ たいしゅう いこうきいりよう の課題と対応について研修 かだい たいおう けんしゅう を実施します。	けんしゅう 研修 さん かしゃすう 参加者数 — (新規)	の延べ 420人
ガイドヘルパーの育成 ㊤		ガイドヘルパー等の資格取得 を促進するため、喀痰吸引等 けんしゅう ふく けんしゅうじゅこうりよう 研修を含む研修受講料の いちぶ じよせい 一部を助成します。あわせて、 ガイドヘルパーの認知度 こうじょう じよせいせいど しゅうち 向上と助成制度の周知に とく にな て かくほおよ 取り組み、担い手の確保及び じんざいいくせい すいしん 人材育成を推進します。	けんしゅう 研修 じゅこうりよう 受講料 じよせいけんすう 助成件数 92件	140件
ガイドヘルパースキル アップ研修 ㊤		より質の高いサービスが提 きよう 供できるよう、移動支援事業 じゅうぎょうしゃ たいしゅう けんしゅう の従業者を対象に研修を じっし 実施します。	けんしゅう 研修 しゅうりようしゃすう 修了者数 162人	170人

(2) 業務効率化に向けたロボット・A I ・ I C T 等の導入の促進

おも かつどう 主な活動	ないよう 内容	かつどうりよう 活動量	
		げんじょう 現状 (令和7年度)	もくひょう 目標 (令和14年度)
ぎょうむこうりつか む 業務効率化に向けた ロボット・A I ・ I C T 等 の導入の促進	はんざつ じ む さぎょう ぎょうむ 煩雑 な 事務作業 などの 業務 効率化 や 介護業務 の 負担軽減 な ことを進めるため、ロボット・A I ・ I C T 等の 導入 の 促進 を 進め ます。	ほ じょ けんすう 補助件数 32件	の 延べ 192件

けいかくち
計画値

こうもく 項目	げんじょうち あーる 現状値 (R 7)	あーる R 9	あーる R 10	あーる R 11
しょうがいふくし 障害福祉サービス 等に 係る 支給決定 業務研修 の 参加人数 (福)	237人	200人	200人	200人
けいかくてき じんざいようせい 計画的な人材養成 の推進 (相談支援 従事者研修の修 了者数) (福)	255人	280人	280人	280人
しょうがいしゃじりつしえん 障害者自立支援 審査支払等 シス テ ムによる 審査結果 の共有回数 (福)	年2回	年2回	年2回	年2回
しどうかんさけつが 指導監査結果の 関係市町村との 共有回数 (福新)	— (新規)	年3回	年3回	年3回

コラム ガイドヘルパー等の養成・人材育成

移動に困難を抱える障害のある人が、希望する外出や社会参加をするためには、ガイドヘルパー等による移動時の付き添いや支援が重要です。

そこで、横浜市では、ガイドヘルパーの確保と支援の質の向上に取り組んでいます。

ヘルパーの確保に向けた取組については、ガイドヘルパーとして働くために必要な資格を取得する人を増やすため、養成研修の受講料を助成※しています。助成の対象は、移動支援従業者（ガイドヘルパー）や同行援護従業者・行動援護従業者、喀痰吸引等の研修の受講者です。

また、ヘルパーの人材育成を目的に、「ガイドヘルパースキルアップ研修」を実施しています。この研修は、知的障害、身体障害、精神障害への理解を深め、一人ひとりの状況に応じたより良い支援を提供できるようになることを目的としています。

研修は、ヘルパー向けと事業所の責任者向けの2種類の研修を実施しています。ヘルパー向け研修では、障害分野ごとの基礎知識や支援技術、障害特性に応じた適切な支援方法などを学びます。また、責任者向けの研修では、事業所の運営・管理に関する知識やサービスを利用する人のための支援計画の作成方法等を学びます。

これらの研修にはグループワークを取り入れ、他事業所の参加者と意見交換できる機会を多く設けています。これにより、日頃の疑問や困りごとを共有し、解決につなげるとともに、事業所間の横のつながり作りの場としても活用されています。

今後も、障害のある人が希望に沿った生活を安心して送れるよう、ガイドヘルパー養成・育成に取り組んでいきます。

ぜひ皆さんも、ガイドヘルパーとして活動してみませんか！

※横浜市民であり、養成研修を修了して取得した資格を活かし、その資格が必要な業務に従事する者として、横浜市内の事業所で3か月以上勤務していることが必要です。

新規ちらし（予定）

※このちらしは、
専門学校との障害
福祉分野の人材確保
の共創事業で作成した
ものです。

コラム

多様な人材が活躍できる環境づくりに向けて

障害福祉サービスを安定的に提供していくためには、その担い手となる人材の確保、育成・定着が欠かせません。

横浜市でも、障害理解や障害福祉の仕事に興味・関心を持っていただくための取組として、小学生以降の学生や転職希望者を対象にした「障害福祉の職場見学会」の実施、市内専門学校生との共創で障害福祉分野の仕事をPRする広報物の作成を行っています。

その他、障害福祉に係る就職フェア、事業所向けの確保、育成・定着支援のためのセミナーなど、各種イベント・事業を通じて、障害福祉分野の人材確保に取り組んできました。

さらに、新たな人材確保に向けた取組の一つとして、今後、障害福祉分野においても、外国人材が活躍できる環境づくりについて検討を進めていきます。利用者一人ひとりの特性やニーズに応じた支援を行うためには、障害特性への理解や円滑なコミュニケーションが欠かせません。このため、多様な背景や経験を持つ人材が安心して働けるよう、コミュニケーション面への配慮や受入れ体制の充実など、職員と事業所の双方を支える取組が必要です。

今後も、障害福祉サービスの提供体制の維持・充実に向け、多様な人材が能力や経験を発揮しながら活躍できる環境づくりを進めていくことが大切です。

3 障害児・者の権利擁護が進んでいる

現状・課題

障害のある人の人権が十分に尊重され、誰もが自分らしく暮らし続けることができるインクルーシブな社会を実現するためには、障害のある人の意思や権利が尊重されるとともに必要な支援や社会とのつながりを得られる環境づくりが必要で

す。「当事者向けアンケート」では、知的障害のある人の約4分の1（25.3％）が「意思を伝えることが困難」と回答し、さらに半数以上（56.9％）が「金銭の管理が難しい」ことに困っていると回答しています。また、全体の3割以上（34.8％）の方が「制度やサービスがわかりにくい」と回答しており、情報取得の壁に関する声が寄せられています。一人ひとりの障害特性に応じた情報保障が求められている現状があります。

また、横浜市ではこれまで、障害者虐待防止の啓発や成年後見制度の利用促進等を推進してきましたが、単身生活をしている障害者の増加等に伴い、金銭管理等の支援ニーズは高まり、相談内容も複雑化しています。

令和6年4月の改正障害者差別解消法の施行、令和7年6月の手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）の施行や横浜市の「情報保障のためのガイドライン」の運用など、社会状況も変化する中、地域社会全体で障害理解を深め、意思決定支援や情報保障、相談支援等を一層充実させていく必要があります。

施策の方向性

（1）虐待防止の取組の浸透

障害者虐待は重大な人権侵害であることについて、市民向けの広報や障害福祉サービス従事者を対象とした研修を通じて、理解促進を図るとともに、虐待の発生防止と早期発見・早期対応に向けた取組を推進します。

（2）権利擁護支援の取組

権利擁護を必要とする障害者が、成年後見制度や区あんしんセンターが実施する権利擁護事業など、必要な支援に繋がるよう、身近な支援者や関係機関に対し、制度等の普及啓発や研修を行います。

(3) 障害者差別解消法に基づく取組

障害を理由とする差別の解消に向けた周知を進めるとともに、障害者差別に関する相談、紛争の防止等への取組を進めます。

(4) 情報保障の取組

障害のある人が必要な情報を円滑に取得し、適切に利用するとともに、意思疎通を図ることができるよう、本人の意向と障害特性に応じたコミュニケーション支援に取り組みます。

視覚障害者、聴覚障害者及び知的障害者等への情報提供において、本人の意向や障害に応じた適切な配慮が行われるよう、情報アクセシビリティの向上に取り組みます。また、必要な配慮について検討を行っていきます。

あわせて、手話や要約筆記の普及・利用できる環境づくりに向けて、当事者や関係団体の皆さまと共に、手話施策の推進にも取り組みます。

成果指標

項目	現状（令和7年度）	目標（令和14年度）
相談支援機関取扱い件数 （障害）	434件	510件
情報保障サービスの 派遣人数	11,988人	12,020人

取組内容

(1) 虐待防止の取組の浸透

主な活動	内容	活動量	
		現状 （令和7年度）	目標 （令和14年度）
支援者等への障害者虐待防止の取組	市民向けのリーフレット作成等により広報を行います。また、障害福祉サービスの事業者等を対象とした研修については、障害者虐待の調査や統計等を踏まえ、見直しを図りながら実施します。	研修 修了者数 1,320人	1,350人

おも かつどう 主な活動	ないよう 内容	かつどうりょう 活動量	
		げんじょう 現状 (令和7年度)	もくひょう 目標 (令和14年度)
せいしんかびょういん 精神科病院における虐待 たいおうたいせい こうちく 対応体制の構築 (福)	じっちしどうとう きかい かつよう 実地指導等の機会を活用して かくびょういん ぎゃくたいたいおうたいせい かく 各病院の虐待対応体制を確 認すると共に、精神科病院 ぎゃくたいほうし うんえい ひつよう 虐待通報窓口を運営し、必要 たいおう おこな な対応を行います。	ぎゃくたいたいおう 虐待対応 たいせい せい 体制を整 備してい る精神科 びょういんすう 病院数 28病院	ぎゃくたいたいおう 虐待対応 たいせい せい 体制を整 備してい る精神科 びょういんすう 病院数 28病院

コラム しょうがいしゃぎゃくたい 障害者虐待をなくすために

しょうがいしゃぎゃくたい しょうがい ひと たい じゅうだい じんけんしんがい
障害者虐待は障害のある人に対する重大な人権侵害です。
かながわけんない ぎゃくたい かん つうほう とどけで ぎゃくたい にんてい けんすう ねんねんぞう か
神奈川県では、虐待に関する通報・届出と、虐待と認定された件数が年々増加
しており、虐待防止への取組の重要性が高まっています。

こうした状況を受け、障害者虐待防止法に基づき、「横浜市障害者虐待防止セ
ンター（通報・届出窓口）」を設置し、虐待を発見した人からの通報や、障害のある
本人からの届出を受け付けています。また、障害福祉サービス従事者には、虐待防止
対策担当者の配置や虐待防止のための職員への定期的な研修の実施が
義務付けられるなど、障害者虐待の防止に向けた取組が進められています。

横浜市では、障害福祉サービス従事者等を対象にサービス管理責任者等向けの
「障害者虐待防止研修」をしています。この研修は、管理者自身が虐待を行わ
ないことだけではありません。常勤・非常勤を問わず、すべての職員が権利擁護と
虐待防止への理解を深めることを目的としています。また、障害者虐待について
広く知ってもらうため、横浜市では啓発ポスターを作成しています。

虐待をする側が、自分の行為を虐待と認識していないケースがあります。

一方、虐待を受けている障害のある人自身も自分のされて
いることが虐待だと認識できない場合や、気づいていても
誰に相談すればよいかわからないことがあります。

虐待を防ぐためには、一人ひとりが障害のある人の権利
を理解し、日頃から声をかけ合い、相談しやすい環境をつく
ることが大切です。小さな違和感や気になる出来事を見過ご
さず、早めに相談や通報につなげることが、虐待のない地域
づくりにつながります。

とうじしゃ いけん さんこう さくせい しょうがいしゃぎゃくたい かん
当事者の意見を参考に作成した障害者虐待に関するポスター➡



(2) 権利擁護支援の取組

おも かつどう 主な活動	ないよう 内容	かつどうりょう 活動量	
		げんじょう 現状 (令和7年度)	もくひょう 目標 (令和14年度)
しみんこうけんにんようせい かつどうしえん 市民後見人養成・活動支援	ちいき けんりようご しみん 地域における権利擁護を市民 が参画して進めるため、よこ はま成年後見推進センターが しみんこうけんにん ようせい くやくしよ 市民後見人を養成し、区役所、 市・区社会福祉協議会、専門 職団体等と連携した活動 しえん たいせい こうちく 支援の体制を構築します。	そうじゅにんけんすう 総受任件数 142件	220件
ほうじんこうけんしえん 法人後見支援	よこはま成年後見推進センタ ーが、法人後見団体立ち上げ 等の活動支援、制度・受任活動 等の情報共有や意見交換の ための法人後見連絡会の開 催、広報・啓発ツールとしての リーフレットの作成等を行 います。	ほうじんこうけんれん 法人後見連 絡会開催数 2回	2回
せいねんこうけんせいど ふきゅうけいはつ 成年後見制度の普及啓発	せいねんこうけんせいど りょう 成年後見制度がより利用しや すいものとなるよう、関係 機関と調整して当事者及び 家族、支援団体等への説明会 などを実施します。	ふきゅう 普及・ 啓発活動数 16回	19回
く 区あんしんセンターによる けんりようご しょうがい 権利擁護（障害）	しょうがい ひと こうれいしゃ 障害のある人や高齢者の けんり まも そうだん 権利を守るための相談や けいやく もと きんせんかんり 契約に基づく金銭管理サービ スなどの日常生活の支援を、 く 区あんしんセンターが、契約 に基づいて実施します。	けい やく しゃ すう 契約者数 (障害) 636人	750人

けいかくち
計画値

こうもく 項目	げんじょうち あーる 現状値 (R 7)	あーる R 9	あーる R 10	あーる R 11
せいねんこうけんせいど 成年後見制度 くちょうもうした けんすう 区長 申 立て件数	けん 22件	けん 25件	けん 25件	けん 25件
せいねんこうけんにんとう 成年後見人等 ほうしゅうじよせいけんすう 報酬 助成件数	けん 462件	けん 540件	けん 610件	けん 700件

コラム けんりようごしえん せいねんこうけんせいど
権利擁護支援と成年後見制度

けんり まも せいど じ こ ほんだん い し けつてい ふあん
権利を守るための制度として、自己の判断のみでは意思決定に不安がある
にんちしょうこうれいしゃ ちてきしょうがい せいしんしょうがい ひと あんしん せいかつ
認知症高齢者や、知的障害・精神障害のある人などが安心して生活できるよう
に、法的に保護し、支援する「成年後見制度」があります。

せいねんこうけんせいど
成年後見制度には、家庭裁判所が本人に適切な方を選任する「法定後見制度」と
あらかじめ自分が選んだ代理の方と支援の内容について契約を結んでおく「任意
こうけんせいど
後見制度」があります。令和8年6月に「民法等の一部を改正する法律」が成立し、
ねんどちゅう せいねんこうけんせいど ないよう おお か
10年度中に成年後見制度の内容が大きく変わります。

<主な変更点> ※法定後見制度の比較です。

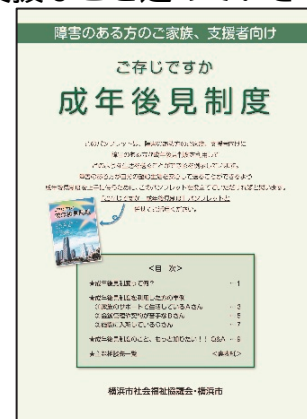
ひかくこうもく 比較項目	いま ほうていこうけんせいど 今までの法定後見制度	ほうていこうけんせいど ほじょ これからの法定後見制度(補助)
るいけい 類型	こうけん ほ さ ほじょ るいけい 後見・保佐・補助の3類型	ほじょ いちぶ とくていほじょ 補助のみ(一部、特定補助)
だいりけん 代理権 はんい の範囲	こうけん ざいさん かん はんい 後見：財産に関するすべての範囲 ほ さ ほじょ こべつ ひつよう はんい 保佐・補助：個別に必要な範囲	こべつ ひつよう はんい 個別に必要な範囲
しゅうりよう 終了	げんそく ほんにん ほんだんのうりよくかいふく 原則として本人の判断能力回復 しぼう や死亡したとき	さ き くわ りよう ひつよう 左記に加えて、利用の必要がなくな ったとき

よこはまし よこはましせいねんこうけんせいどりようそくしんきほんけいかく ふ せいねん
横浜市では、横浜市成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、「よこはま成年
こうけんすいしん ちゅうしん せいねんこうけんせいど ちいき けんりようごしぎょう
後見推進センター」が中心となって、成年後見制度や地域における権利擁護事業
てきせつ りよう しえん けんりようご かか そうだんしえんきかん しえん すす
の適切な利用の支援、権利擁護に関わる相談支援機関への支援などを進めていき
ます。

せいねんこうけんせいど くわ し ばあい
成年後見制度について詳しく知りたい場合は、
よこはませいねんこうけんすいしん ぐ やくしよ
よこはま成年後見推進センター、区役所、
くしゃいかくしきょうぎかい きかんそうだんしえん
区社会福祉協議会、基幹相談支援センター、
ちいきほうかつしえん きがる そうだん
地域包括支援センターへお気軽にご相談ください。

■よこはま成年後見推進センターホームページ

<https://www.yokohamashakyo.jp/ansin/yokohamaseinenkoken/>



(3) 障害者差別解消法に基づく取組

おも かつどう 主な活動		ないよう 内容	かつどうりよう 活動量	
			げんじょう 現状 (令和7年度)	もくひょう 目標 (令和14年度)
しょうがいしゃ 障害者 さべつかいしょう 差別解消 について の 市民等 への普及・ けいはつ 啓発	しみんとう 市民等への ふきゅう けいはつ 普及・啓発	しょうがい りゆう さべつ かいしょう 障害を理由とする差別の解消 にあたっては、しみんとう かたがた 市民等の方々に かんしん りかい ふか 関心と理解を深めていただくこ とが何よりも大切であることか ら、しみんとう む こうほうおよ 市民等に向けた広報及び けいはつかつどう こうかてき じっし 啓発活動を効果的に実施しま す。また、じぎょうしょう 事業所等への差別的 とりあつか 金し ごうりてきはいいよ 取扱いの禁止や合理的配慮の ていきょう しゅうち けいはつ 提供についても、周知・啓発に とく 取り組みます。	ふきゅう 普及・ けいはつすう 啓発数 5回	かい 10回
	し しょうくいんたいおう 市職員対応 ようりょう しゅうち 要領の周知	よこはまししよくいん てきせつ たいおう 横浜市職員が適切な対応を おこな 行っていくための指針として さくてい し しょうくいんたいおうようりょう 策定した市職員対応要領を しゅうち さべつてきとりあつかい 周知し、差別的取扱いとなり得 る事例や、合理的な配慮の好事 れいとう しんとう はか 例等の浸透を図ります。	ふきゅう 普及・ けいはつすう 啓発数 7回	かい 10回
しょうがいしゃさべつかいしょう 障害者差別解消に む とりくみ しゅうち 向けた取組の周知		しょうがいしゃさべつ かん そうだん ふんそう 障害者差別に関する相談、紛争 ぼうしどう たいせい しゅうち の防止等のための体制を周知し ます。また、そうだんおよ ふんそう ぼうし 相談及び紛争の防止 とう ちいき すいしん 等を地域において推進するた め かいぎ かいさい の会議を開催します。	とりくみすう 取組数 2回	かい 2回

(4) 情報保障の取組

おも かつどう 主な活動		ないよう 内容	かつどうりよう 活動量	
			げんじょう 現状 (令和7年度)	もくひょう 目標 (令和14年度)
じょうほうはっしん 情報発信 じ ごうりてき 時の合理的 はいりょ ていきょう 配慮の提供 	じょうほうはっしん じ 情報発信時 ごうりてき の合理的 はいりょ ていきょう 配慮の提供	ぎょうせいじょうほうはっしん じ し かくしょうがいしゃ 行政情報発信時の視覚障害者、 ちょうかくしょうがいしゃおよ ちてきしょうがいしゃ 聴覚障害者及び知的障害者 等に対して、ひとり ひとり 等に対して、一人ひとりの障害 とくせい おう ごうりてきはいいよ おこな 特性に応じた合理的配慮を行 います。	じょうほうほしょう 情報保障 の取組 けんすう 件数 438件	けん 450件

おも かつどう 主な活動		ないよう 内容	かつどうりよう 活動量	
			げんじよう 現状 (れいわ ねんど 令和7年度)	もくひよう 目標 (れいわ ねんど 令和14年度)
じょうほうはつしん じ 情報発信時 の合理的 はいりよ ていきよう 配慮の提供 ㊦	しょうがい 障害のある ひと たい 人に対する じょうほうほしょう 情報保障の ためのガイ ドライン	しょうがいしゃじょうほう 障害者情報 アクセシビリテ ィ・コミュニケーション施策 すいしんほう りねんおよ しょうがいとうじしゃ 推進法 の 理念及び障害当事者 の意見を踏まえ、情報保障の かんが かつ かんきよう しょうほうほしょう 考え方や手法等をまとめたガ イドラインを活用したコミュニ ケーション環境の向上及び しょうがいり かい ふきゅうけいはつ と 障害理解の普及啓発に 取り組 みます。	ふきゅう 普及・ けいはつ 啓発 かつどうすう 活動数 1 けん 1 件	1 けん 1 件
だいひつ だいどく 代筆・代読サービス ㊦		しかくとう しょうがい ひと にちじよう 視覚等に障害のある人が日常 生活の中で代筆または代読が ひつよう なか だいひつ だいどく 必要なときに支援者によるサー ビス提供を行います。	サービス りようしゃすう 利用者数 18 じん 18人	20 じん 20人
しゅわつうやくしゃ しようやくひつきしゃ 手話通訳者・要約筆記者の はけん 派遣 ㊦		ちようかくしょうがいしゃとう えんかつ い し 聴覚障害者等の円滑な意思 そつう しえん じょうほうほしょう しゃかい 疎通を支援し、情報保障と社会 さんか そくしん はか ぎようせい 参加の促進を図るため、行政、 いりよう きよういく ぼめん 医療、教育などの場面におい て、手話通訳者及び要約筆記者 はけん を派遣します。	しゅわつうやく 手話通訳 しゃ しようやく 者・要約 ひつきしゃ 筆記者の はけん にんずう 派遣人数 11,970 じん 11,970人	12,000 じん 12,000人
しゅわほうしん しょうわつうやくしゃ 手話奉仕員・手話通訳者の ようせい 養成 ㊦		あんてい しゅわつうやくしゃはけんたいせい 安定した手話通訳者派遣体制の かくほ む ようせいこうしゅうかい 確保に向けて、養成講習会 のじっし しゅわほうしんおよ しゅわ 実施により手話奉仕員及び手話 つうやくしゃ ようせい 通訳者を養成します。	ようせいしゃすう 養成者数 176 じん 176人	200 じん 200人
ようやくひつきしゃ 要約筆記者・ もう しゃむ つうやく 盲ろう者向け通訳・ かいじょいんようせいけんしゅう 介助員養成研修 ㊦		ようやくひつきしゃ ようせい あんてい 要約筆記者を養成し安定した はけんたいせい かくほ ようやく 派遣体制を確保するため、要約 ひつきしゃ ようせいこうしゅうかい じっし 筆記者養成講習会を実施しま す。また、盲ろう者の社会参加を もつ しゃ しゃかいさんか 促進するため、盲ろう者向け つうやく かいじょいんようせいけんしゅう じっし 通訳・介助員養成研修を実施し ます。	ようせいしゃすう 養成者数 42 じん 42人	45 じん 45人

おもて
(表)

うら
(裏)

この制度は保険診療の自己負担分を助成する制度です。
健康保険の適用を受ける診療、調剤などで利用できます。
介護保険適用時や保険外診療には利用できません。

使用上の注意

- 神奈川県内の医療機関にかかるとは、重症度審査を受け、健康保険保険（従来の健康保険、介護保険）により自費負担額を一律一割減額するの窓口にて提供されています。重症度審査の結果を提示しかねたとすると再入院の病院や診療所を利用したときは、自己負担分を支払う必要があります。
- 自己負担分とは、医療費とは、自己負担を受けることとなります。その際に自己負担が必要となり出すことで、徴収書を大切に保管してください（申請方法については裏面にをご覧ください）。
- 会社などの健康保険（横浜市市民健康保険以外の健康保険）にご加入の方は、重症度審査をとお持ちである健康保険や相給金支給給付金、医療費の自己負担が受けながらのこととなります（健康保険共済組合に所属ください）。
 - 健康保険組合などから重症度審査や附加給付金等が支給される場合は、その分を免除させていただきます。
 - 医療費の減額を受けながら高額医療費や附加給付金等の支給を受けます。後日返還が必要となる場合があります。

※父または母が重度障害者医療証をお持ちで、18歳になった日以後最初の3月31日までのお子様が、ひとり親家庭等医療費助成の対象となる場合があります(障害の内容、所得金額によっては対象とならない場合があります)。詳しくは、区役所保険年金課保険係へお問い合わせください。

加入する健康保険に変更があった場合

すみやかにお住まいの区の区役所保険年金課保険係にお届けください。

……裏面をよくご覧になってからお使いください……

下の表をよくご覧になってからお使いください。

[illegible]

わ か り や す い 版

は し り せ ん じ ゅ せ い ま い ぞ

重度障害者 医療費助成 制度

「重度障害者 医療費助成 制度」は、病院へ入ったり、薬を買ったりするときに、あなたが払うお金を国が代わりに払う制度です。お住まいの市区町村に問い合わせてください。

**64歳以下
の人へ**

重度障害者 医療費の 使い方

「重度障害者 医療費助成」は、市営病院の 病院費で使えます。
診療報酬受給ステーションの 医療費控除にも、使えます。
介護保険と、保険外診療（検査料等）を支えない診療では、使えません。

市川川沿いの 病院・薬局へ行ったらき

- ① 病院や 薬局の窓口にて、
そのつづを提出してください。

- ② 窓口でお金を払い戻します。

ご請求にお金を出さないと、
窓口でお金を返しません。

お金ももらったときは

市川川に申請すると お金が 戻ります。
ただし、薬の 品名を 見ていただく必要があります。

申請書があるとき、領収書という紙がついて、
書いてあることが大切です。
領収書は、大切に 守って置いてください。

市川川以外 の病院・薬局へ行ったらき

- ① 市川川以外の病院の
領収書は、マイナカードで、
医療費控除を 提出してください。

- ② 窓口で お金を 返します。

市川川に申請したときは、使えません。

お金ももらったときは

市川川に 申請すると お金が 戻ります。
ただし、薬の 品名を 見ていただく必要があります。

申請書があると、領収書という紙がついて、
書いてあることが大切です。
領収書は、大切に 守って置いてください。

※ 市川川で
申請するとき 注意

病院・薬局で マイナカードや 領収書を提示しなかったりしたら、返金は、出来ませんので
必ず マネーリターン 証表をもらったときに、市川川の 福祉課長さんや 保健課のお話を 受け取り、
実際に申請書も 送らなければなりません。実際に申請書を送らずに、返金を受け取ることはできません。

— 18歳以下の子どもがいる場合は —

あなたが申請している、18歳以下の子どもがいる場合は、東京都の児童手当の申請書と一緒に提出することができます。

詳しくは、都庁の 児童手当相談センターに 聞いてください。

ときは、

- 病院などで、マイナ保険証が、**資格喪失通知書**を出さなかったとき
- コルセットなどの器具をサポートする器具を²得たとき
- **健康保険から医療費のお金を受け取り、支給決定通知書**をもらいます。

支給決定通知書を持って、区役所で申請します。

中絶する場所

あなたが住んでいる区の **区役所** **保健年金課** **保険課**

LA 型に必要なのは

1. 健康保険の内容が確認できるもの

1. 医療機関、薬局、介護施設、福祉施設、福祉サービス事業者など
(※利用可能な医療機関、薬局、介護施設、福祉施設、福祉サービス事業者は、[こちら](#)をご覧ください。)
2. 横浜市 高度障害者 医療証

3. 医療費(病院や薬局へ行ったときに払うお金)の徴収書
(※注: 医療費の減額が、医療費、介護費、福祉サービス費、福祉施設費、福祉サービスの利用が適用されているもの)

4. あなたの銀行、支店名、口座番号、口座名義人が分かるもの


こんなときは、すぐに **あなたが住んでいる**
区役所 保険年金課 保険係に 知らせてください。

- 住所や名前が変わったとき
- あなたが持っている 健康保険証が変わったり、健康保険の 番号・番号などが変わったりしたとき
- 年金受給額を 変更することになったとき
- 国民健康保険手帳、世帯の手帳(世帯手帳)、国民健康保険被保険者手帳の 記載が変わったとき


 三洋電機株式会社 三洋電機（中国）有限公司 三洋電機（香港）有限公司
 TEL: 045-510-1810 / 045-510-1811
 FAX: 045-510-1898

コラム ～自分らしい暮らしを支える「意思決定支援」とは～

私たちは日々、さまざまな選択をしています。何を食べるか、どの洋服を着るか、どこへ出かけるか、どのような暮らしをしたいかなど、自分で決めながら生活しています。しかし、障害のある人の中には、情報を理解したり、自分の考えや気持ちを伝えたりすることが難しい場合があります。そのようなときに大切になるのが「意思決定支援」です。

意思決定支援とは

意思決定支援とは、障害のある人が、自分の希望や考えに基づいて選択し、決定できるよう支援することです。

本人が理解しやすい方法で情報を伝えたり、気持ちや希望を丁寧に確認したりしながら、本人が自分で決めることを支えます。

「代わりに決める」は最後の手段

支援を尽くしても、本人が自分で決めることがどうしても難しいとき、本人の気持ちが分からないときには、ご家族や支援者が「代わりに決める」こともありますが、本人の最善の利益を考えて決めていきます。

なぜ大切なのでしょう

誰もが、自分の人生の主人公です。

どこで暮らすか、どのような活動をしたいか、どんな人と関わりたいかなど、自分で決める権利があります。また、すぐに答えを出せなくても、迷ったり考え直したりすることも大切な権利です。意思決定支援は、障害のある人の自己決定を尊重し、一人ひとりが自分らしく暮らすために欠かせません。また、自分の意思が大切にされることで、安心や自信にもつながります。

身近な意思決定支援の例

意思決定支援は、特別な場面だけのものではありません。

例えば、

- 写真や絵を使って選択肢を分かりやすく示す
 - 本人が十分に考える時間を確保する
 - 表情やしぐさなど、言葉以外の意思表示にも目を向ける
 - 家族や支援者が本人のこれまでの経験や好みを踏まえて気持ちを確認する
- といった取組も意思決定支援です。

大切なものは、「この人は何を望んでいるのだろう」という視点で本人に向き合うことです。

私たちにできること

意思決定支援は、支援者だけが行うものではありません。地域で暮らす私たち一人ひとりにもできることがあります。

相手の話に耳を傾けること、急かさずに待つこと、分かりやすく伝えること。そして、「できない」と決めつけず、「どうしたら本人の意思を確認できるか」を考えることです。

障害のあるなしにかかわらず、誰もが自分の意思を尊重され、自分らしく暮らせるまちを目指していきましょう。意思決定支援は、その大切な一歩となります。

参考：意思決定支援 支援のヒント集（令和7年3月 横浜市障害者自立支援協議会）
横浜市障害者自立支援協議会では、「意思決定支援 支援のヒント集」を作成しました。
ぜひご覧ください！

よこはまし そうだんけい
横浜市 相談系サービス



意思決定支援 支援のヒント集

発行：令和7年3月
（令和6年11月一刷発行）
横浜市障害者自立支援協議会

困りごとに対して、ついサービスを当てはめてしまいがち

困りごとに対して、ついついサービスの当てはめから考えてしまいます。
ご本人も、困りごとへの答えをいったんもらえたことで、「ありがとう」と言って帰ってくださるのですが、本当にご本人のニーズは解決しているのでしょうか？



例えば本人が「働きたい」と意思を出してくれた時、「その理由は何だろうか」と考えてアセスメントをしています。活動できる場所が欲しいと思っているから？ 経済的な心配があるから？ ニーズによって提供できるサービスも変わってきますし、希望を叶えられるものは福祉サービスだけではなく、地域は資源のオアシスです！！
表出した言葉だけでなく、その背景や理由も考えてみましょう。

【意思決定支援のヒント集 構成】

- ・ ヒント集が目指すもの
- ・ 横浜市が目指す意思決定支援
- ・ 意思決定支援で大切な日々のかかわり
- ・ 考え方のもとになる Q & A 集めてみました
- ・ 支援者あるある！「良かれと思って」失敗談
- ・ 終わりに：ヒント集作成に寄せて

Q. 言葉での表出が難しい
方への対応は？

Q. 意思決定支援、何から
始めて良いか分かりません。

4 相談支援体制が充実している

現状・課題

横浜市では、障害のある人が地域で安心して生活を送るため、区役所や基幹相談支援センター等を中心に、相談支援体制の整備を進めてきました。

「当事者向けアンケート」において、福祉情報の入手先として「家族」が最も多い一方、約1割（11.2 %）が「どこからも入手していない」と回答しています。また、全体で約3割（29.3 %）が「自分の意志が相手に伝わらない」ことに困っており、精神障害のある人の約4割（40.9 %）が「自分の障害・病気について相談できる場所」を必要としています。当事者からは相談機関の役割が分かりにくく、どこに相談すればよいか迷うとの声や、伴走型の支援を求める意見も寄せられています。

障害のある人やその家族が抱える相談内容は複雑化・多様化しており、多様なニーズに切れ目なく対応するため、福祉・医療・教育・就労など関係機関との連携を強化し、地域全体で支え合う総合的な相談支援体制をより一層充実させていく必要があります。

施策の方向性

（1）相談支援体制の充実

障害のある人を地域全体で支えていく相談支援機能の充実を図るとともに、相談支援機関の連携強化や相談支援体制の再構築、相談支援従事者の人材育成や当事者による相談の活用促進を進め、相談支援のさらなる充実を図っていきます。

成果指標

項目	現状（令和7年度）	目標（令和14年度）
計画相談支援利用者数 （年間）	16,964人	28,550人

とりくみないよう
取組内容

おも かつどう 主な活動		ないよう 内容	かつどうりよう 活動量	
			げんじよう 現 状 (令和7年度)	もくひよう 目 標 (令和14年度)
ちい き 地域の 相談 支援 体制の きょうか 強化	そうだんし えん しゅうち 相談支援の周知 および ふきゅうけいはつ 及び普及啓発	く ふくし ほけん き かん そうだん 区福祉保健センター、基幹相談 し えん 支援 センター、精神障害者 せい かつ し えん 生活支援センターの3機関と れんけい し みん し えん しや そうほう 連携し、市民・支援者双方への そうだんし えん じぎょう しゅうち けいはつ はか 相談支援事業の周知、啓発を図 ります。	し かくく 市・各区 じりつし えんきよう 自立支援協 ぎ かい かいさい 議会開催 かいすう 回数 139回	かい 120回
	し じりつし えん きよう 市自立支援 協 ぎ かい く じりつ 議会 と 区自立 し えんきようぎかい 支援協議会 の れんけい れんどう 連携・連動	し く そうご れんけい れんどう 市と区が相互に連携・連動しな がら、横浜市全体として一体的 よこはましぜんたい いったいてき に地域づくりに取り組める ちい き と たいせいせいび はか 体制整備を図ります。		
とうじしや 当事者による相談の充実		とうじしや そうだん とりくみ 当事者による相談の取組（ピア そうだん しゅうち 相談）を周知し、当事者相談の かつよう つな そうだんいん 活用につなぐとともに、相談員 たいしやう けんしゅう じっし を対象に研修を実施し、スキ ルアップをはか を図ります。	そうだんにつう 相談日数 にち 400日	にち 400日
さいけい 【再掲】 そうだんし えん じゅうじしや じんざいいくせい 相談支援従事者の人材育成		しょうがい ひと きぼう ちい き 障害のある人の希望する地域 せい かつ じつげん む そうだんし えん 生活の実現に向け、相談支援 せんもんいん ようせい 専門員を養成するとともに せんもんせい じっせんりよく こうじよう はか 専門性と実践力の向上を図 るため、相談支援技術を習得 する研修を実施します。	そうだんし えん 相談支援 じゅうじしや 従事者 けんしゅう 研修の しゅうりようしやすう 修了者数 にん 255人	にん 280人
ヤングケアラーを見守り、 ささ かんきよう 支える環境づくり 		かぞく かいご た にちじよう 家族の介護その他の日常 せい かつ じよう せ わ か ど おこな 生活上の世話を過度に行っ ていと認められる子ども・ わかもの 若者である「ヤングケアラー」 し みん かんけいき かん む について、市民や関係機関向け けんしゅう じっし の研修を実施します。	けんしゅうとう 研修等の じゅうこうしやすう 受講者数 (累計) にん 1,671人	の 延べ にん 9,600人

おも かつどう 主な活動	ないよう 内容	かつどうりよう 活動量	
		げんじよう 現 状 れいわ ねんど (令和7年度)	もくひよう 目 標 れいわ ねんど (令和14年度)
ちいき 地域ケアプラザにおける そうだんたいおう そうだんしえんきかん 相談対応と相談支援機関と の連携	ちいき みちか そうだんまどぐち 地域の身近な相談窓口として、 ふくしほけん そうだん う なか 福祉保健の相談を受ける中で しょうがい かん ないよう ばあい 障害に関する内容の場合に は、ひつよう おう てきせつ そうだん 必要に応じて適切な相談 しえんきかん あんない れんけい 支援機関へ案内・連携し、 けいぞくてき しえん 継続的な支援につなげます。	そうだんけんすう 相談件数 3,159件	3,400件
はつたつしょうがいしゃしえん 発達障害者支援センター うんえいじぎょう 運営事業	はつたつしょうがいしゃしえん 発達障害者支援センターと、 ちいき しえんきかん れんけい 地域の支援機関との連携を きょうか そうだんしえんたいせい じゅうじつ 強化し、相談支援体制の充実 をはか を図ります。	そうだんけんすう 相談件数 2,735件	3,000件
なんびょうかんじやとう ひつよう 難病患者等への必要な じょうほうていきぎょう 情報提供	なんびょうかんじやとう たい いりよう 難病患者等に対して、医療、 しょうがいふくし 障害福祉サービスなどの じょうほうていきぎょう なんびょうじょうほう 情報提供を、難病情報メー るマガジン等を活用して実施 します。	じょうほうていきぎょう 情報提供 けんすう 件数 24件	24件
こうじのうきのうしょうがい かか 高次脳機能障害に関わる かんけいきかん れんけいそくしん 関係機関の連携促進	こうじのうきのうしょうがいしゃしえん 高次脳機能障害者支援センタ ーを中心に、中途障害者地域 かつどう とうちいき かんけい 活動センター等地域の関係 きかん れんけい きょうか 機関の連携を強化します。 ちいききょうぎかい けんしゅう じっしとう 地域協議会や研修の実施等を つうじて、みちか ちいき 通じて、身近な地域における しえんたいせい じゅうじつ はか 支援体制の充実を図ります。	じっしけんすう 実施件数 26件	30件
いりようてき じ しゃとう 医療的ケア児・者等の そうだんたいせい じゅうじつ 相談体制の充実 福	いりようてき じ しゃとう 医療的ケア児・者等のライフ ステージに応じた医療・福祉・ きょういくとう しえん そうごうてき 教育等の支援を総合的に ちょうせい よこはまがたいりようてき 調整する横浜型医療的ケア 児・者等コーディネーターによ る相談体制を構築し、ざいたくせいかつ 在宅生活 あんてい はか の安定を図ります。	いりようてき 医療的ケア じ しゃとう 児・者等コ ーディネー ターへの そうだんけんすう 相談件数 724件	770件

けいかくち
計画値

こうもく 項目	げんじょうち 現状値 (R 7)	あーる R 9	あーる R 10	あーる R 11
きかんそうだんしえん 基幹相談支援センターの しゅにんそうだん し えんせんもんいん 主任相談支援専門員の はいちすう 配置数 (福)	17人 ^{にん}	18人 ^{にん}	18人 ^{にん}	18人 ^{にん}
きかんそうだんしえん 基幹相談支援センターの じんざいくせいとう とりくみ さんか 人材育成等の取組に参加 する相談支援事業所の、 そうだん し えん じ ぎょうしよ 管内全 々の 相談支援事 業所に占める割合 (福)	80.0 % ^{ぱーせんと}	80.0 % ^{ぱーせんと}	80.0 % ^{ぱーせんと}	80.0 % ^{ぱーせんと}
きかんそうだんしえん 基幹相談支援センターに よる きょうぎかい うんえい 協 議会の運営の かんよ 関与 (福)	18箇所 ^{かしよ}	18箇所 ^{かしよ}	18箇所 ^{かしよ}	18箇所 ^{かしよ}
じりつしえんきょうぎかい 自立支援協議会の じっしかいすう 実施回数 (福)	3回 ^{かい}	2回 ^{かい}	2回 ^{かい}	2回 ^{かい}
じりつしえんきょうぎかい せんもん 自立支援協議会の専門 ぶかい せっちすうおよ じっし 部会の設置数及び実施 かいすう 回数 (福)	3部会 ^{ぶかい} 5回 ^{かい}	3部会 ^{ぶかい} 5回 ^{かい}	3部会 ^{ぶかい} 5回 ^{かい}	3部会 ^{ぶかい} 5回 ^{かい}
こべつじれい けんとう つう 個別事例の検討を通じた ちいき サービスきばん 地域サービス基盤の かいふつ かいぜんとう おこな 開発・改善等を行う とりくみ おこな ひつよう 取組を行うために必要 なきょうぎかい じりつしえんきょう 協議会（自立支援協 議会）の設置 (福)	18箇所 ^{かしよ}	18箇所 ^{かしよ}	18箇所 ^{かしよ}	18箇所 ^{かしよ}
のぞまない セルフプランの けんすう 件数 (しょうがいしや) (障害者) (福)	4,737件 ^{けん}	2,400件 ^{けん}	1,200件 ^{けん}	0件 ^{けん}
しょうがい しゅべつ かくしゅ 障 害の種別や各種の ニーズに対応できる そうごうてき せんもんてき そうだん 総合的・専門的な相談 支援 (福)	57,638件 ^{けん}	56,000件 ^{けん}	55,500件 ^{けん}	55,000件 ^{けん}

こうもく 項目	げんじょうち 現状値 (R 7)	あーる R 9	あーる R 10	あーる R 11
けいかくそうだん し えん り ようしゃすう 計画相談支援利用者数 (年間) (福)	16,964人 ^{にん}	20,940人 ^{にん}	22,980人 ^{にん}	25,060人 ^{にん}
はったつしょうがいしゃ し えん ちいききょう 発達障害者支援地域協 議会の開催件数 (福)	2件 ^{けん}	2件 ^{けん}	2件 ^{けん}	2件 ^{けん}
はったつしょうがいしゃ し えん 発達障害者支援センタ ーによる相談件数 (学齢後期障害児支援 事業分を除く) (福)	2,735件 ^{けん}	2,800件 ^{けん}	2,900件 ^{けん}	3,000件 ^{けん}
はったつしょうがいしゃ し えん 発達障害者支援センタ ー及び発達障害者地域 支援マネジャーの関係 機関への助言件数 (学齢後期障害児支援 事業分を除く) (福)	1,196件 ^{けん}	1,210件 ^{けん}	1,220件 ^{けん}	1,230件 ^{けん}
はったつしょうがいしゃ し えん 発達障害者支援センタ ー及び発達障害者地域 支援マネジャーの外部 機関や地域住民への 研修、啓発 (学齢後期障害児支援 事業分を除く) (福)	38件 ^{けん}	40件 ^{けん}	40件 ^{けん}	40件 ^{けん}
いりょうてき ケア じ しゃとう たい 医療的ケア児・者等に対 する関連分野の支援を 調整するコーディネー ターの配置 (児)	10人 ^{にん}	12人 ^{にん}	12人 ^{にん}	12人 ^{にん}

こどもく 項目	げんじょうち あーる 現状値（ R 7）	あーる R 9	あーる R 10	あーる R 11
こうじのうきのうしょうがいしゃしえん 高次脳機能障 害者支援 センターの設置箇所数 (新)	— (新規)	かしよ 1箇所	かしよ 1箇所	かしよ 1箇所
こうじのうきのうしょうがいしゃしえん 高次脳機能障 害者支援 ちいききょうぎかい かいさいかいすう 地域協議会の開催回数 (新)	— (新規)	かい 1回	かい 1回	かい 1回
こうじのうきのうしょうがいしゃしえん 高次脳機能障 害者支援 センターにおける支援コ ーディネーターの配置 にんずう 人数 (新)	— (新規)	5にん 5人	5にん 5人	5にん 5人
こうじのうきのうしょうがいしゃしえん 高次脳機能障 害者支援 センターにおける相談 けんすう 件数 (新)	— (新規)	520けん 520件	520けん 520件	520けん 520件
こうじのうきのうしょうがいしゃしえん 高次脳機能障 害者支援 センターの外部機関や ちいきじゅうみん けんしゅう 地域住民への研修、 けいはつけんすう 啓発件数 (新)	— (新規)	30かい 30回	30かい 30回	30かい 30回

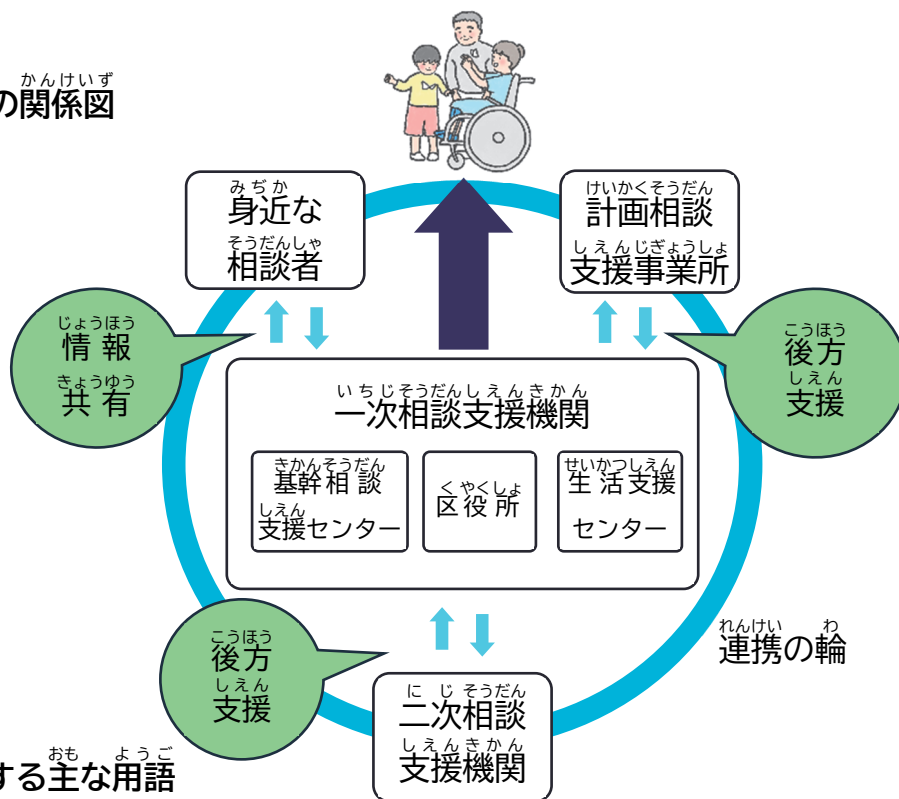
トピック こうじのうきのうしょうがいひと しえん 高次脳機能障 害のある人への支援

令和7年12月に高次脳機能障 害者支援法が成立し、令和8年4月に施行されました。
この法律は、高次脳機能障 害のある人への理解を広げるとともに、医療、福祉、教育、
就 労などの関係機関が連携し、地域で切れ目のない支援を行 うことを目的としてい
ます。

横浜市では、横浜市総合リハビリテーションセンター内の高次脳機能障 害者支援セ
ンターを中心に、相談支援や人材育成、普及啓発を行っているほか、18区の中途障 害
者地域活動センターにおいて専門相談を実施し、地域での支援体制づくりを進めてい
ます。

今後は、法の趣旨を踏まえ、新たに設置する関係機関との連携の場である地域協議会
や、高次脳機能障 害者支援センターの機能を活用し、地域における相談支援や社会
参加支援の一層の充 実を図っていきます。

トピック ① 相談支援機関の関係図



トピック ② 相談支援に関する主な用語

分類	役割	機関
身近な相談者	日頃の関わりの中で、何気ない会話に含まれている相談に気づき、必要に応じて適した相談支援機関につなげます。	学校、施設、医療機関、近隣住民、サービス事業所、グループホーム、作業所、地域ケアプラザ、障害者支援センター、区社会福祉協議会、中途障害者地域活動センター、ピア相談センターなど
計画相談支援事業所	計画相談支援を利用する方の支援の中心を担います。	各指定特定相談支援事業所
一次相談支援機関	地域の相談支援専門機関として、どんな相談でも受け止め、支援を考えます。また、計画相談支援を利用しない人の支援の中心を担います。	基幹相談支援センター、生活支援センター、療育センター、区福祉保健センター、児童相談所、就労支援センターなど
二次相談支援機関	専門的・個別的な相談及び助言を行います。他の機関と異なり、専門知識を生かして一次相談支援機関等が行う支援をサポートします。	障害者更生相談所、こころの健康相談センター、総合保健医療センター、総合リハビリテーションセンター、十愛病院、横浜医療福祉センター港南、てらん広場、花みずき、青葉メゾン、光の丘、発達障害者支援センター、学齢後期発達相談室くらす、学齢後期発達相談室みなと、小児療育相談センター

トピック

③計画相談支援の課題と今後の取組

障害のある人が障害福祉サービス等を利用するためには、サービス等利用計画の提出が必要です。サービス等利用計画には、計画相談支援事業所の相談支援専門員が作成するものと、本人等が自ら作成するセルフプランの2種類があります。

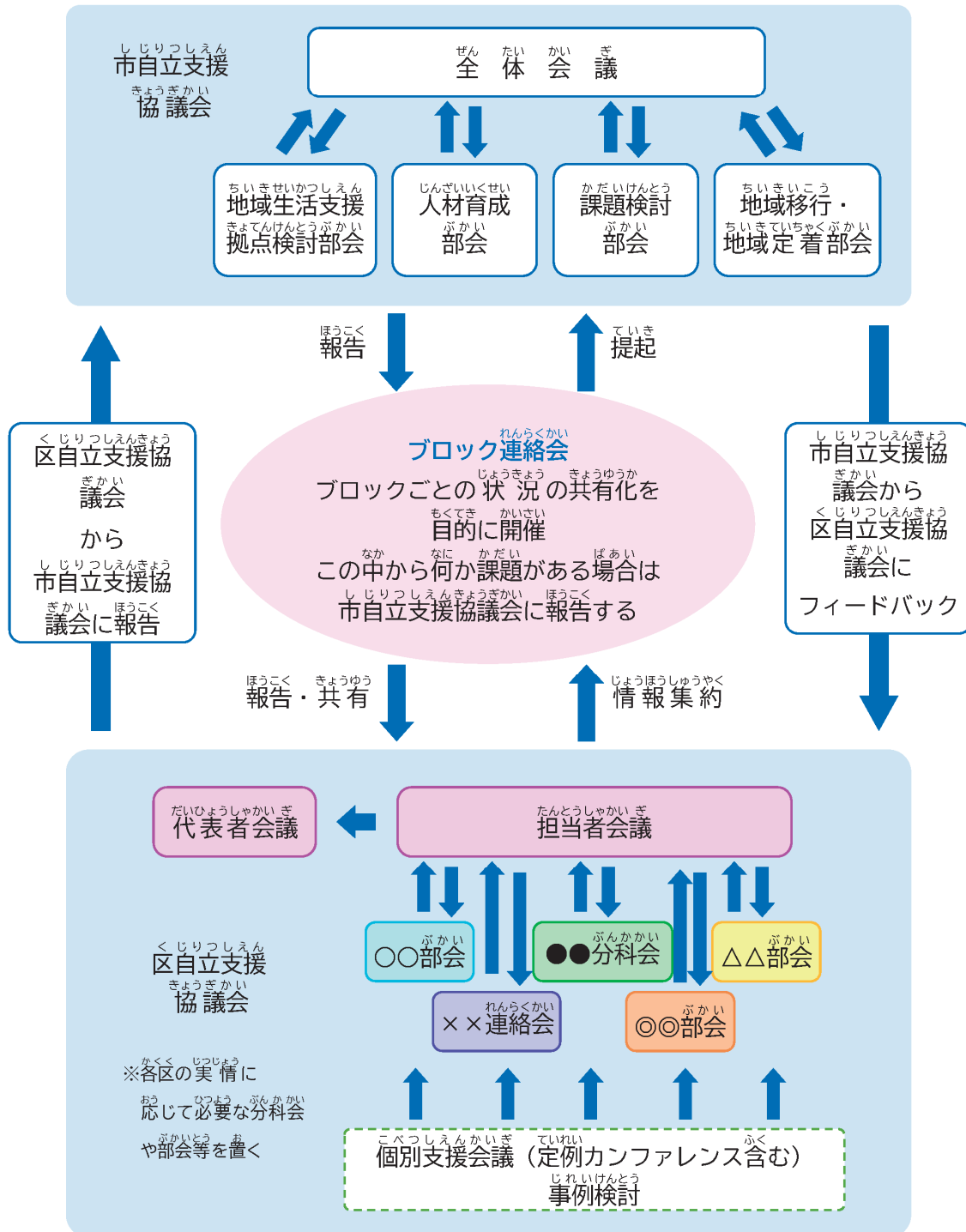
計画相談支援は前者を指し、相談支援専門員が、本人やご家族の生活全体の希望や目標、それに向けた支援方針や解決すべき課題などをともに考え、計画を作成し、定期的に確認・振り返り（モニタリング）を行います。

横浜市では、計画相談の利用者数が令和2年度末から令和7年度末までの5年間で、3,700人以上増えていますが、対象となる人も増えているため、計画相談を利用する人の割合は、令和7年度末時点で約62%に留まっています。

また、令和7年度末時点で、事業者がみつからない等によりセルフプランとなっている人が約4,700人いらっしゃるため、計画相談を必要とするすべての人が利用できるよう、今後、制度の更なる周知や、実施する人材の確保・育成、自立支援協議会との連携などを通じて、計画相談支援が必要な方に行き届くよう、引き続き推進に取り組めます。

〇市自立支援協議会 体制イメージ図

～市自立支援協議会と区自立支援協議会関連図～



区自立支援協議会の取組

相談部会（分科会）の設置による推進

本市では、計画相談支援の充実に向けて、平成28年度から全ての区自立支援協議会に相談支援部会（分科会）を設置しました。計画相談支援事業所を中心に、研修会や事例検討会等を実施し、相談員同士の横のつながりの構築や相談支援の質の向上等に取り組んでいます。

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

現状・課題

精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送るためには、医療・保健・福祉が連携した包括的な支援体制が不可欠です。

横浜市ではこれまで、各区の精神障害者生活支援センターや基幹相談支援センター等を中心に、精神障害のある人の地域生活を支える拠点整備や関係機関のネットワーク構築を進めてきました。

「当事者向けアンケート」では、精神障害のある人の約4割(40.9%)が「自分の障害・病気について相談できる場所」を必要としているほか、生活の中の困りごととして「気の合う人と出会う場がない(35.8%)」が上位に挙がるなど、地域での孤立を防ぐ居場所や人とのつながりのニーズが高い状況です。また、精神科病院に入院している人の権利擁護や孤独感の軽減、同居する家族への支援も引き続き求められています。

こうした状況を踏まえ、精神障害のある人が地域で孤立することなく、自分らしく暮らし続けられるよう、医療・保健・福祉等の関係機関のネットワークを強化し、地域ごとの課題や特性を踏まえた「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」をより一層推進していく必要があります。

施策の方向性

(1) 包括的な支援体制の構築と地域生活の支援

医療・保健・福祉が連携した「協議の場」を通じてネットワークを強化し、地域における支援体制を構築します。また、入院者訪問支援やピアスタッフの推進、心のサポーター養成、家族支援など、地域で安心して暮らすための総合的な取組を進めます。

成果指標

項目	現状 (令和7年度)	目標 (令和14年度)
心のサポーター養成者数	377人/年	400人/年

とりくまないよう
取組内容

おも かつどう 主な活動	ないよう 内容	かつどうりよう 活動量	
		げんじよう 現状 (令和7年度)	もくひよう 目標 (令和14年度)
にゅういんしゃほうもんしえん すいしん 入院者訪問支援の推進	がいぶ けいりゆう とだ 外部からの交流が途絶えがち な入院者を対象に、希望に おう ほうもんしえんいん びやういん 応じて訪問支援員が病院に ほうもん ていねい はなし き 訪問し、丁寧に話を聞き、 にゅういんちゆう せいかつ かん そうだん 入院中の生活に関する相談、 ひつよう じようほうていきよう おこな 必要な情報提供などを行い ます。	りようしゃすう 利用者数 4人/年	28人/年
せいしんしょうがいしゃせいかつしえん 精神障害者生活支援 センターを通じた支援	せいしんほけんふくしし はいち にち 精神保健福祉士を配置し、日 じようせいかつ かん そうだん じよげん 常生活に関する相談や助言、 じようほうていきよう せんもんい 情報提供のほか、専門医によ る相談や生活維持のためのサ ービス(食事、入浴、洗濯等) を 提供しながら、地域活動 しえん せいかつ い じ 支援センターなどと連携しな がら、支援を行っています。 また、多くのセンターで開所か ら約20年が経過する中、必要な かた しえん とど じだい 方へ支援が届くよう、時代に そく じぎょうないよう みな お 即した事業内容に見直すこと を検討します。	サービス 利用者数 185,926人	186,600人
せいしんしょうがい ひと ちいき 精神障害のある人を地域 で支えていくための保健、 いりようおよ ふくしかんけいしゃ 医療及び福祉関係者による きようぎ ば かいさい 協議の場の開催	せいしんしょうがい ひと す な 精神障害のある人が住み慣れ れた地域で安心して暮らし続 けられるよう、保健・医療・福祉 かんけいしゃ しえん げんじよう かだい 関係者が支援の現状や課題を きようゆう かんけいきかん れんけいきようか 共有し、関係機関の連携強化 ちいきしえんたいせい じゅうじつ む や地域支援体制の充実に向け て協議を行います。	かいさいかいすう 開催回数 147回	147回

おも かつどう 主な活動	ないよう 内容	かつどうりょう 活動量	
		げんじょう 現状 れいわ ねんど (令和7年度)	もくひょう 目標 れいわ ねんど (令和14年度)
こころ 心のサポーター (けいちょう ちゅうしん 傾聴を中心とした しえんしゃ ようせい 支援者)の養成 ㊦	メンタルヘルスやうつ病や 不安など精神疾患への正しい 知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や 同僚等に対する、傾聴を 中心とした支援者「心のサポーター（通称：ここサポ）」を 養成します。	こころ 心のサポーター 養成研修 実施回数 7回	かい 7回
せいしんしょうがいしゃ かぞくしえん 精神障害者の家族支援 事業 ㊧	精神障害者とその家族が適切な 関係を保つため、家族が精神 疾患と精神障害者への対応に ついて理解を深める機会を提 供します。	さんかしゃすう 参加者数 15人	にん 20人

トピック 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム～「地域生活」が目指すもの～

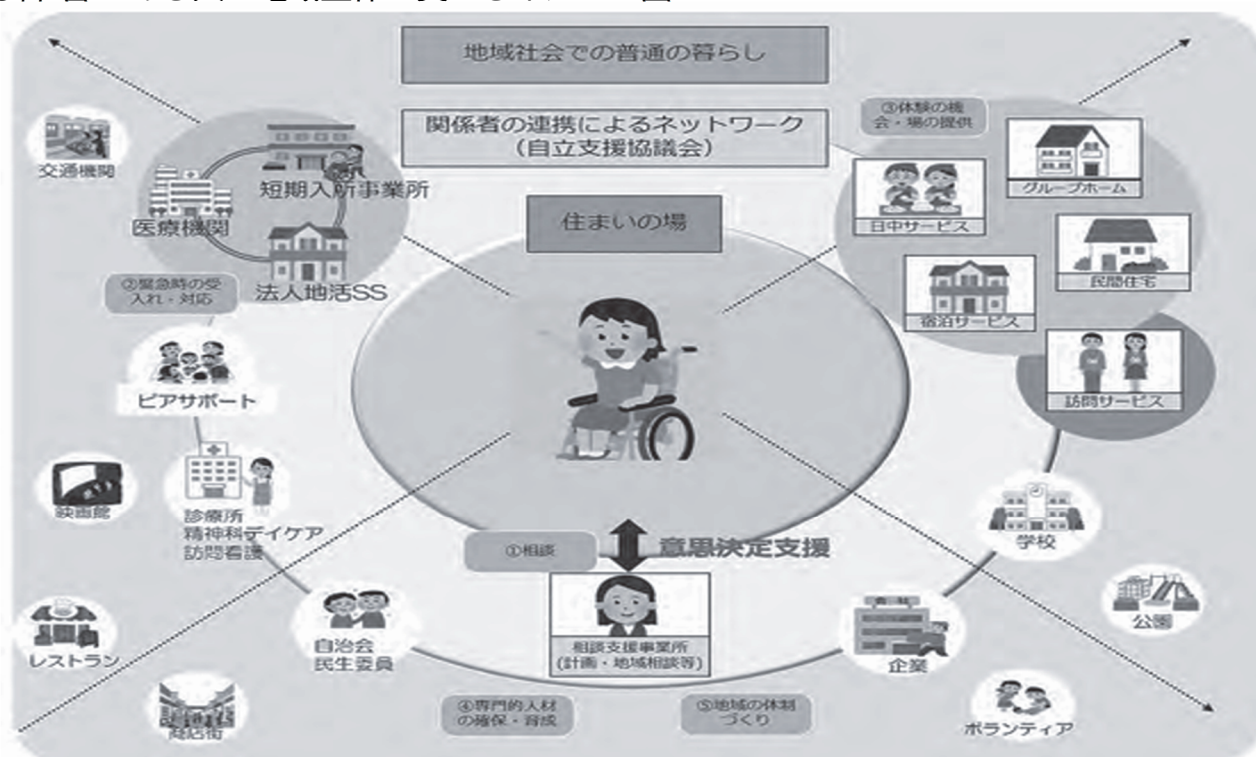
精神保健医療福祉施策は「入院医療中心から地域生活中心」を理念に進められてきました。国の調査によると、横浜市において、精神科病院に入院している患者のうち、1年以上の長期入院患者の割合は、令和4年の54.8 % から令和7年には50.5 % へと減少しています。長期入院から地域生活への移行は着実に進んでいますが、その一方で、地域で安心して暮らし続けられる環境の充実がこれまで以上に重要となっています。

このため、精神障害のあるなしや程度にかかわらず、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるため、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加、就労、地域の助け合い、普及啓発等が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」（以下、「にも包括」）の構築を推進しています。

にも包括を構築するため、横浜市では保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を市域及び区域に設置し、関係者の顔の見える関係の構築や地域課題の共有、地域づくりに取り組んでいます。

地域生活に関するあらゆるニーズに対応できるよう、これらの取組を通じて重層的な支援体制を構築していきます。

● 障害のある人を地域全体で支えるイメージ図



※「横浜市地域生活支援拠点機能構築のための連携ガイドライン」から抜粋したのですが、おおまかな構造は「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」も同様と考えられます。

けいかくち
計画値

こうもく 項目	げんじょうち あーる 現状値 (R 7)	あーる R 9	あーる R 10	あーる R 11
きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助の りようしゃすう せいしんしょうがい 利用者数(精神障害) (福)	1,354人 ^{にん}	1,580人 ^{にん}	1,710人 ^{にん}	1,850人 ^{にん}
ちいきいこうしえん 地域移行支援の りようしゃすう せいしんしょうがい 利用者数(精神障害) (福)	104人/年 ^{にん ねん}	110人/年 ^{にん ねん}	115人/年 ^{にん ねん}	120人/年 ^{にん ねん}
ちいきていちゃくしえん りようしゃ 地域定着支援利用者 すう せいしんしょうがい 数(精神障害) (福)	342人/年 ^{にん ねん}	380人/年 ^{にん ねん}	390人/年 ^{にん ねん}	400人/年 ^{にん ねん}
じりつせいかつえんじょ りようしゃ 自立生活援助利用者 すう せいしんしょうがい 数(精神障害) (福)	38人/年 ^{にん ねん}	40人/年 ^{にん ねん}	42人/年 ^{にん ねん}	44人/年 ^{にん ねん}
じりつくねれん せいかつくねれん 自立訓練(生活訓練) りようしゃすう せいしんしょうがい 利用者数(精神障害) (福)	385人 ^{にん}	490人 ^{にん}	550人 ^{にん}	630人 ^{にん}
たん きにゅうしり りようしゃすう 短期入所利用者数 (精神障害) (福)	643人 ^{にん}	720人 ^{にん}	800人 ^{にん}	900人 ^{にん}
じりつせいかつ 自立生活アシスタン ト利用者数 (精神障害)	344人/年 ^{にん ねん}	360人/年 ^{にん ねん}	370人/年 ^{にん ねん}	380人/年 ^{にん ねん}
せいしんしょうがいしゃたいいん 精神障害者退院サポ ート事業利用者 じぎょうりようしゃ	239人/年 ^{にん ねん}	250人/年 ^{にん ねん}	260人/年 ^{にん ねん}	270人/年 ^{にん ねん}
ほけん いりょうおよ ふくし 保健、医療及び福祉 かんけいしゃ きょうぎ 関係者による協議の ば さんかしゃすう 場への参加者数 (福)	583人 ^{にん}	600人 ^{にん}	600人 ^{にん}	600人 ^{にん}
ほけん いりょうおよ ふくし 保健、医療及び福祉 かんけいしゃ きょうぎ 関係者による協議の ば もくひょうせってい 場における目標設定 およ かつどうじょうきょう 及び活動状況の はあく ひょうか 把握・評価 (福)	1回/年 ^{かい ねん}	1回/年 ^{かい ねん}	1回/年 ^{かい ねん}	1回/年 ^{かい ねん}

こうもく 項目	げんじょうち あーる 現状値 (R 7)	あーる R 9	あーる R 10	あーる R 11
せいしん ほけん ふくし そうだんいん 精神保健福祉相談員 こうしゅうかいとう じっしかいすう 講習会等の実施回数 (新) (福)	— (新規)	—	かい ねん 1 回/年	かい ねん 1 回/年
せいしんびょうしょう にち 精神病 床への 30日 いじょう さいにゅういんりつ 以上の再入院率： たいいん ご にちじてん 退院後90日時点 (福)	9.4 % (調整中)	9.4 % 以下	9.4 % 以下	9.4 % 以下
せいしんびょうしょう にち 精神病 床への 30日 いじょう さいにゅういんりつ 以上の再入院率： たいいん ご にちじてん 退院後180日時点 (福)	16.0 % (調整中)	16.0 % 以下	16.0 % 以下	16.0 % 以下
せいしんびょうしょう にち 精神病 床への 30日 いじょう さいにゅういんりつ 以上の再入院率： たいいん ご にちじてん 退院後365日時点 (福)	23.7 % (調整中)	23.7 % 以下	23.7 % 以下	23.7 % 以下

コラム 心の状態の把握方法

せいしんしょうがい たいおう ちいきほうかつ ほうかつ たいしょう せいしん
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム(にも包括)の対象となるのは精神
しょうがい にかか ちいき じゅうみん いったんし じん かたがた
障害のあるなしに関わらず、地域のすべての住民です。そのため、一般市民の方々の
このころのじょうたい 状態についても把握していく必要があります。

けーしっくす (ケーシックス) はこのころのけんこうじょうたい しんりてき かくにん
「K 6」(ケーシックス)はこのころの健康状態(心理的ストレス)を確認するた
めの6つのしつもん 質問からなるしひょう 指標です。過去30日間のきぶん 気分やじょうたい 状態についてかいとう 回答し、
しんりてき 心理的ストレス じょうたい 状態を把握するためのスクリーニング尺度です。こうせいろうどうしょう
「国民生活基礎調査」など、様々な調査で用いられています。横浜市においても
「K 6」により把握した市民のみなさまのこのころのじょうたい 状態を、しやくけんとう 施策検討のきそざりょう
「K 6」により把握した市民の皆様のこのころの状態を、施策検討の基礎資料とし
てかつよう 活用しています。

トピック

「横浜市の依存症対策」

1 依存症を取り巻く現状

依存症とは、アルコールや薬物などの物質の使用や、ギャンブル等やゲームなどの行為を繰り返すことにより、自分ではやめたいと思ってもやめられなくなる状態を指します。その背景には、障害や貧困、失業、虐待、DVなど様々な生きづらさが複合的に存在していることがあります。近年は、市販薬・処方薬やオンラインギャンブルなどに依存対象が拡大し、誰もが直面し得る身近な問題となっています。また、依存症は本人だけでなく家族や周囲の人々にも影響を及ぼします。一方で、「本人の意志の弱さが原因である」、「依存症は治らない」といった誤解や偏見も根強く、依存症に悩む人が支援を求めたり回復を続けたりする上で大きな障壁となっています。

2 第2期横浜市依存症対策地域支援計画の策定

横浜市では、依存症の本人や家族等の抱える困難の軽減を目指し、「第2期横浜市依存症対策地域支援計画（以下、「第2期計画」という。）」を策定しました。計画では、予防・普及啓発、早期発見・早期支援、回復支援の各段階に応じた施策を推進し、関係者が一体となって依存症対策に取り組みます。

3 第2期計画における重点的な取組

第2期計画では、市販薬・処方薬やオンラインギャンブル等、若年層において増加傾向にある依存への対応を強化するとともに、依存症に対する正しい理解の促進と偏見の解消を図ります。また、依存症の多様化や複合化した生活課題に対応できるよう、関係機関同士の連携を強化し、重層的な支援体制を構築します。さらに、SNS相談の活用や子ども関連の支援者・関係機関との連携強化、「依存症支援者向けガイドライン」の改訂など、多様化する課題に対応した取組を進めます。

【依存症普及啓発動画】



【依存症支援者向けガイドライン】



1 安心して生活できる住まいの場がある

現状・課題

障害のある人が希望に合った暮らしを送るためには、個々の意向や特性に応じた支援が不可欠です。横浜市ではこれまで、地域生活を支える社会資源としてグループホームの整備や、民間賃貸住宅への入居を促進する居住支援などに努めてきました。「当事者向けアンケート」では、「住める場所があるか」に不安を感じている人が全体で16.2%おり、特に知的障害のある人では「介助してくれる人があるか(32.2%)」、「一緒に暮らす家族がいるか(26.4%)」といった、親なき後等を見据えた住まいや暮らしへの不安が浮き彫りになっています。さらに、当事者からは「家を借りやすくしてほしい」といった住まいの選択肢の拡充を求める声や、「ホームで一人で生きるのは大変だから職員と少し話せる環境がほしい」といった支援体制の充実を求める意見も寄せられています。

障害のある人の高齢化・重度化や、親なき後を見据え、誰もが地域で安心して暮らし続けられるよう、重度障害者等の個別の支援ニーズに対応したグループホームの拡充やバリアフリー化の推進、民間住宅への入居支援など、多様な住まいの場の確保等の充実を図っていく必要があります。

施策の方向性

(1) 障害状況に合わせた住まいの選択肢の充実

障害のある人の希望や状況に合わせた多様なニーズに応えられるよう、多様な形態の住まいの構築を進めます。また、障害のある人のニーズに応じたサービスを安定的かつ適切に提供できるよう取り組んでいきます。さらに、地域の実情や需給バランスを図りながら、安定的かつ適切なサービスの提供に取り組めます。

(2) 高齢化・重度化を踏まえた住まいの構築

今後も進むと見込まれる高齢化・重度化を踏まえ、ニーズに対応したグループホームの設置や、在宅生活を支えるバリアフリー改修等を通じて、安心して暮らせる住まいの構築を進めます。

成果指標

項目	現状 (令和7年度)	目標 (令和14年度)
グループホーム利用者数	6,295人	7,540人

とりくまないよう
取組内容

(1) 障害状況に合わせた住まいの選択肢の充実

おも かつどう 主な活動	ないよう 内容	かつどうりよう 活動量	
		げんじよう 現状 (令和7年度)	もくひよう 目標 (令和14年度)
みんかんじゅうたくにゆうきよ そくしん 民間住宅入居の促進 (ふどうさんじぎょうしゃ じょうほう 不動産事業者との情報 共有等)	しょうがいしゃ みんかんちんたいじゅうたく 障害者が民間賃貸住宅への 入居をしやすくする仕組みとし て「住宅セーフティネット制度」 を活用していきます。また、 しょうがいしゃとう じゅうたくかく ほようはいりよしや 障害者等の住宅確保要配慮者 の居住支援を推進するため べんきょうかいとう かいさい よこはましきよじゅう 勉強会等を開催し、横浜市居住 支援協議会と不動産事業者や ふくししえんだんたい くきよく れんけい きょうか 福祉支援団体、区局の連携を強化 します。	かいぎとう 会議等 かいさいすう 開催数 1 回	1 回
サポートホーム事業 ㊤	はったつしょうがい にゆうきよしや たい 発達障害のある入居者に対し、 ちいきせいかつ む じゅんぴ 地域生活に向けた準備のため、 せいかつめん しえん 生活面のアセスメントと支援を じっし 実施する「サポートホーム」を うんえい 運営します。サポートホームの しえんほうほう ちいき じぎょうしょとう 支援方法を、地域の事業所等へ かくだい 拡大させていきます。	りようしゃすう 利用者数 21人	23人
しょうがいじしせつ さいせいび 障害児施設の再整備 ㊤㊦	ろうきゅうか すす 老朽化が進んでいる障害児入所 しせつ さいせいび けんとう すす きょしつ 施設の再整備の検討を進め、居室 の個室化、ユニット化などを通じ て入所児童への専門的支援や にゆうしよじどう せんもんてきしえん 生活環境の向上に努めます。	せいび 整備の じっし 実施 しせつ 0施設	しせつ 1施設
しょうふうがくえんさいせいびじぎょう 松風学園再整備事業 ㊦	きょしつ こしつ か かんりよう 居室の個室化は完了しました が、引き続き、施設全体の環境 こうじょう はか たいいくかんとう 向上を図るため、体育館棟など きょうようしせつ こうじ すす 共用施設の工事を進めます。 また、整備完了後は、適切な いじかんり おこな あんぜん かいてき 維持管理を行い、安全で快適な せいかつ かつどうかんきょう かくほ 生活・活動環境を確保します。	きょしつ 居室の こしつ か 個室化 100 %	100 %

(2) 高齢化・重度化を踏まえた住まいの構築

おも かつどう 主な活動	ないよう 内容	かつどうりょう 活動量	
		げんじょう 現状 (令和7年度)	もくひょう 目標 (令和14年度)
しんたいしょうがいしゃ じゅうたくかいぞうとう 身体障害者の住宅改造等 の推進	しえいじゅうたく にゅうきょ 市営住宅に入居している しょうがいしゃ ようぼう たい 障害者の要望に対し、トイレ や浴室への手すりの取付けな どの じゅうたくかいぞうとう じっし の住宅改造等を実施しま す。	じっしけんすう 実施件数 12件	の 延べ けん 56件
こうれいか じゅうどか たいおう 高齢化・重度化に対応する しょうがいしゃ じゅうたくかいぜんとう 障害者の住宅改善等の すいしん 推進（グループホーム）	りよう グループホームを利用する しょうがいしゃ こうれい 障害者が高齢になり、それに ともな しょうたいきのう ていかとう 伴う身体機能の低下等により、 じゅうらい ホームの せつび せいかつ 従来のホームの設備で生活す ることが困難となる場合でも、 きょじゅう こんなん ばんあい 居住しているホームで安心し て生活し続けることができるよ う、バリアフリー等改修に係 る けいひ ほじょ 経費を補助します。	せつびせつちすう 設備設置数 2箇所 かしよ	5箇所 かしよ
こべつ たいおう 個別ニーズに対応する グループホームの設置の すいしん 推進 ⑨	こんご すす 今後も進んでいくことが見込 まれる しょうがいしゃ こうれいか 障害者の高齢化・ じゅうどか たいおう きょうどこうどう 重度化への対応や、強度行動 しょうがいおよ いりようてき ひつよう 障害及び医療的ケアを必要と する ひと しょうがいとくせい 人の障害特性により、 しょうにんずう せいかつ のぞ ひと 少人数の生活が望ましい人、 より であつ しえん ひつよう ひと 手厚い支援の必要な人が にゅうきょ めいていいん 入居する2～3名定員の しょうきぼ 小規模なグループホームの せつち とく 設置に取り組みます。	う 受け入れ せつちすう 設置数 — (新規)	の 延べ かしよ 10箇所

けいかくち
計画値

こうもく 項目	げんじょうち 現状値 (R 7)	あーる R 9	あーる R 10	あーる R 11
しせつにゅうしょしえん 施設入所支援 (利用人数/月) (福)	1,324人	1,291人	1,274人	1,257人
ふくしがたしょうがいじにゅうしょしえん 福祉型障害児入所支援 (利用児童数/月) (児)	144人	190人	190人	190人
いりょうがたしょうがいじにゅうしょしえん 医療型障害児入所支援 (利用児童数/月) (児)	67人	90人	90人	90人
しょうがいしゃしえんしせつ 障害者支援施設における いこうかくにんたんどうしゃ ちいき 意向確認担当者の地域 せいかつ いこう む 生活への移行に向けた しえんかいすう 支援回数 (福)	751回 (R 6実績) (調整中)	2,582回	2,548回	2,514回
きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助 (グループホーム) りようしゃすう しんせつていいんすう ねん 利用者数(新設定員数/年) (福)	255人	180人	180人	180人
きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助 (グループホーム) りようしゃすう りようにんすう ねん 利用者数(利用人数/年) (福)	6,295人	6,650人	6,830人	7,000人
きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助 (グループホーム) りようしゃすう きょうどうこうどう 利用者数 (うち強度行動 しょうがいしゃ 障害者) (/月) (福)	1,428人	1,660人	1,790人	1,925人
きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助 (グループホーム) りようしゃすう 利用者数 (うち医療的ケア者) (/月) (福)	179人	180人	190人	200人
しょうがいじにゅうしょしせつ 障害児入所施設における 18さいいじょう にゅうしょしゃすう (児)	0人	0人	0人	0人

こゝもく 項目	げんじょうち あーる 現状値（R 7）	あーる R 9	あーる R 10	あーる R 11
しゅくはくがたじりつくんれん 宿泊型自立訓練 （利用人数/月） ㊦	にんぶん 67人分	にんぶん 73人分	にんぶん 73人分	にんぶん 73人分
	にんにち 1,733人日	にんにち 1,945人日	にんにち 1,945人日	にんにち 1,945人日
りょうようかいご 療養介護 （利用人数/月） ㊦	にん 313人	にん 315人	にん 315人	にん 315人

※しゅくはくがたじりつくんれん・ ・ ・ やかん きょじゅう ば ていきょう か じ とう にちじょうせいかつのうりよく こうじょう
 ※宿泊型自立訓練・ ・ ・ 夜間の居住の場を提供し、家事等の日常生活能力を向上さ
 せるための支援、生活等に関する相談等を行います。
 （市内3事業所）

※りょうようかいご・ ・ ・ いりょうてき じょうじ かいご ひつよう しょうがいしゃ いりょうきかん き の う
 ※療養介護・ ・ ・ 医療的ケアと常時の介護を必要とする障害者に、医療機関で機能
 訓練、看護、介護及び日常生活上の支援等を行います。
 （市内4事業所）

トピック サービスの質や適正な量の確保に向けた取組

障害のある人が安心して障害福祉サービスを利用できる環境を整えるためには、サービスの質と必要なサービス量の確保に取り組む必要があります。

全国的な課題として、地域によって障害福祉サービスの事業所数に差があり、一部の地域では事業所数が増加している一方で、必要なサービスが十分に提供されていない地域もあります。そのため、国は、各自治体に対して、地域の実情に応じて必要なサービスが適切に提供できる体制を整備することを求めています。

これまで本市では、新規事業所の設置費補助など独自の取組により必要なサービス量の確保に取り組んできた結果、全体として事業所は充実してきています。しかし、サービスの種類によっては、差が見られるため、事業所数やサービス提供状況の推移を注視していく必要があります。

サービス量の不足しているサービスについては、必要量の確保を図る一方で、一部のサービスについては、サービスの需給バランスを踏まえ、必要に応じて総量規制（※）を含む各種手法を検討していきます。

また、虐待防止研修や障害特性に応じた支援のための研修等の実施及び事業所への運営指導等を通じて、障害福祉従事者の支援力向上とサービスの質の確保に取り組めます。

今後も国からの財政支援を積極的に活用しながら、障害のある人のニーズに応じたサービスを安定的かつ適切に提供できるよう取り組んでいきます。

※総量規制（障害者総合支援法第36条、児童福祉法第21条の5の15及び児童福祉法第24条の9）

総量規制とは、自治体の障害福祉計画や障害児福祉計画で定める必要なサービス量が既に満たされ、地域内の障害福祉サービス事業所が十分に確保されている場合に、新たな事業所の指定を制限できる制度です。

総量規制が可能な障害福祉サービス

障害者支援施設、生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設

トピック 福祉施設入所者の地域生活への移行の考え方

福祉施設入所者が地域に移行する際には、障害のある人の希望に応じた、多様な形態の住まいの構築を進めることで、福祉施設入所者の状況を十分に踏まえながら地域移行を推進することが重要です。

地域移行の取組に当たっては、本人の意向及び自己決定の尊重を基本とし、関係機関の連携体制の構築と共通認識の確立を図ることが必要です。そのため、「障害者が希望する地域生活の実現に向けた取組ガイドライン（入所施設からの地域生活移行ガイドライン 令和8年3月（初版））」の活用を通じて、「どうすれば実現できるか」という課題解決型の視点による支援を推進しています。

また、障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、入所施設が「通過型施設」としての役割・機能を担うとともに、個室化の推進など利用者のプライバシーや居住環境の向上にも取り組みながら、必要な施策を検討・実施します。

あわせて、施設に入所して支援を受けることが真に必要なとされている人の把握を行い、多様なニーズに応える住まいのあり方を含め、必要な取組を推進します。

なお、市内入所施設の定員については、新規利用者等へのサービス提供を確保する必要があることや、市外入所施設の利用者への対応等を踏まえ、各施設の状況を勘案しながら検討していきます。

2 地域での生活を支えたり、本人の力を引き出す支援がある

現状・課題

障害のある人が地域で自立し、希望に沿った暮らしを実現するためには、一人ひとりの意向や特性に応じた生活支援が不可欠です。横浜市ではこれまで、ホームヘルプサービス（居宅介護）の提供や障害者自立生活アシスタント事業等を通じて、地域生活のサポートを進めてきました。

「当事者向けアンケート」では、日常生活で「家事（食事の支度等）」の介助を必要とする人が全体で約3割（33.2 %）に上るほか、「一人で過ごすのが不安」と答えた人が全体の3割近く（27.8 %）に達しており、日々の暮らしに対するサポートのニーズは高い状況です。また、当事者からは、「家族が身体介護を担っているケースが多く負担が大きい」といった家族の負担軽減を求める声や、「専門家による計画相談を充実させてほしい」といった、個別のニーズに寄り添う支援を求める声も寄せられています。

障害のある人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるため、ホームヘルプサービス等の生活支援の充実に加え、介護する家族の負担軽減や、地域における見守り体制の構築、相談支援機関との連携強化を通じた自立生活に向けたサポートをより一層推進していく必要があります。

また、学校を卒業した後、これまで利用できていた放課後等デイサービスなどが利用できなくなることから、夕方時間帯を安心して過ごせる場の充実が求められています。

施策の方向性

（1）地域での生活を支える仕組みの充実

障害福祉に関わる社会資源を基に、既存のサービスを充実させていくことで、地域で安心して暮らすことができる体制づくりを目指します。

夕方過ごせる場に関するニーズ、課題等を把握しながら、障害のある人やそのご家族の支援のあり方を検討します。

（2）本人の力を引き出す支援の充実

自ら希望する暮らしをしていくために、障害児・者やその家族にとって必要なサービスを提供する事業を引き続き実施します。

せい かしひよう
成果指標

こうもく 項目	げんじよう れいわ ねんど 現 状 (令和7年度)	もくひよう れいわ ねんど 目 標 (令和14年度)
く 暮らしにかかるサービス りようしゃすう 利用者数	32,003人 ^{にん}	33,640人 ^{にん}

とりくみないよう
取組内容

(1) ちいき せい かつ ささ し く じゅうじつ
地域での生活を支える仕組みの充実

おも かつどう 主な活動	ないよう 内容	かつどうりよう 活動量	
		げんじよう 現 状 (令和7年度)	もくひよう 目 標 (令和14年度)
しょうがいしゃちいきかつどう 障害者地域活動ホー ムを通じた支援	ざいたく しょうがいじ しゃ かぞく 在宅の障害児・者とその家族の ちいきせい かつ しえん きよてん し せつ 地域生活を支援する拠点施設と して、横浜市が独自に設置してい るものです。主なサービスとし て、生活介護等の日中活動のほ か、ショートステイや一時ケア等 の生活支援事業を実施していま す。施設規模等により、社会福祉 法人型障害者地域活動ホームと きのうきょうかがたしょうがいしゃちいきかつどう 機能強化型障害者地域活動ホー ムの2種類に分類されています。	サービス りようしゃすう 利用者数 27,825人 ^{にん}	28,650人 ^{にん}
たきのうがたきよてん せいび 多機能型拠点の整備・ うんえい 運営	つね いりようてき ひつよう 常に医療的ケアを必要とする じゅうしょうしんしんしょうがいじ しゃとう 重症心身障害児・者等とその かぞく ちいきせい かつ しえん 家族の地域生活を支援するため、 そうだんしえん たんきにゅうしよ せい かつ かい ごと 相談支援や短期入所、生活介護、 しんりよう ほうもんかんご きよたくかい ごと 診療、訪問看護、居宅介護など を一体的に提供 する多機能型 きよてん かんめ せいび 拠点について5館目の整備に ちやくしゅ こんご かんめ 着手しました。今後、6館目の せいび む けんとう すす 整備に向けて、検討を進めます。	サービス りようしゃすう 利用者数 1,262人 ^{にん}	1,600人 ^{にん}

おも かつどう 主な活動	ないよう 内容	かつどうりよう 活動量	
		げんじよう 現状 (令和7年度)	もくひよう 目標 (令和14年度)
ちいきせいかつしえんきよてんきのう 地域生活支援拠点機能 の充実	しょうがい ひと こうれいか じゅうどか 障害のある人の高齢化・重度化、 おや あと そな 親なき後に備えるとともに、地域 いこう すす きかんそうだんしえん 移行を進めるため、基幹相談支援 センター・区福祉保健センター・ せいかつしえん 生活支援センターの3機関一体 の運営により、地域のあらゆる うんえい ちいき 社会資源を有機的につなぐネッ トワーク型の拠点機能を整備し、 ちいき きよじゅうしえんきのう じゅうじつ 地域での居住支援機能の充実 を図ります。	ちいきせいかつ 地域生活 しえんきよてん 支援拠点 とうろく 登録 じぎょうしよすう 事業所数 かしよ 248箇所	かしよ 300箇所
いりようてき じ しゃとう 医療的ケア児・者等 しえんしゃ ようせい 支援者の養成 (福)	ちいき うけいれたいせい じゅうじつ はか 地域での受入体制の充実を図る ため、所属する施設・事業所等 しよぞく しせつ じぎょうしよとう において、医療的ケア児・者等 いりようてき じ しゃとう の受入れを積極的に行えるよ うけい せつぎよくてき おこな う、支援に必要な知識・技術の ふきゅうけいはつ おこな しえんしゃ ようせい 普及啓発を行う支援者を養成 します。	しえんしゃ 支援者 ようせいすう 養成数 (累計) るいけい 349人	の 延べ にん 700人
きょうどうどうししょうがい 強度行動障害のある ひと しゅうちゅうてきしえん 人への集中的支援 じぎょう 事業 (新)	じょうたい あつ か きょうどうどうししょうがい 状態が悪化した強度行動障害 のひと たい せんもんてきちしき のある人に対して、専門的知識や けいけん ゆう こういきてきしえんじんざい 経験を有する広域的支援人材が、 しせつとう しゅうちゅうてき 施設等において集中的なアセ スメントや環境調整を実施す ることで、ちいき いこう ちいき 地域の移行や地域で せいかつ ささ の生活を支えます。	しえんじっしすう 支援実施数 — しんき (新規)	かい 8回
ちいきしえん 地域支援マネジャーに しょうがいふくし よる障害福祉サービ ス事業所等への支援 じぎょうしよとう しえん	はつたつしょうがいしやしえん 発達障害者支援センターに ちいきしえん はいち 「地域支援マネジャー」を配置し、 しょうがいふくし じぎょうしよとう たい 障害福祉サービス事業所等に対 し、きょうどうししょうがい はつたつしょうがい かか 行動障害・発達障害に係る コンサルテーションを実施しま す。	しえんじっしすう 支援実施数 かい 326回	かい 330回
さいけい せいしんしょうがい 【再掲】精神障害にも たいおう ちいきほうかつ 対応した地域包括ケア システムの推進 すいしん	※「障害のある人を地域で支える基盤の整備」に詳細を きさい 記載しています。		

(2) 本人の力を引き出す支援の充実

おも かつどう 主な活動	ないよう 内容	かつどうりょう 活動量	
		げんじょう 現状 (れいわ ねんど 令和7年度)	もくひょう 目標 (れいわ ねんど 令和14年度)
しょうがいしゃじりつせいかつ 障害者自立生活アシスタ ントを通じた支援 ㊦	ちいき たんしんどう せいかつ 地域で単身等で生活する しょうがいしゃ たい じりつせいかつ 障害者に対して、自立生活ア シスタントが、その障害特性 を踏まえて、具体的な生活 場面での社会適応力を高め る助言を中心とした支援を 行います。	とうろくしゃすう 登録者数 762人	800人
こうけんてきしえんせいど 後見的支援制度 ㊦	しょうがいしゃほんにん かぞく よ そ 障害者本人や家族に寄り添 い、漠然とした将来の不安や 悩みを一緒に考え、親なき後 も安心して暮らすことができ る地域での見守り体制を構築 します。	とうろくしゃすう 登録者数 2,154人	2,600人
しょうひしゃきょういくじぎょう 消費者教育事業 ㊦	しょうがいしゃ かぞくおよ しょうしんしゃ 障害者、家族及び支援者が、 しょうひん りようおよ 商品・サービスの利用及び けいやく かか どう まな 契約に関わるトラブル等を学 ぶことにより、安心した日常 生活を送れるよう、意識啓発 を図ります。	しゅうち けいはつ 周知・啓発 じっしかいすう 実施回数 1回	1回
しゃかいさんかすいしん 社会参加推進センターに よる団体活動支援機能の 充実 じゅうじつ	とうじしゃだんたい しょうがいしゃ 当事者団体による障害者の じりつ しゃかいさんかとう そくしん 自立や社会参加等の促進のた めに必要な生活訓練、社会 参加訓練などを当事者により 実施します。	とりくみすう 取組数 11件	9件

けいかくち
計画値

こうもく 項目	げんじょうち あーる 現状値(R 7)	あーる R 9	あーる R 10	あーる R 11
れいわ ねんどまつ しせつ 令和7年度末の施設 にゅうしょしゃ ぱーせんと 入所者の6 % いじょう ちいき いこう 以上が地域に移行 (11年度末まで) (福)	14人	20人	20人	20人
ちいき いこう けっか 地域移行の結果、 れいわ ねんどまつ しせつ 令和7年度末の施設 にゅうしょしゃすう ぱーせんと 入所者数が5 % いじょうげんしょう 以上減少 (11年度末まで) (福)	1,324人	1,291人	1,274人	1,257人
きょたくかいご (つき) (福)	138,801時間分	145,540時間分	149,030時間分	152,610時間分
	8,561人	9,100人	9,380人	9,670人
じゅうどほうもんかいご (つき) (福)	201,831時間分	285,810時間分	340,110時間分	404,730時間分
	937人	1,200人	1,360人	1,540人
どうこうえんご (つき) (福)	16,355時間分	17,680時間分	18,390時間分	19,130時間分
	861人	920人	950人	990人
こうどうえんご (つき) (福)	21,840時間分	30,870時間分	36,710時間分	43,640時間分
	1,049人	1,400人	1,620人	1,870人
たんきにゅうしょ ふくしがた 短期入所 (福祉型) (/月) (福)	1,070人分	1,140人分	1,220人分	1,300人分
	6,285人日	6,640人日	7,000人日	7,390人日
たんきにゅうしょ いりょうがた 短期入所 (医療型) (/月) (福)	317人分	320人分	330人分	340人分
	1,454人日	1,500人日	1,550人日	1,600人日
たんきにゅうしょ ふくしがた 短期入所 (福祉型、 いりょうがた きょうどこう 医療型)(うち強度行 動障害者)(/月) (福)	1,638人	1,650人	1,660人	1,670人
たんきにゅうしょ ふくしがた 短期入所 (福祉型、 いりょうがた いりょうてき 医療型)(うち医療的 ケア者)(/月) (福)	368人	400人	420人	430人
にっちゅういちじしえん 日中一時支援 (/月) (福)	263人分	270人分	280人分	290人分
	1,084回	1,110回	1,140回	1,160回

こもく 項目	げんじょうち あーる 現状値(R 7)	あーる R 9	あーる R 10	あーる R 11
にちじょうせいかつようぐきゅうふ 日常生活用具給付・ 貸与(/年) (福)	102,361 ^{けん} 件	103,000 ^{けん} 件	103,500 ^{けん} 件	104,000 ^{けん} 件
ちいきいこうしえんねん 地域移行支援(/年) (福)	133 ^{にんぶん} 人分	140 ^{にんぶん} 人分	150 ^{にんぶん} 人分	160 ^{にんぶん} 人分
ちいきていちゃくしえんねん 地域定着支援(/年) (福)	488 ^{にんぶん} 人分	490 ^{にんぶん} 人分	500 ^{にんぶん} 人分	510 ^{にんぶん} 人分
せいしんしょうがいしゃたいいん 精神障害者退院 サポート事業(/年)	239 ^{にん} 人	250 ^{にん} 人	260 ^{にん} 人	270 ^{にん} 人
はつたつしょうがいしゃしえん 発達障害者支援セ ンター及び発達障害 者地域支援マネジャ ーの関係機関への 助言件数(年齢後期 障害児支援事業分を のぞく) (福)	1,196 ^{けん} 件	1,210 ^{けん} 件	1,220 ^{けん} 件	1,230 ^{けん} 件
じりつせいかつえんじょねん 自立生活援助(/年) (福)	60 ^{にんぶん} 人分	62 ^{にんぶん} 人分	64 ^{にんぶん} 人分	66 ^{にんぶん} 人分
じりつせいかつ 自立生活アシスタ ント(/年) (あ)	762 ^{にんぶん} 人分	780 ^{にんぶん} 人分	790 ^{にんぶん} 人分	800 ^{にんぶん} 人分
ちいきせいかつしえんきよてん 地域生活支援拠点 (福)	18 ^く 区	18 ^く 区	18 ^く 区	18 ^く 区
ちいきせいかつしえんきよてん 地域生活支援拠点 コーディネーターの 配置人数 (福)	18 ^{にん} 人	18 ^{にん} 人	18 ^{にん} 人	18 ^{にん} 人
ちいきせいかつしえんきよてん 地域生活支援拠点が 有する機能の充実 に向けた検証及び 検討の実施回数 (福)	1 ^{かい} 回	1 ^{かい} 回	1 ^{かい} 回	1 ^{かい} 回
かくとどうふげんとう 各都道府県等の 障害福祉サービス 等情報公表制度に おける管内事業所の 公表率及び更新率 (毎年度1回) (福)	こうひょうりつ 公表率： 96.6 ^{ぱーせんと} % こうしんりつ 更新率： 84.1 ^{ぱーせんと} %	こうひょうりつ 公表率： 98.0 ^{ぱーせんと} % こうしんりつ 更新率： 90.0 ^{ぱーせんと} %	こうひょうりつ 公表率： 99.0 ^{ぱーせんと} % こうしんりつ 更新率： 95.0 ^{ぱーせんと} %	こうひょうりつ 公表率： 100 ^{ぱーせんと} % こうしんりつ 更新率： 100 ^{ぱーせんと} %

トピック

強度行動障害のある人への支援

強度行動障害とは、自分の体を叩いたり、食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出し、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続く等の行動が繰り返し見られるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことです。

強度行動障害の多くは、障害特性を理解し適切な支援を行うことで、こうした行動が減少し、安定した生活を送ることができるかとされています。

横浜市では、強度行動障害のある人が身近な地域の中で安心して生活できる仕組みづくりのため、障害のある人の家族や外部有識者などによる検討を行い、様々な施策の推進を図ってきました。具体的には、障害福祉サービス事業所等の職員を対象とした「強度行動障害支援力向上研修」の開催、障害福祉サービス事業所等への助言やコンサルテーション等を実施する「地域支援マネジャー」の配置に取り組んできました。

これまでの取組により、支援者の専門性の向上や、障害福祉サービス事業所等における支援の充実が図られています。しかし、強度行動障害のある人お一人おひとり状態や障害特性に応じたきめ細やかな支援に対応できる専門的かつ高度な支援人材の確保・育成は十分ではありません。

これらの課題に対応するため、令和8年4月から「横浜市強度行動障害者集中的支援事業」を実施し、状態が悪化した強度行動障害がある人への支援を強化しました。この事業では、強度行動障害の支援に専門的な知識や経験を有する「広域的支援人材」が障害福祉サービス事業所などの支援者と一緒に、アセスメントや環境調整を行いながら助言を行います。また、この事業の開始に合わせて、市内の障害福祉サービス事業所等において、強度行動障害の状態にある人の支援に携わる人で構成される「強度行動障害支援者ネットワーク」を立ち上げました。このネットワークでは、集中的支援の実践や事例の共有を行うほか、支援者同士の連携強化や人材育成を進めます。

今後も、強度行動障害のある人の地域移行や地域生活を支える体制づくりを推進していきます。

コラム

横浜市障害者後見の支援制度について

横浜市障害者後見の支援制度は、障害のある人が地域で安心して暮らし続けるために必要な「身近な地域での見守り」や、スタッフによる定期訪問などを通じて、「本人の希望や目標に基づき支援」を行う横浜市独自の制度です。

本制度は、「将来にわたるあんしん施策」の一環として、平成22年度（2010年度）に開始されました。

- ・ 障害のある人を支援している方や地域住民の方などが、制度利用者の日常生活を見守り、必要に応じて声掛けや定期的な訪問を行います。
- ・ 障害のある人やその家族から、将来の希望や不安などに関する相談をお受けします。
- ・ 障害のある人に生涯にわたって寄り添いながら、本人が望む地域での暮らしを実現するための方法を一緒に考えます。

【利用事例】

知的障害のある40代のAさんは、高齢のお父様との二人暮らしでした。将来への不安を抱いていたお父様が後見の支援制度の説明会に参加したことをきっかけに、制度の利用登録につながりました。

後見の支援室（※1）では、Aさんを理解するため、自宅や支援室で面談を行うだけでなく、通所先も訪問しました。また、お父様からはAさんへの思いや将来に対する不安についてお話を伺いました。

定期的な面談を重ねる中で、Aさん自身も少しずつ将来について考えるようになりました。お父様の入院を契機に、区役所職員とともにグループホームの見学や宿泊体験も行いましたが、Aさんの「将来も自宅で暮らしたい」という希望は変わりませんでした。

その後、お父様が亡くなられた後も、Aさんは障害福祉サービスを利用しながら自宅での一人暮らしを継続しています。後見の支援室では、Aさんの同意を得て「あんしんキーパー（※2）」の登録を進めるなど、地域とのつながりづくりを支援してきました。

ある時、Aさんは「台風の時に近所の方が『大丈夫ですか？』と訪ねてきてくれた」と、あんしんキーパーとお付き合いの様子を話してくれました。また、「自分のペースで生活できるようになった」とも話されています。

後見の支援室では、今後もAさんに寄り添いながら、地域で安心して暮らし続けられるよう支援の輪を広げていきます。

※1 後見の支援室

横浜市障害者後見の支援制度を実施する機関です。18区に1箇所ずつ設置しています。

※2 あんしんキーパー

登録者の身近な地域で、日常の中でさりげなく見守りを行う協力者です。
登録者本人や家族の希望を踏まえ、後見的支援室が地域住民や関係者に協力を呼びかけ、登録していただきます。また、すでに登録者のことをよく知り、日頃から関わりのある方に登録していただく場合もあります。
特別な役割を担うのではなく、地域の中で自然なつながりを築きながら、登録者が安心して暮らし続けられるよう見守ります。

【参考】「成年後見制度」と「横浜市障害者後見的支援制度」について

2つの制度は、本人を中心に、その生活や人生に寄り添うことを共通としますが、それぞれ役割が異なります。

「成年後見制度」では、法的な権限を与えられた後見人等が、本人の意思を尊重し健康や生活状況に配慮しながら、本人に代わり財産の管理や介護サービス等の契約を行います。（※3）

一方で「横浜市障害者後見的支援制度」は、本人に関する法的な権限を持つものではありません。しかし、障害福祉サービス等の利用有無にかかわらず、末永く緩やかに、地域の中で本人を見守っていく体制を構築できることが強みです。

※3 成年後見制度

令和8年6月に「民法等の一部を改正する法律」が成立し、10年度中に制度の内容が変わります。

コラム

障害者自立生活アシスタント事業について

障害者自立生活アシスタント事業は障害のある人が地域で安心して自立した生活を続けられるよう支援する事業で、平成13年度に創設された本市独自の事業です。専門知識や経験をもつ「自立生活アシスタント」が、利用者一人ひとりの生活状況や困りごとに寄り添いながら、日常生活や地域生活に必要な助言・支援を行います。

本事業は、「親なき後の支援」の課題への対応として知的障害者を対象に始まり、現在は精神障害者や発達障害者、高次脳機能障害者も対象に実施しています。

本事業の対象者は①单身の方、②同居家族の障害・高齢化、長期にわたる病気等で日常生活の支援を受けられない方、③家族と同居またはグループホーム等に入居しているが、アシスタントを利用しながら单身生活等への移行を希望する方、となっています。

支援内容は幅広く、食事や掃除などの衣食住に関すること、健康管理や金銭管理、余暇活動に関する相談のほか、対人関係の調整や関係機関との連絡・調整などのコミュニケーション支援も行います。利用者が自分らしい生活を送りながら、地域での暮らしを継続できるようサポートすることが目的です。

自立生活アシスタントは、利用者の困りごとを解決するだけでなく、「自分で自分の生活を考えること」を大切にしながら支援を行っています。利用者一人ひとりの思いやペースに寄り添い、地域の関係機関とも連携しながら、その人らしい地域生活を支える存在として重要な役割を担っています。

3 安心して外出できる環境になっている

現状・課題

障害のある人の社会参加を促進するため、横浜市ではこれまで、各区の移動情報センターによる相談対応や、重度障害者等への移動支援事業の拡充など、外出を支える仕組みづくりを進めてきました。

「当事者向けアンケート」では、全体で3割以上（33.0％）の人が日常生活において「外出が困難」と回答しており、「バスや電車の乗り降りが困難・不便（16.9％）」といった移動手段に関する具体的な困りごととも挙げられています。また、当事者からは、制度への要望に加え、「バスの優先席を利用したいが健常者に座られてしまう」といった、周囲の理解や配慮を求める声も寄せられています。

日常生活に不可欠な移動に加え、余暇活動や社会参加など多様な外出ニーズに対応するため、移動支援のさらなる充実を図るとともに、交通事業者との連携強化や、市民の障害理解の促進を通じた「譲り合いの心」の醸成に取り組んでいく必要があります。

施策の方向性

（1）障害特性に応じた移動支援の充実と体制づくり

障害の特性や多様なニーズに合わせて誰もが安心して外出できるよう、移動情報センターを通じた一人ひとりに合った情報提供や相談対応を推進します。あわせて、公共交通機関の利用が困難な重度障害者や難病患者等に向けた車両等による外出支援サービスを充実させ、地域における総合的な移動支援体制を強化します。

成果指標

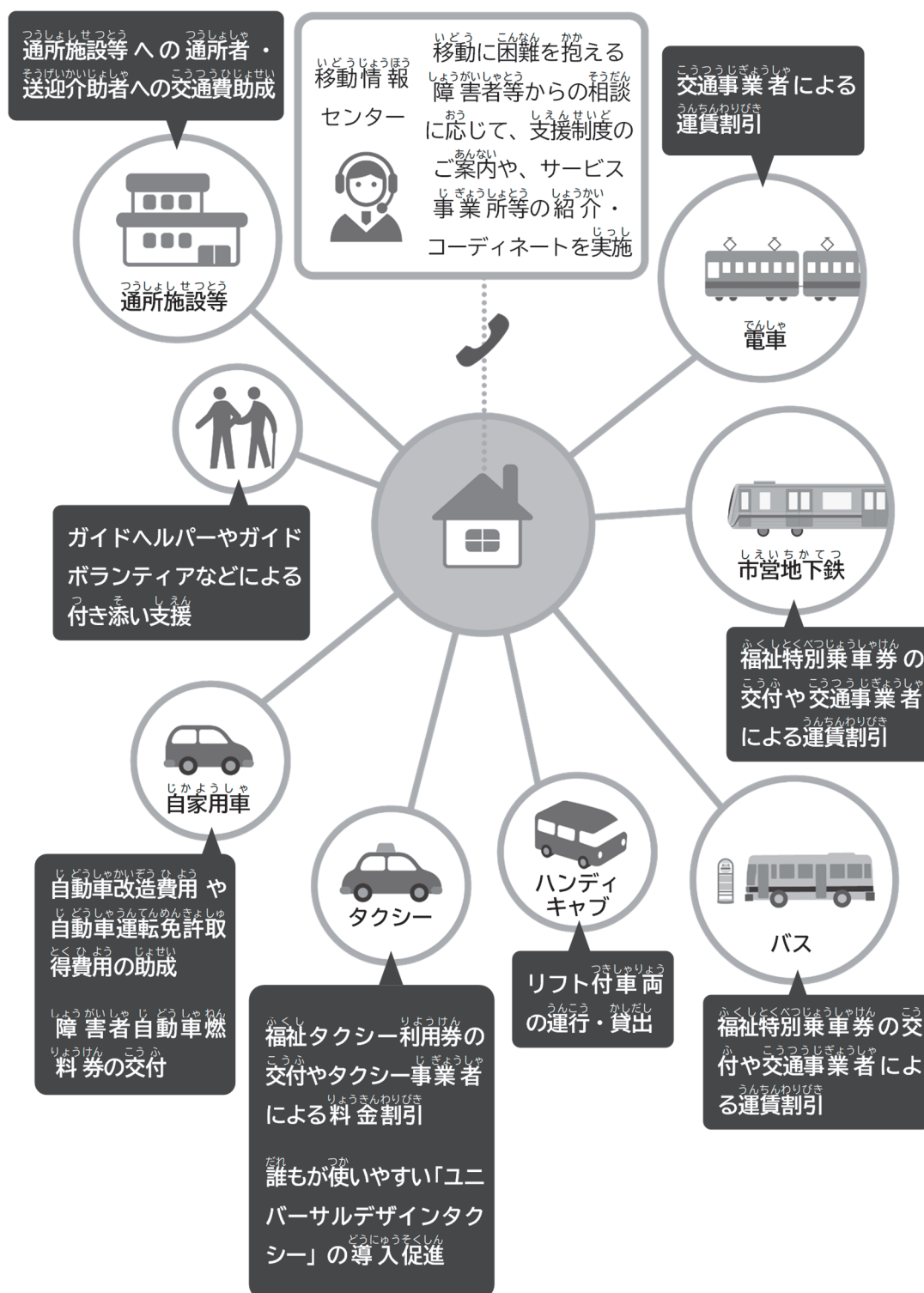
項目	現状（令和7年度）	目標（令和14年度）
移動サービス利用者数	41,631人	44,230人

おも かつどう 主な活動		ないよう 内容	かつどうりよう 活動量	
			げんじよう 現 状 (令和7年度)	もくひよう 目 標 (令和14年度)
いどうじょうほう 移動情報センターを つう じょうほう かいふく しょうかい しょうかい 通じた移動支援の相談受付 ㊦		いどうしえん かん じょうほう しゅうやく 移動支援に関する情報を集約 し、一人ひとりにあった適切な じょうほう ていぎよう いどう 情報を提供することや、移動 しえん ささ じんざい はつくつ いくせい 支援を支える人材の発掘・育成 を 行 う 移動情報センターを おこな いどうじょうほう 全区に設置し、市内のどの地域 ぜんく せつち しない ちいき でも移動支援の仕組みを効果的 いどうしえん しく こうかてき に利用できるようにします。	そうだん 相談 かいけつりつ 解決率 96.0 %	96.0 %
【さいけい】 ガイドヘルパーの育成 ㊦		ガイドヘルパー等の資格取得を そくしん かくたんきゅういんどうけんしゅう 促進するため、喀痰吸引等研修 ふくむけんしゅうじゅこうりょう いちぶ じよせい を含む研修受講料の一部を助成 します。あわせて、ガイドヘルパー にん ち どうじょう じよせいせいど しゅうち の認知度向上と助成制度の周知 と ぐ りな て かくほおよ に取り組み、担い手の確保及び じんざいいくせい すいしん 人材育成を推進します。	けんしゅう 研 修 じゅこうりょう 受講料 じよせいけんすう 助成件数 92件	140件
【さいけい】 ガイドヘルパースキルアッ プ研修 ㊦		より質の高いサービスが提供で きるよう、移動支援事業の従業者 いどうしえんじぎょう じゅうぎょうしや を対象に研修を実施します。	けんしゅうしゅう 研 修 修 りようしやすう 了者数 162名	170名
しょうがい たいおう いどうしえん 障害に対応した移動支援		じゅうどうしょうがいしや たい 重度障害者に対してタクシー りようきん じどうしやねんりようひ 料金 または 自動車燃料費 を じよせい がいいしゅつき かい 助成することで外出機会を かくほ しゃかいさんか そくしん 確保し、社会参加を促進します。	こうふしやすう 交付者数 36,345人	39,000人
しょうがい たいおう 障害に対応 した移動 支援 しえん （福祉有償 移動サービ ス、難病の 在宅重症 患者）	ふく し ゆうしやう い 福祉有償移 動サービス じぎょう 事業	たんどく いどう こんなん しんたい 単独での移動が困難な身体 しょうがいしやとう たいしやう 、とうろく 障害者等を対象に、登録され えぬびーおーほうじんどう じ か よう た NPO法人等による自家用 じどうしや りよう いどう 自動車を利用した移動サービス をそくしん を促進します。	サービス りようしやすう 利用者数 5,062人	5,100人
	ざいたく じゅうしやう 在宅重症 患者外出支 援事業	くるま いどう こんなん 車いすによる移動が困難でスト レッチャー対応車を使用せざる え なんびやうかんじや つういんどう を得ない難病患者が、通院等の さい しよてい かんじやとうはんそうようじどうしや 際、所定の患者等搬送用自動車 りよう ばあい いそうひ を利用した場合に、その移送費 い ちぶ じよせい の一部を助成します。	サービス りようしやすう 利用者数 224人	230人

けいかくち
計画値

こうもく 項目	げんじょうち あーる 現状値 (R 7)	あーる R 9	あーる R 10	あーる R 11
いどう し えんじ ぎょう 移動支援事業 (いどう かいご つうがく 移動介護・通学 つうしよ し えん 通所支援) 福	732,480時間分 じかんぶん	748,870時間分 じかんぶん	763,840時間分 じかんぶん	779,120時間分 じかんぶん
	6,340人分 にんぶん	6,400人分 にんぶん	6,490人分 にんぶん	6,580人分 にんぶん

● しょうがいじ しゃ いどう し えん さまざま しゅく
障害児・者の移動を支援する様々な仕組み



コラム

「移動情報センター」をご活用ください

「移動情報センター」は、名前のとおり、障害者の移動に関する情報を集め、必要な方に提供するなど移動に関わる相談をお受けする窓口です。「将来にわたるあんしん施策」の一つとして、移動に関する情報を一元化し、相談・利用調整にワンストップで対応するために、18区の社会福祉協議会に設置しました。障害のある方々からの相談に応じて、外出支援制度の案内や、サービス事業所などの情報提供・紹介を行っています。

外出する際に支援が必要な方々にとって、気軽に支援が受けられる仕組みは、とても関心の高い大切な市民ニーズです。

「出かけたいけれど、一人では不安」、「買い物に行くので、誰かに付き添ってほしい」、「子どもの特別支援学校の送り迎えを誰かにお願いしたい」…。

多様なご相談に対し、必要に応じて区役所や学校、基幹相談支援センター、事業者などの関係機関と連携しながら、ニーズに合う移動手段を考えてご案内します。紹介しているのは、公的なサービスだけでなく、民間の事業者や地域のボランティアも含まれています。たとえば、車いす対応の車で出かけたいという人には、福祉車両で送迎を行う福祉有償運送や、福祉タクシー・UDタクシー等の事業者情報をお伝えします。外出の付き添いを探している人には、利用できる支援制度をご説明し、条件に合うヘルパー事業所やボランティアの紹介も出来るよう移動に関連する社会資源との連携を深めています。

また、相談対応以外にも、移動支援を支えるガイドボランティア等の発掘・育成も行っています。

身近な地域に向けて障害への理解を深める講座を開催したり、付き添いとして活動するボランティアの募集をしたりするなど、地域への働きかけを行うことも移動情報センターならではの重要な役割です。ボランティアが気軽に、安心して活動できるよう、初心者向けの外出支援の研修や、実際に活動しているボランティア同士の交流会なども実施しています。

日々の生活のあらゆる場面に関わる「移動」。

移動情報センターは、多くの市民の方々にご活用いただき、相談支援や様々な地域活動を重ねることによって、より効果的な移動支援が行えるよう取り組んでいます。

4 まちのバリアフリー化が進んでいる

現状・課題

誰もが移動しやすい環境を実現するため、横浜市ではこれまで「横浜市福祉のまちづくり条例」に基づく環境整備や、鉄道駅舎のエレベーター設置、ノンステップバスの導入促進など、まちのバリアフリー化を推進してきました。

「当事者向けアンケート」では、身体障害のある人の4割以上（41.0 %）が外出時に「道路や駅に階段や段差が多い」ことに困っていると回答し、全体を通じて約3割（30.4 %）の方が同様の悩みを抱えるなど、物理的な障壁が依然として存在しています。また、当事者からは、「歩道に段差があって転びそうになった」、「駅の広いエレベーター前などユニバーサルデザインを増やしてほしい」、「車イスに配慮したゆとりある座席スペースを設けてほしい」といった、より安全で快適な環境を求める声が寄せられています。

ハード面の整備とソフト面の啓発を一体的に進めるため、引き続き、駅周辺等の歩行空間や公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、誰もがお互いを尊重し助け合う「心のバリアフリー」を地域社会に浸透させていく必要があります。

施策の方向性

（1）誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

障害のある人もない人も誰もが安全に安心して移動・生活できるよう、公共交通機関や歩行空間、公共施設等のハード面のバリアフリー化を推進するとともに、福祉教育等のソフト面の取組を一体的に進めます。

成果指標

項目	現状（令和7年度）	目標（令和14年度）
バリアフリー基本構想に基づく重点整備地区内の特定事業完了数	1,119件	1,800件

おも かつどう 主な活動	ないよう 内容	かつどうりょう 活動量	
		げんじょう 現状 (令和7年度)	もくひょう 目標 (令和14年度)
ふくし 福祉のまちづくりの推進 (環境整備・福祉教育等)	よこはましふくし 横浜市福祉のまちづくり条例 に基づく事前協議(環境整備) および横浜市福祉のまちづくり 推進指針の普及・啓発(福祉 教育等)を一体的に取り組み、 福祉のまちづくりを推進しま す。	けんしゅうとう 研修等 参加者数 187人	の 延べ 1,200人
バリアフリーの推進・バリ アフリー基本構想の検討・ 作成	バリアフリー法に基づき、駅 周辺の重点的かつ一体的なバ リアフリー整備を推進するた め、区ごとにバリアフリー基本 構想を作成します。また、策定済 み地区の見直しや、未策定地区 の新規作成等を検討します。	バリアフ リー基本 構想に基 づく重点 整備地区 内の特定 事業数 1,800件	1,800件
こうきょうこうつうきかん 公共交通機関のバリアフ リー化	誰もが移動しやすい環境整備 の一環として、ノンステップバ スの導入促進及び鉄道駅舎へ のエレベーター等の設置を図り ます。	ノンステ ップバス 導入率 82.0 %	90.0 %
どうろ 道路のバリアフリー歩行 空間の整備	バリアフリー基本構想に基づ き、駅周辺の道路のバリアフ リー化を推進します。	道路のバ リアフリ ー化整備 延長 57 k m	68 k m
やさしい公園づくり ㊦	ねんれい しょうがい う むとう かか 年齢や障害の有無等に関わら ず、誰もが快適で利用しやす い公園とするため、トイレや園 路等のバリアフリー化、使いや すいベンチの整備などを進め ます。	やさしい 公園づく りを実施 した公園 数 — (新規)	150 公園

コラム 横浜市福祉のまちづくり推進指針（令和8年度～12年度）

横浜市では、福祉のまちづくり条例に基づき、平成11年から「横浜市福祉のまちづくり推進指針（以下「推進指針」という。）」を策定しています。また、多くの方に身近に感じていただき、親しみをもち手に取っていただけるよう『ふくまちガイド』という愛称を付けています。

ふくまちガイドは、横浜市の福祉のまちづくりを進めるための指針であり、横浜が目指す福祉のまちづくりの「ビジョン（未来像）」、ビジョンを実現するための大切な考え方である「ポリシー（理念）」、そしてポリシーに基づきビジョンを実現するための「アクション（行動）」の3つの柱で構成されています。

ビジョン（未来像）

横浜にかかわるすべての人が、互いに認め合い、自由に自分らしく過ごせるインクルーシブなまち

ポリシー（理念）

ポリシー1 違うことは自然なこと
ポリシー2 まずはやってみる
ポリシー3 もっともっとバリアフリー

令和8年に公表した新しい推進指針では、社会モデル（バリアの原因は個人でなく、社会の環境にあるという考え方）の理念をベースに、人権や多様性といった視点を取り入れ、福祉のまちづくりをより広く、深く捉え直しています。

福祉のまちづくりは、障害のある人もない人も、こどもから大人まで、性別や国籍に関わらず、誰もが日常の身近なところから参加できます。横浜にかかわるすべての人のアクション（行動）の積み重ねにより、ふくまちガイドが目指す「自由に自分らしく過ごせるインクルーシブ（全ての人を受け入れられ、参加できる）なまち」の実現につながります。皆さんも、ふくまちガイドをきっかけに、ちょっとしたことから始めてみませんか。



1 障害児・者の保健・医療環境が充実している

現状・課題

障害のある人の高齢化や重度化が進む中、地域で安心して暮らし続けるためには、日常的な健康づくりと適切な医療へのアクセスが欠かせません。横浜市ではこれまで、健康増進計画と連動した普及啓発等に取り組むとともに、難病患者等の一時入院（レスパイト）事業や精神疾患を合併する身体救急患者の受入体制の確保等を通じ、保健・医療環境の整備を進めてきました。

日常的な健康づくりに関しては、「当事者向けアンケート」において「十分な睡眠と休養（47.5 %）」や「適度な運動（46.1 %）」を必要とする声が上位に挙がっています。当事者からは「誰でも参加できる健康体操などのイベントを増やしてほしい」といった声も寄せられており、身近な場所で気軽に運動に取り組める環境整備が引き続き求められています。また、医療面に関しては、24.4 %の方が「病院での困りごとがある」と回答しており、具体的には、「待合室に居づらい・居場所がない」、「治療の説明が良くわからない」、「障害特性を理解してもらえない」などの声が多く、障害特性に配慮した医療環境の充実が求められています。

さらに、小児期からの疾患・障害に対しては、成長とともに変化する状態や障害への理解、適切な診療や看護ケアについて、小児科と成人後の診療科の連携が必要で、移行に伴う切れ目のない医療・ケアの提供の継続が求められています。

障害のある人が地域で心身ともに健やかに暮らせるよう、障害特性に応じたスポーツやリハビリテーションの環境整備を進めるとともに、難病患者や医療的ケア児・者等への在宅医療・一時入院支援の充実、精神科救急医療体制の確保、医療従事者に対する障害理解を深める研修などを一体的に推進していく必要があります。

施策の方向性

(1) 保健・医療環境の充実

運動、歯・口腔や食生活など健康増進の基本要素となる分野について、障害者団体とも協力しながら、健康増進計画と連動させて検討・推進します。また、障害者に必要な体力づくりが行えるよう、健康相談や栄養指導、スポーツ支援も含めた環境の整備を進めます。さらに、障害のある人に適切な医療を提供できるよう、難病患者や医療的ケア児・者等への支援の充実、医療従事者に対する障害特性への理解を深める研修などを通じて、医療環境の充実に努めます。精神科救急医療については、土曜日・日曜日・祝日などの、病院が救急医療体制を取ることが困難な日及び時間帯における受入病床を確保し、体制を充実させるよう努めます。

成果指標

項目	現状（令和7年度）	目標（令和14年度）
障害者の週1回以上のスポーツ実施率	40.9 %	40.9 % (調整中)
難病患者の一時入院の希望医療機関受入割合	100 %	100 %
医療的ケア児・者等支援者養成数（累計）	349人	700人
精神科救急において移送先病院の市内病院の割合	93.0 %	93.0 %

とりくみないよう
取組内容

おも かつどう 主な活動	ないよう 内容	かつどうりょう 活動量	
		げんじょう 現状 (令和7年度)	もくひょう 目標 (令和14年度)
しょうがいしゃ 障害者へのスポーツを通 じた健康・体力づくりの 支援	しょうがいとくせい りかい 障害特性を理解した障 害者スポーツ文化センタ ーのスタッフ等が、健康 相談・体力測定・運動プロ グラム指導等の支援を行 うことで、健康・体力づ くりや社会参加促進の支 援を行います。	リハビリテー ションスポー ツプログラム の参加者数 23,488人	25,000人
なんびょうかんじゃ いちじにゆういん 難病患者の一時入院 事業の推進	いりょういぞんど たか なんびょうかん 医療依存度の高い難病患 者が介助者の事情により、 ざいたく かいじょ 在宅で介助を受けること が困難になった場合、 いちじてき にゆういん 一時的に入院できるよう にします。	いちじにゆういん 一時入院 利用者数 51人	55人
しか ほけんいりょうたいせい かくほ 歯科保健医療体制の確保	つうじょう し かしんりょう 通常の歯科診療では たいおう こんなん しんしんしょうがいじ 対応が困難な心身障害児・ 者に対する歯科治療の 確保を引き続き図ります。	しかしんりょう 歯科診療 受診件数 7,862件	9,000件
なんびょうかんじゃ ざいたくいりょう 難病患者の在宅医療 計画の策定及び評価に む しょうしんしゃ 向けた支援者の いくせいけんしゅうかい かいさい 育成研修会の開催	ざいたくなんびょうかんじゃ たよう 在宅難病患者の多様な二 ーズに合わせて、保健・ いりょう ふくしとう 医療・福祉等のサービスを てきせつ ていきよう 適切に提供するために、 しょうしんしゃ む ざいたくいりょうけい 支援者向けに在宅医療計 画及び評価できるよう いくせいけんしゅうかい かいさい 育成研修会を開催しま す。	けんしゅうさんかしゃすう 研修参加者数 59人	60人

おも かつどう 主な活動	ないよう 内容	かつどうりょう 活動量	
		げんじょう 現状 (れいわ ねんど 令和7年度)	もくひょう 目標 (れいわ ねんど 令和14年度)
じゅうどしんけいなんびょうかんじゃ 重度神経難病患者的の ざいたくしえん 在宅支援システムの構築	はつびょう すうねん きゅうそく 発病から数年で急速に しんこう しんけいなんびょうかんじゃ 進行する神経難病患者 (えーえるえすかんじゃ きん ALS患者、筋ジストロ フィー症患者等) に対し て、よこはましそうごう 横浜市総合リハビリテ ーションセンターが主と なり、せんもんいりょうきかん ざいたく 専門医療機関・在宅 リハビリテーション等の ほけん いりょうかんけいしや しょうがい 保健・医療関係者と障 害 ふくし サービス じゅうじしゃとう 福祉サービス従事者等と のれんけい しえんたいせい 連携による支援体制を すいしん 推進します。	システム りようすう 利用数 の 延べ 220人	の 延べ 220人
いりょうきかんれんけいじぎょう 医療機関連携事業 (ちてきしょうがいしやせんもんがいらい 知的障害者専門外来) ㊦	しょうがいじ しや みぢか ちいき 障害児・者が身近な地域で てきせつ いりょう う 適切な医療が受けられる かんきょう づくりをすいしん 環境づくりを推進するた め、しょうがいとくせいとう りかい 障害特性等を理解し てきせつ いりょう ていきょう 適切な医療を提供できる いりょうきかん ぶん 医療機関を増やします。	せんもんがいらい 専門外来 かいせつにっすう 開設日数 73日	88日
メディカルショート ステイ事業 ㊦	いりょうてき じ しや ざいたく 医療的ケア児・者を在宅で かいご かぞく ふたんけいげん 介護する家族の負担軽減 とざいたくせいかつ あんてい もくてき と在宅生活の安定を目的 として、いちじてき ざいたくせいかつ 一時的に在宅生活 がこんなん ばあい など に、びょういん う 病院での受け入れを じっし 実施します。	きょうりよくいりょう 協力医療 きかんすう 機関数 12病院	びょういん 12病院

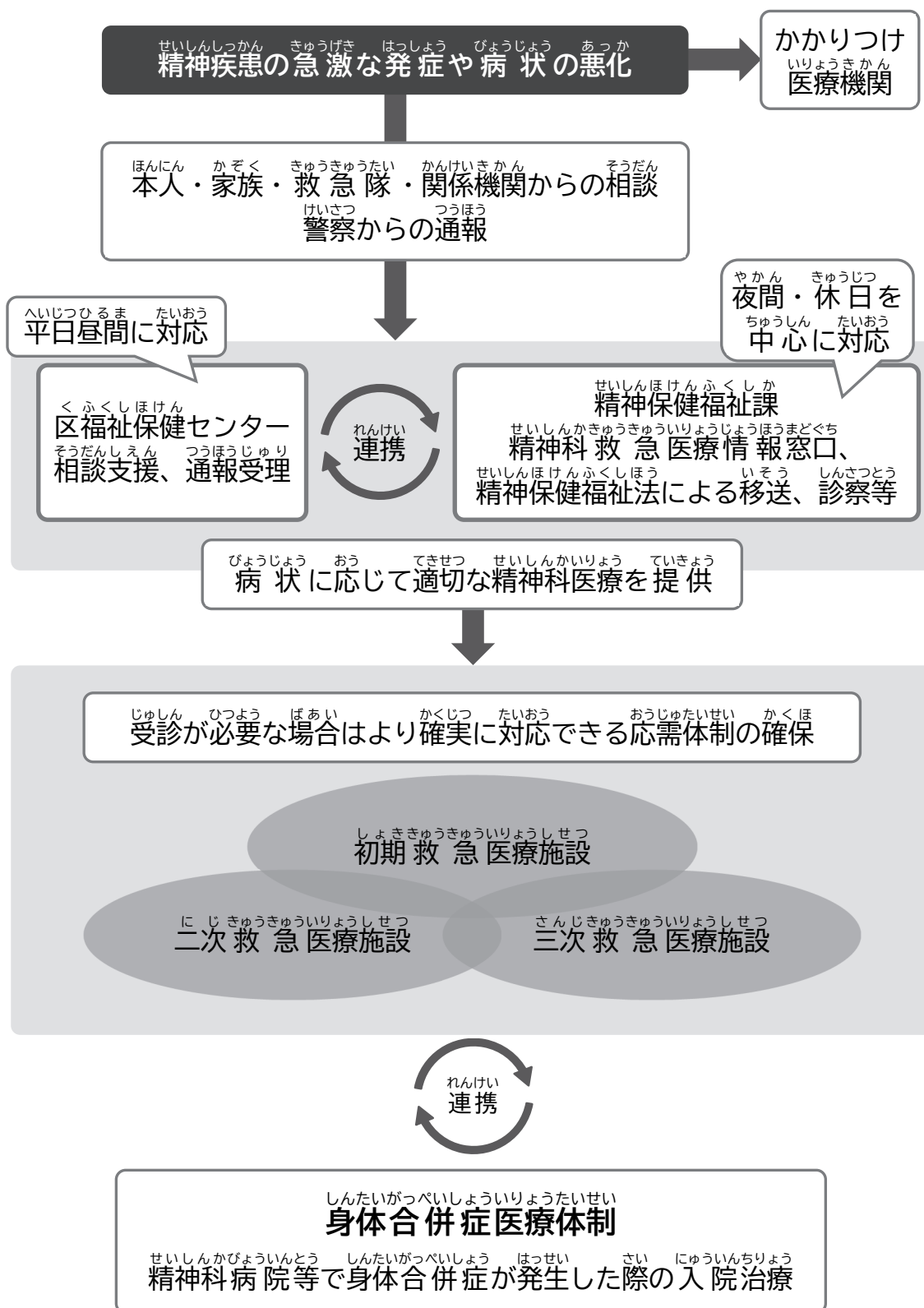
おも かつどう 主な活動		ないよう 内容	かつどうりょう 活動量	
			げんじょう 現状 (れいわ ねんど 令和7年度)	もくひょう 目標 (れいわ ねんど 令和14年度)
【再掲】 医療 従事者等 研修事業	いりようじゅうじしゃ 医療従事者 けんしゅうじぎょう 研修事業 ㊤	しょうがいとくせい りかい いりよう 障害特性を理解した医療 じゅうじしゃ いくせい じゅうしやう 従事者の育成と、重症 しんしんしょうがい じ しゃ ざいたく 心身障害児・者の在宅 せいかつ ささ しえん 生活を支えるための支援 たいせい じゅうじつ はか 体制の充実を図るため、 しょうにほうもんかんご じゅうどしんしん 「小児訪問看護・重度心身 しょうがいじしゃかんごけんしゅうかい 障害児者看護研修会」を じっし 実施します。	けんしゅうさんかしゃすう 研修参加者数 13人	30人
	いこうきいりよう 移行期医療 こうざ じっし 講座の実施 ㊦	いりようてき じ しゃとう えんかつ 医療的ケア児・者等の円滑 せいじんかいりよう いこう な成人科医療への移行の ために、成人科の看護師・ いしとう いりようしゃ たいしやう 医師等の医療者を対象 に、移行期医療の課題と たいおう けんしゅう じっし 対応について研修を実施 します。	— (しんぎ 新規)	の 延べ 420人
【再掲】 医療的ケア児・者等支援者 の養成	いりようてき じ しゃとうしえんしゃ 医療的ケア児・者等支援者 の養成 ㊧	ちいき うけいれたいせい じゅうじつ 地域での受入体制の充実 をはか るため、しよぞく しせつ じぎやうしやとう 施設・事業所等において、 いりようてき じ しゃとう うけい 医療的ケア児・者等の受入 れを積極的に行えるよ う、支援に必要な知識・ ぎじゆつ ふきゆうけいはつ おこな 技術の普及啓発を行 う しえんしゃ ようせい 支援者を養成します。	しえんしゃようせいすう 支援者養成数 (るいけい 累計) 349人	の 延べ 700人
じゅうどしょうがいしゃとうにゆういん じ 重度障害者等入院時 コミュニケーションの 支援	㊨	にゆういんさきいりようきかん いし 入院先医療機関の医師・ かんごしとう いしそつう 看護師等との意思疎通が じゅうぶん はか しょうがいじ 十分に図れない障害児・ しゃ たいしやう にゆういんさき 者を対象に、入院先にコ ミュニケーション支援員 をばけん 派遣します。	そうはけん 総派遣 時間 34.5時間	40時間

おも かつどう 主な活動	ないよう 内容	かつどうりょう 活動量	
		げんじょう 現状 (れいわ ねんど 令和7年度)	もくひょう 目標 (れいわ ねんど 令和14年度)
せいしんかきゅうきゅういりようたいさく 精神科救急医療対策 じぎょう すいしん 事業の推進	けん し きょうちよう こうちく 4 県市協 調 で構築して いるせいしんかきゅうきゅういりよう 精神科救急医療シ ステムを通して、せいしんしかん とお 精神疾患 のきゅうせいはいしょう しょうじよう 急性発症 や 症 状 あつか じ そうだんたいおう てきせつ 悪化時に相談対応し、適切 ないりようきかん かくほ つう 医療機関の確保を通じ て、きゅうきゅうかんじゃ じんそく 救急患者の迅速な いりよう ほ ご はか 医療と保護を図ります。	じ きゅうきゅう 3次救急 つうほうとう 通報等 たいおうけんすう 対応件数 868けん 868件	860けん 860件
せいしんしかん がっぺい しんたい 精神疾患を合併する身体 きゅうきゅうかんじゃ うけい たいせい 救急患者の受入れ体制 かくほ 確保	せいしんしょうじょうとう しんたい 精神症 状等により、身体 てき びょうき やけがの ちりよう 的な病気やけがの治療 しょうち こんなん ばあい せいしん 処置が困難な場合に、精神 びょうしょう きゅうきゅういりよう 病床のある救急医療 きかん とくていしょうじょうたいおうびょう 機関（特定症 状対応病 いん しょうちそうだんおよ てんいん 院）へ処置相談及び転院 ちようせい たいせいつう 調整ができる体制等を こうちく せいしんかい 構築し、精神科医のいない きゅうきゅういりようきかん 救急医療機関における きゅうきゅううけいれ そくしん はか 救急受入の促進を図り ます。	とくていしょうじょう 特定症 状 たいおうびょういんすう 対応病院数 3びょういん 3病院	3びょういん 3病院

けいかくち
計画値

こうもく 項目	げんじょうち あーる 現状値 (R 7)	あーる R 9	あーる R 10	あーる R 11
いりようてき じ しゃ 医療的ケア児・者 とうしえん かん 等支援に関する きようぎ ば せっち 協議の場の設置 ㊦	2 かい 回	2 かい 回	2 かい 回	2 かい 回
さいけい いりようてき 【再掲】医療的ケア じ しゃとう たい 児・者等に対する かんれんぶん や しえん 関連分野の支援を ちようせい 調整するコーディ ネーターの配置 ㊦	10 にん 人	12 にん 人	12 にん 人	12 にん 人

● きゅうきゅういりようたいせいず
救 急 医療体制図



しよききゅうきゅう せいしんしやうじやう あっか
初期 救 急：精神症 状の悪化により、外来診 療が必要とされる場合

に じ きゅうきゅう せいしんしやうじやう あっか
二次 救 急：精神症 状の悪化により、入 院治療が必要とされる場合

さんじきゅうきゅう じしやうたがい けいさつかん つうほう しんさつ じっし ばあい
三次 救 急：自傷他害のおそれがあり、警察官などの通報により診察を実施する場合

トピック 横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業～家族の休息を支えるために～

医療的ケアを受けながら地域で暮らす方々が増えています。痰の吸引や経管栄養、人工呼吸器の管理など、日常的に医療的ケアを必要とする方々を「医療的ケア児・者」と言います。

医療的ケア児・者が地域で安心して暮らし続けるためには、本人への支援に加え、日常的にケアを担う家族への支援も重要です。夜間も含めた継続的な見守りや医療的ケアへの対応に加え、きょうだい児の育児や仕事との両立などが重なることで、家族が休息の時間を確保しにくい状況が生じることがあります。

横浜市では、医療的ケア児・者とその家族の生活実態や支援ニーズを把握するための調査を令和6年度に実施しました。その結果、介護や見守りを担う家族が安心して休息できる機会の確保を求める声が多く寄せられました。

こうした声を踏まえ、横浜市では令和7年度にレスパイト事業のモデル実施を行いました。レスパイト事業では、医療的ケア児・者の介護を行う家族の休息時間の確保を図るため、横浜市に登録している訪問看護事業所から看護師を派遣し、家族の代わりに医療的ケアを行います。令和8年度から本格実施を開始していますが、今後も事業の効果や課題を検証しながら取り組みを進めていきます。

レスパイト支援は、家族が休息やリフレッシュの時間を確保し、安心してケアを続けていくための大切な支援です。また、本人にとっても他者との交流を図りながら適切なケアを受けられる環境の中で安心して過ごせる時間につながります。家族が無理なく休息できる環境を整えることは、医療的ケア児・者とその家族の暮らしを支えるうえで重要です。

横浜市は、医療的ケア児・者とその家族が地域で安心して暮らし続けられるよう、支援の充実を進めていきます。

2 災害時要援護者支援の取組が進んでいる

現状・課題

災害時に要援護者の安否確認等が迅速に行えるよう、横浜市では日頃からの地域の支え合いを支援する事業などを推進してきました。

「当事者向けアンケート」では、「災害時の水や食糧の準備（43.0 %）」など自助の取組が進む一方、災害時の不安として約4割（40.6 %）が「避難所で周りの人とうまく過ごせるか」と回答しているほか、「障害を理解してくれるか（33.3 %）」、「避難所までたどり着けるか（30.9 %）」といった不安も浮き彫りになっています。また、当事者からは「防災訓練で手話通訳などの情報保障をしてほしい」、「呼吸器のバッテリー切れに備え、充電できる体制を整えてほしい」といった共助・公助の充実を求める声も寄せられています。

災害に備えた自助・共助の取組を支援するとともに、地域防災拠点での障害理解の促進、個別避難計画の作成推進、さらには感染症等の発生時における事業所のサービス提供継続支援など、誰もが安全に避難・生活できる総合的な防災対策の充実を図る必要があります。

施策の方向性

（1）災害時における要援護者支援と防災対策の充実

災害時に自力避難が困難な要援護者の安否確認や避難支援等を地域で支え合う仕組みづくりを推進します。また、地域防災拠点での障害理解の促進や、事業所のサービス提供の継続支援など、自助・共助・公助による防災対策の充実を図ります。

成果指標

項目	現状（令和7年度）	目標（令和14年度）
災害時要援護者支援の取組を実施している自治会・町内会の割合	95.6 %	95.0 %

とりくみないよう
取組内容

おも かつどう 主な活動	ないよう 内容	かつどうりよう 活動量	
		げんじよう 現状 (令和7年度)	もくひよう 目標 (令和14年度)
さいがい じ ようえんごしや しえんじぎよう 災害時要援護者支援事業 (ようえんごしや あんびかくにん 要援護者の安否確認や ひなんしえんとう かつどう 避難支援等の活動の しえん 支援)	さいがい じ ようえんごしや めいぼとう かつよう 災害時要援護者名簿等を活用 し、ようえんごしや あんびかくにん 要援護者の安否確認や ひなんしえん えんかつ おこな 避難支援が円滑に行われる よう、ちいき じしゆてき ささ あ 地域の自主的な支え合 いのとりくみ しえん 取組を支援します。	ちいき めいぼ 地域に名簿 をていきよう 提供し ている ようえんごしやすう 要援護者数 52,659人	51,000人
ちいき ぼうさいきよてんくんれんとう 地域防災拠点訓練等での しょうがいしゃりかい そくしん 障害者理解の促進	セイフティーネットプロジェ クト横浜(S-net横浜)や関係 きかんとう れんけい かくく じっし 機関等と連携し、各区で実施 されるちいき ぼうさいきよてんくんれんとう 地域防災拠点訓練等で しょうがいしゃりかい そくしん 障害者理解を促進します。 くわ ひなんせいかつ 加えて、避難生活における じょうほうほしょう 情報保障についても、たいおう ほうほうとう しゅうち とく 方法等の周知に取り組んでい きます。	とりくみかしよすう 取組箇所数 8箇所	8箇所
じじりよく こうじよう 自助力の向上のための ツールのけんとう さくせい 検討・作成・ ふきゅう 普及	ふうすいがい かく さいがい じ そな 風水害を含めた災害時に備 え、じじりよく こうじよう 自助力の向上のためのツ ールのけんとう さくせい 検討・作成や、「しょうがい 障害 福祉のあんない」をかつよう 活用した ふきゅう けいはつ おこな 普及・啓発を行っていきま す。	はいふさつすう 配布冊数 ・えつらんすう 閲覧数 28,430冊	29,000冊
ようでんげんしょうがいじしゃとうさいがい じ 要電源障害児者等災害時 でんげんかくほ しえんじぎよう 電源確保支援事業	でんげん よう いりよう き き ざいたく 電源を要する医療機器を在宅 でしょう しょうがいじ しゃとう たい 使用する障害児・者等に対 し、さいがい じ せいめい い じ 災害時に生命を維持する うえ ひつよう ひじょうようでんげん 上で必要となる非常用電源 そうちとう かくほ しえん じじよ 装置等の確保を支援し、自助 のきょうか つな もくてき 強化に繋げることを目的と したきゅうふ おこな 給付を行います。	きゅうふしゃすう 給付者数 25人	60人

おも かつどう 主な活動	ないよう 内容	かつどうりょう 活動量	
		げんじょう 現状 (令和7年度)	もくひょう 目標 (令和14年度)
さいがい じ 災害時における自助・ きょうじょ じょうほうきょうゆう 共助の情報共有の すいしん 推進	よこはまししょうがいしゃ し さくすいしんきょう ぎ 横浜市障 害者施策推進 協 議 かい かくだんたい かいぎたい 会や各団体の会議体にて、 さいがい じ じょうほうきょうゆう 災害時における自助・共助に ついて情報共有を行いま す。	かいぎ 会議 さんかしゃすう 参加者数 82人	の 延べ 420人
しょうがいとくせい おう 障 害特性に応じた おうきゅうびちく ぶつし 応 急備蓄物資	しょうがいとくせい おう おうきゅうびちく 障 害特性に応じた 応急備蓄 ぶつし さいがい じ かくじつ しょう 物資が災害時にも確実に使用 できるよう、安全な保管場所 の確保及び普及・啓発を実施 します。	びちくかしよすう 備蓄箇所数 18箇所	かしよ 18箇所
しょうがいふくし じぎょう 障 害福祉サービス事業 しょとう 所等における サービス提供等継続の しえん 支援	しょうがいふくし じぎょうしょうとう 障 害福祉サービス事業所等 たい へいじょう じ じぎょう に対して、平常時から、事業 けいぞくけいかく さくてい ひつよう 継続計画の策定など必要な じゅんび ふきゅうけいはつ おこな 準備について、普及啓発を行 います。 また、緊急時にはサービス ていきょうとう けいぞく む しえん 提供等の継続に向けた支援 をおこな を行います。	ふきゅうけいはつ 普及啓発 じっしかいすう 実施回数 3回	かい 3回

トピック 「セーフティーネットプロジェクト横浜（S-net横浜）活動」

「セーフティーネットプロジェクト横浜（S-net横浜）」とは、横浜市内の15の障害福祉関係団体と機関による組織です。障害のある人やその家族が主体となって、自分たちのことから活動することを大切にしながら、地域の人々へ様々な障害についての理解を深めてもらい、障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、活動しています。

■「コミュニケーションボード・カード」の活用促進

文字や言葉によるコミュニケーションが苦手な人が、ボードやカードに描かれた絵や記号を指さすことで、意思を伝えやすくする「コミュニケーションボード・カード」を作成し、普及啓発を行っています。

※ これまでに作成した「お店用」、「救急用」、「災害用」のボードやカードについては、次のURLから自由にダウンロードして使えます。

<https://safetynet-yokohama.jp/tool.htm>

■出前講座の実施

障害のある人や家族、支援者が、地域の人たちと災害時の備えを一緒に取り組めるような関係を作っていくために、「避難場所での自閉症や知的障害のある人への支援」などをテーマとした講座を行っています。

■「黄色と緑のバンダナ」の取組の推進

災害時、配慮が必要であることが分かりにくい障害のある人も、必要な支援を受けることができるよう「配慮が必要な人は【黄色】」、「支援ができる人は【緑色】」のものを身に付けようという取組を進めています。

コラム

個別避難計画とは

大雨や台風などの風水害では、高齢者や障害のある人など、避難に支援を必要とする方が被害にあう事例が多く見られます。こうした状況を踏まえ、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難に支援が必要な方一人ひとりについて、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となりました。

個別避難計画は、災害時に避難に支援が必要な方が、少しでも円滑に避難できるよう、「誰が」、「どこに」、「どのように」避難を支援するかを、あらかじめ確認しておくものです。

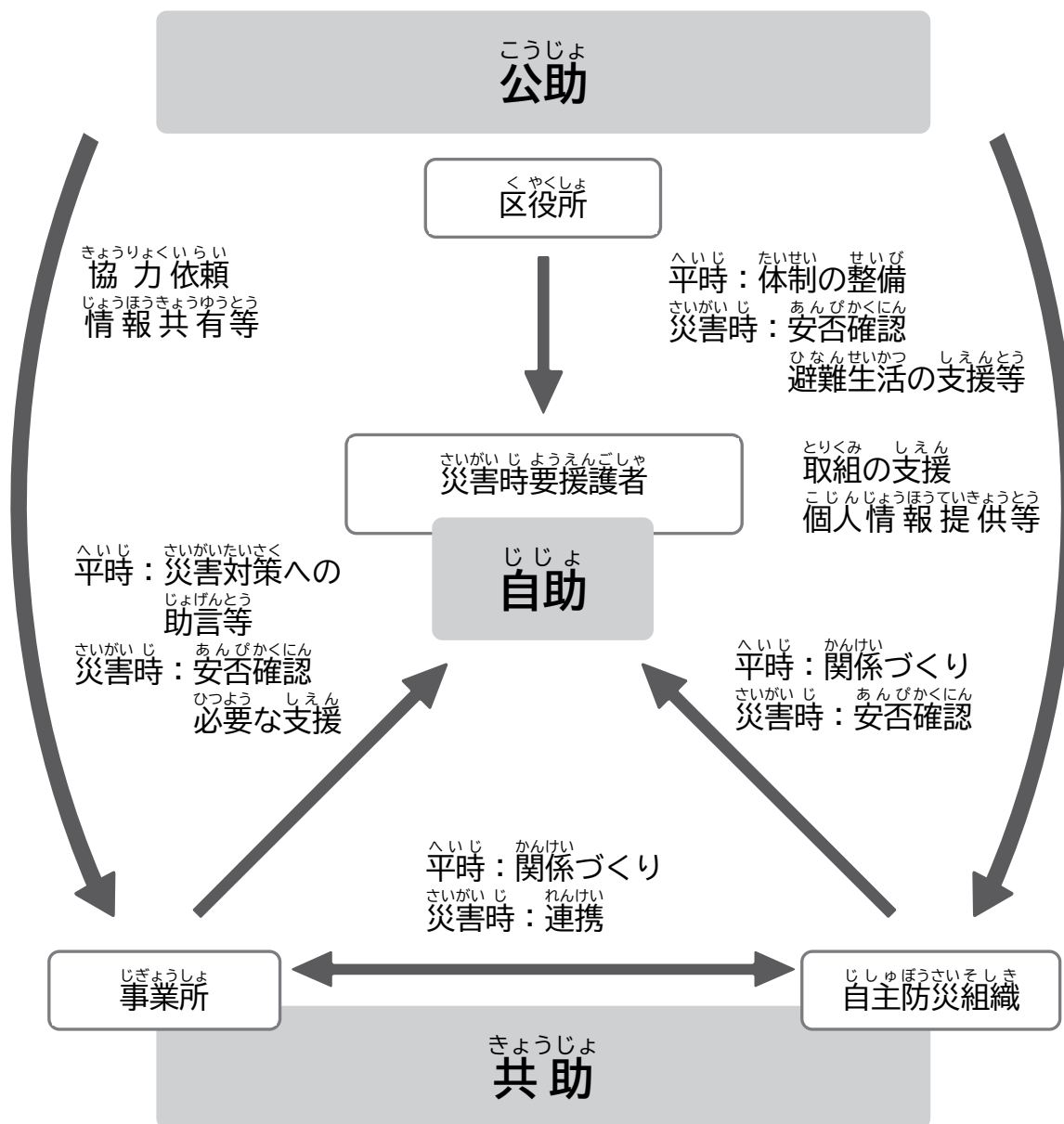
横浜市では、まずは風水害を想定し、洪水浸水想定区域や即時避難指示対象区域にお住まいの方で、要介護度や障害の状況等を踏まえ、計画作成の必要性が高い方から順次取組を進めています。計画には、本人の状況、避難支援等実施者、避難場所、避難経路、災害時に必要なもの、屋内避難をする場合の避難スペースなどを記載します。

作成にあたっては、本人や家族が、ケアマネジャーや相談支援専門員等の福祉専門職と相談しながら、本人の心身の状況や生活環境、地域の災害リスク、避難に必要な配慮などを確認します。必要に応じて、親族、近隣住民、福祉事業者、行政、民生委員、自治会町内会などの関係者と情報を共有しながら、避難につながる備えを進めます。

なお、個別避難計画は、避難を確約するものではなく、避難の可能性を高めるための計画です。また、避難を支援する方に法的な責任や義務を負わせるものでもありません。災害時には、支援する方自身の安全確保を最優先に、可能な範囲で支援を行うことが前提となります。

平時から本人や家族が災害に備える「自助」と、支援者や地域住民がお互いに助け合う「共助」を進めるためには、日頃から話し合い、必要な情報や支援内容を共有しておくことが大切です。個別避難計画は、そのための具体的なツールの一つです。計画の作成を通じて、障害のある人が地域で安心して暮らし続けられるよう、地域全体で支え合う防災・減災の取組を進めていきます。

● 横浜市防災計画（地震編）の自助・共助・公助の図



1 障害のある子どもも、子どもとしての育ちが支えられ、 発達段階に応じた適切な支援が行われている

現状・課題

横浜市ではこれまで、地域療育センターや各学校等を中心に、障害のある子どもへの支援体制を整備してきました。一方で療育センターでは障害児やその家族の様々なニーズに的確に応え、地域での生活を支えるため、専門的な発達支援や家族支援に加え、地域全体の支援力向上を担う中核機能の充実が求められています。また、学校においては一般学級に在籍し特別な指導や支援を必要とする子どものための「通級指導教室」を利用する児童生徒や、「個別支援学級」で学ぶ児童生徒がこの10年間で1.96倍となるなど、支援ニーズは多様化・複雑化しています。特別支援学校では障害の多様化、重度化、重複化への対応が求められています。

「当事者向けアンケート」では、知的障害のある人の約2割(18.8%)が「進学・就職の際に情報が引き継がれない」ことに困っていると回答しています。さらに、通っている施設や学校等に満足している理由として、全体で「人間関係(45.7%)」「支援者の対応(43.0%)」が上位に挙がっており、人的環境の重要性が示されています。当事者策定検討会等においても、「ライフステージの継ぎ目で切れ目のない支援をしてほしい」「通常の教育のあり方を見直し、教員や支援員などのサポート体制を充実させてほしい」といった声が寄せられています。

障害のある子どもが地域で豊かに育つためには、福祉・医療・教育等の各機関がより一層連携を深めることが不可欠です。一人ひとりの発達段階に応じた多様な学びの場の確保や、教職員の理解や専門性の向上、保護者の負担軽減、医療的ケア児等への支援を含め、切れ目のない総合的な支援体制を構築していく必要があります。

施策の方向性

(1) 地域療育センターを中心とした支援の充実

0歳から小学校期までの障害がある子どもやその保護者等に対して、相談から評価及び療育までの一貫した支援を行います。必要な支援を適切な時期に受けられるよう初期支援に取り組み、相談の初期段階から、地域療育センターの持つ知識や経験に基づく適切な評価、療育計画の作成及び支援を行います。また、保育所や幼稚園等と地域療育センターを併用する障害児が増加していることから、並行通園を前提とした集団療育、保育所や幼稚園への支援を充実させるとともに、児童発達支援センターとして地域における障害児支援の中核的な役割を担うため、地域支援に係る取組を強化します。

(2) 切れ目のない支援体制の充実

乳幼児期から学齢期への円滑な移行に向けて地域療育センター等と保育所、幼稚園や学校との連携や情報共有を進めるとともに、自主的な活動である地域訓練会とのつながりも活かしながら、切れ目のない支援を目指します。また、18歳以降の進路選択や地域生活への移行を見据え、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が情報共有や引継ぎを行いながら、ライフステージの変化に応じた支援の充実を図ります。社会的養護を必要とする障害児においては、成人期を迎える不安や悩みに寄り添いながら、関係機関との連携の中で孤立を防ぐ地域ネットワークを構築していきます。本人及び家族が将来の生活を具体的にイメージできるよう早期から必要な情報を提供するとともに、ピアサポート活動につながる機会の周知を行い、本人の意向や希望を尊重しながら意思決定を支える支援に取り組めます。

(3) 学齢障害児に対する支援の充実

小学校期においては、地域療育センターにおいて診療や相談支援を行うとともに、学校への機関支援等をはじめとして、関係機関と連携した支援を実施します。また中学生・高校生年代の発達障害児については、横浜市学齢後期障害児支援事業により診療や相談支援を行い、学校等関係機関と連携し、各年代に応じた専門的な支援を充実させます。

(4) 療育と教育の連携による切れ目のない支援

保育・療育機関と就学先の情報の共有などに加え、地域療育センター、特別支援学校、通級指導教室の専門性を活用し、学校の指導・支援について助言を行う「横浜型センター的機能」等を実施し、引き続き、療育と教育の連携による切れ目のない一貫した支援を行います。

(5) 教育環境・教育活動の充実

第5期横浜市教育振興基本計画に基づき、全ての子どもが、どんなときでも安心できる柔軟で多様な学びの環境をつくり、一貫した指導・支援や必要な合理的配慮を提供します。そのために、学校設備の充実のほか、すべての教職員の特別支援教育に対する専門性の向上や、特別支援教育コーディネーター等を中心とした校内支援体制の充実を図ります。

(6) 教育から就労等への支援

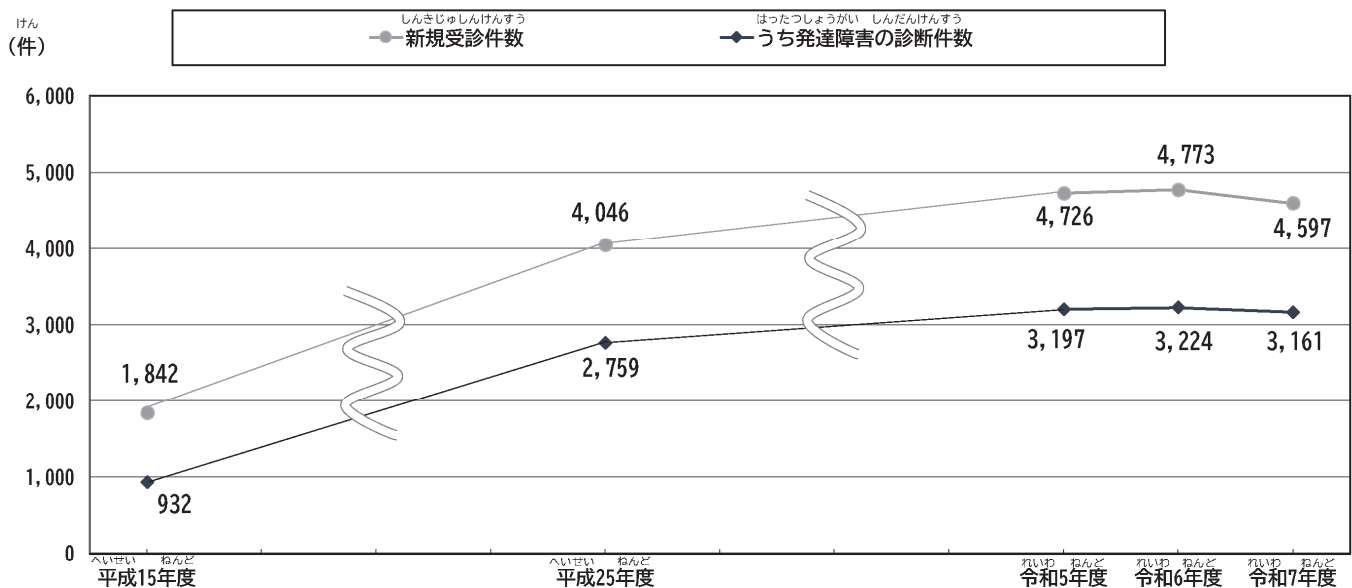
進学、就職、日中活動等、生徒の実態や状況に応じた様々な進路先がある事を踏まえ、特別支援学校等と就労支援機関等との連携強化により、進路指導や定着支援等の充実を図っていきます。

せいかしひょう
成果指標

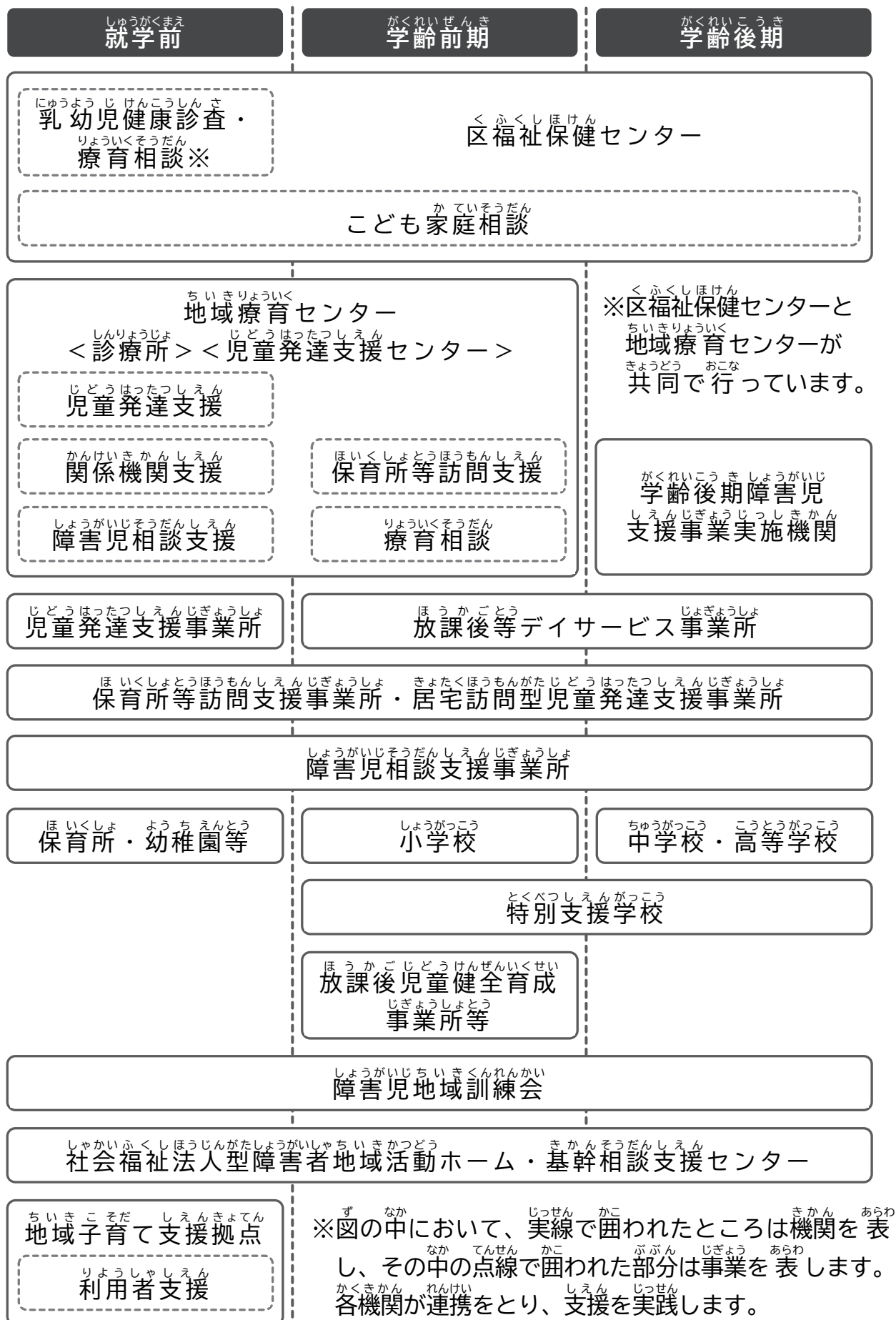
こうもく 項目	げんじょう れいわ ねんど 現 状（令和7年度）	もくひょう れいわ ねんど 目 標（令和14年度）
じどうはったつしえんりようしやうすう 児童発達支援利用者数	5,904 ^{にん} 人	9,300 ^{にん} 人
いりようてき じ ほういくしよたいき 医療的ケア児の保育所待機 じどうすう 児童数	0 ^{にん} 人	0 ^{にん} 人
こべつ きょういくしえんけいかくとう 個別の教育支援計画等に もと ひとり 基づき、一人ひとりの きょういくてき 教育的ニーズを踏まえた てきせつ しどう しえん 適切な指導・支援がされて いると感じている保護者の わりあい 割合	92.5 ^{ぱーせんと} %	95.0 ^{ぱーせんと} %
いりようてき ひつよう じどう 医療的ケアが必要な児童 せいと ふくしやりようりつ 生徒の福祉車両利用率	76.0 ^{ぱーせんと} %	90.0 ^{ぱーせんと} %
がっこう 学校におけるエレベーター せっちりつ 設置率	69.0 ^{ぱーせんと} %	90.0 ^{ぱーせんと} %

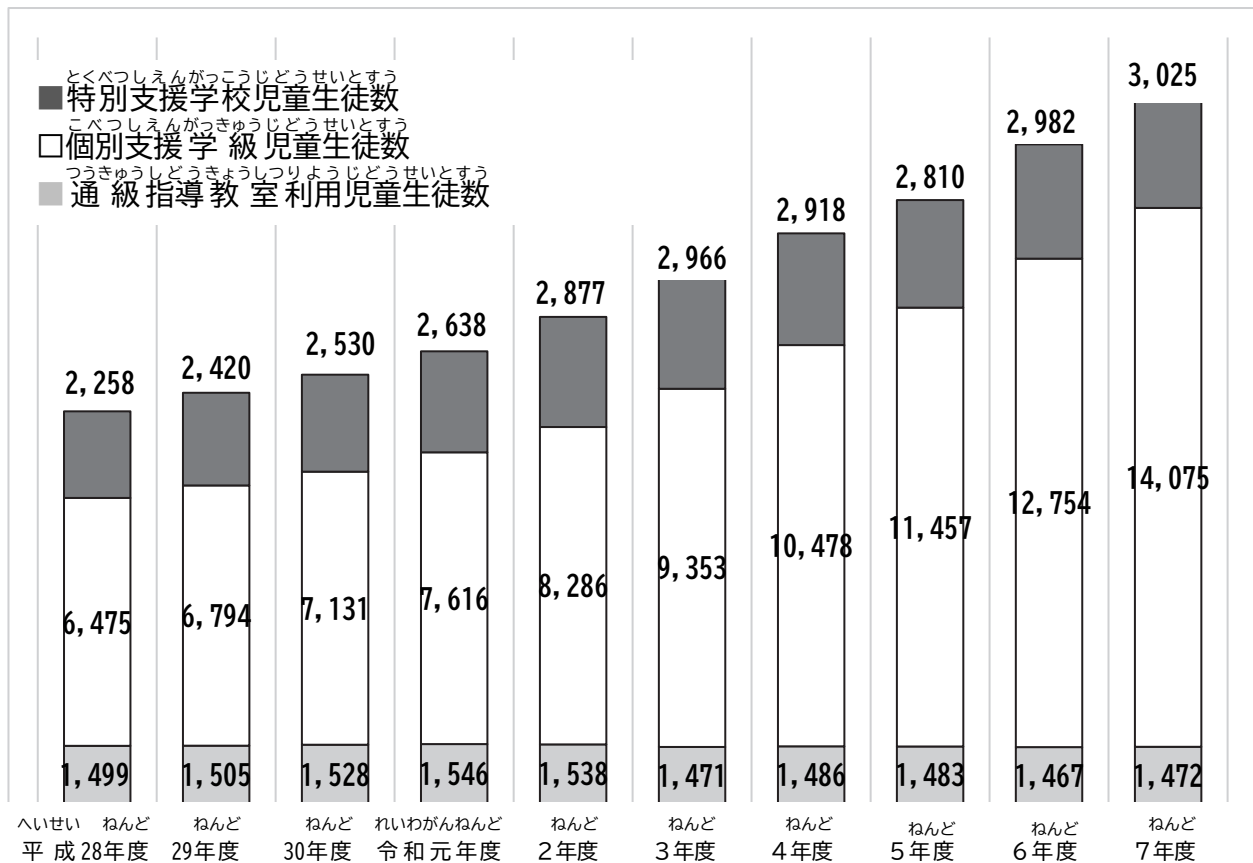
ちいきりょういく しん きじゅしんけんすう はったつしやうがい しんだんけんすう ず
○地域療育センター新規受診件数と発達障害の診断件数の図

ちいきりょういく しん きじゅしんけんすう はったつしやうがい しんだんけんすう
地域療育センター新規受診件数と発達障害の診断件数



● 障害児の療育関連事業





とりくみないよう
取組内容

ちいきりよういく ちゅうしん しえん じゅうじつ
(1) 地域療育センターを中心とした支援の充実

おも かつどう 主な活動	ないよう 内容	かつどうりよう 活動量	
		げんじょう 現状 (令和7年度)	もくひょう 目標 (令和14年度)
ちいきりよういく 地域療育センター うんえいじぎょう 運営事業	しょうがい うたが 障害がある、またはその疑いのある児童に、専門性の高い ひょうか しえんけいかく もと しゅうだん 評価や支援計画に基づき、集団 りよういく ほいくしよ ようちえんおよ がっこう 療育や保育所、幼稚園及び学校 への じゅんかいほうもん ほごし や しえんとう 巡回訪問、保護者支援等を行 います。また、区福祉保健セ ンターの りょういくそうだん 療育相談へのスタッ フはけんとう おこな 派遣等を行います。	しえん 支援 じっしすう 実施数 (巡回訪 問等回数) 2,484回	3,500回

(2) 切れ目のない支援体制の充実

おも かつどう 主な活動	ないよう 内容	かつどうりょう 活動量	
		げんじょう 現状 (令和7年度)	もくひょう 目標 (令和14年度)
ちいきくんれんかいうんえいひじょせいじぎょう 地域訓練会運営費助成事業	しょうがいじ ほごしやとう じしゅてき そしき 障害児の保護者等が自主的に組織 し、地域で機能回復訓練や保育を おこな ちいきくんれんかい うんえい ひ じょせい 行う、地域訓練会の運営費を助成 します。	じょせい 助成 だんたいすう 団体数 37団体	だんたい 45団体
しょうがいじそうだんし えん すいしん ⑨ 障害児相談支援の推進	かくしゅせつめいかいとう かいせつそくしん 各種説明会等において開設促進の ためのチラシを活用し、事業実施 に向けた周知・啓発を行います。 また、事業者への働きかけとし て、運営に係る人件費等を支援す る障害児相談支援推進事業補助金 を交付します。	ほじょきん 補助金 こうふけんすう 交付件数 41件	けん 170件
ペアレントトレーニング 実施者の養成	こ ほんにん しえん あ 子ども本人への支援と合わせて 重要である保護者への支援とし て、主に障害児通所支援事業所等 において、職員に対しペアレント トレーニング実施者養成研修を おこな います。	けんしゅう 研修 じゅこうしゃすう 受講者数 45人	にん 45人
じどう かぞくとう そうだん 児童や家族等からの相談へ の専門的な指導、助言	しょうがいじおよ かぞくとう たい 障害児及びその家族等に対して、 しょうがいじ こそだ しょうがいじ せいかつ 障害児の子育てや障害児との生活 等に関しての必要な相談・援助を おこな います。	じっし 実施 じぎょうしよすう 事業所数 148箇所	かしよ 300箇所

おも かつどう 主な活動	ないよう 内容	かつどうりよう 活動量	
		げんじよう 現 状 れいわ ねんど (令和7年度)	もくひよう 目 標 れいわ ねんど (令和14年度)
しょうがいじにゆうしよし せつにゆうしよ 障害児入所施設入所 児童の地域移行 ㊦	しょうがいじにゆうしよし せつ 障害児入所施設からグループホ ームやひとり暮らしなど、一人ひ とりの じようきよう おう せいかつ ば のスムーズな移行を目指します。 じどうそうだんじよ く かくし ぼけん 児童相談所、区福祉保健センター、 がっこうとう かんけいき かん れんけい おおむ 学校等の関係機関と連携し、概ね さいごろ おこな 15歳頃からのアセスメントを行 い、入所されている障害児本人等 いっしょ じゅんぴ すず と一緒に準備を進めます。	ちいきいこう 地域移行 カンファ レンスの じっしかいすう 実施回数 83回	かい 80回
いりようてき じ ほういく りかい 医療的ケア児保育の理解 そくしん 促進	ちいき ほういくしよとう いりようてき じ 地域の保育所等で医療的ケア児の うけい すいしんおよ あんぜん う い じつ 受入れ推進及び安全な受け入れの実 げん ほういくえん ざいせき かんごし 現のため、保育園に在籍する看護師 たいしよう けんしゅう じっし を対象とした研修を実施し、 しえんりよく こうじよう しょうがい いりようてき 支援力の向上と障害や医療的ケ アに対する理解促進を図ります。	けんしゅうさんか 研修参加 しゃすう 者数 (累計) るいけい 48人	の 延べ にん 150人
ほういくしよとう いりようてき 保育所等における医療的 ケア児の受入れ推進	ほういくし ぎようゆとう かんごしよくいん せんもん 保育士・教諭等や看護職員の専門 せい こうじよう ほか ほういく 性の向上を図るとともに、保育・ ぎよういくし せつとう たい せいど いりよう 教育施設等に対する制度や医療 てき じ ほういくえん かくく えん 的ケア児サポート保育園の各区1園 いじよう にんてい め ざ かんきようせいび 以上の認定を目指すなど、環境整備 じゅうじつ いりようてき じ を充実させることで医療的ケア児 うけい すいしん の受入れを推進します。	いりようてき 医療的 ケア児 サポート ほういくえん 保育園の にんていえんすう 認定園数 34園	えん 36園

(3) 学齢障害児に対する支援の充実

おも かつどう 主な活動	ないよう 内容	かつどうりよう 活動量	
		げんじよう 現 状 (れいわ ねんど 令和7年度)	もくひよう 目 標 (れいわ ねんど 令和14年度)
がくれいこうきしょうがいじしえんじぎょう 学齢後期障害児支援事業	がくれいこうき ちゅうがくせい こうこうせいねんだい 学齢後期(中学生・高校生年代) はったつしょうがいじとう あんてい せいじん の発達障害児等が安定した成人 期をむかえられるよう、じどう 家族等 からの相談に専門的 な 指導、助言を行います。 また、かんけいきかん れんけい はったつ 関係機関と連携し、発達 障害に起因する問題の解決に む しょう ねん おこな 向けた支援を行います。	そうだんけんすう 相談件数 7,772件	9,000件

(4) 療育と教育の連携による切れ目のない支援

おも かつどう 主な活動	ないよう 内容	かつどうりよう 活動量	
		げんじよう 現 状 (れいわ ねんど 令和7年度)	もくひよう 目 標 (れいわ ねんど 令和14年度)
よこはまがた てききのう 横浜型センター的機能 の充実	ちいきりよういく とくべつしえん 地域療育 センターや 特別支援 がっこう つうきゅうしどうきょうしつとう たんとしや 学校、通級指導教室等の担当者 が、しょう ちゅうがっこう じどうせいと 小・中学校や児童生徒、 ほごしや そうだん たいおう 保護者からの相談に対応するな ど、とくべつ しえん ひつよう じどうせいと 特別な支援が必要な児童生徒 を支援します。	しえん 支援 じっしすう 実施数 900回	900回
とくべつしえんきょういく きぼう 特別支援教育を希望 する幼児の就学に関 する せつめいかい かいさい 説明会の開催	とくべつしえんきょういく きぼう 特別支援教育を希望する幼児の ほごしやとう たいしやう しゅうがくせつめいかい 保護者等を対象に就学説明会を じっし 実施するとともに、ホームページ で就学に関する動画・資料を公開 し、じょうほうていきやう じゅうじつ はか 情報提供の充実を図ります。 す。	せつめいかい 説明会 かいさいすう 開催数 7回	7回
しゅうがく きょういくそうだん 就学・教育相談の 体制強化	ひとり きょういく てきかく 一人ひとりの教育ニーズを的確 に把握し、はやく じんそく てきせい しゅうがく 迅速で適正な就学・ きょういくそうだん おこな 教育相談を行うために関係機関 がそうご れんけい しゅうがくまえ 相互に連携しながら、就学前か らそつぎようご みとお そうだんたいせい 卒業後までを見通した相談体制 の強化を図ります。	そうだんすう 相談数 5,707件	5,700件

おも かつどう 主な活動	ないよう 内容	かつどうりよう 活動量	
		げんじよう 現 状 (れいわ ねんど 令和7年度)	もくひよう 目 標 (れいわ ねんど 令和14年度)
しりつようちえんとうこべつしえん 私立幼稚園等個別支援 きょういくほじょじぎょう 教育費補助事業	しりつようちえんとう ざいえん 私立幼稚園等に在園している しょうがいじ たい きょういく しょうがい 障害児に対する教育が、障害の しゅるい ていど おう てきせつ おこな 種類・程度などに応じて適切に行 われるよう、そのけいひ いちぶ 経費の一部を せつちしゃ ほじょ しょうがいじ きょういく 設置者に補助し、障害児の教育に やくだ 役立てます。	しがくじよせい 私学助成 ようちえん 幼稚園の じっしりつ 実施率 70.0 %	70.0 %

(5) きょういくかんきょう きょういくかつどう じゅうじつ
教育環境・教育活動の充実

おも かつどう 主な活動	ないよう 内容	かつどうりよう 活動量	
		げんじよう 現 状 (れいわ ねんど 令和7年度)	もくひよう 目 標 (れいわ ねんど 令和14年度)
あいしーていー かつよう ICTを活用した きょういくかんきょう じゅうじつ 教育環境の充実	こ こ じどうせいと しょうがい じょうきょう 個々の児童生徒の障害の状況 を十分に踏まえ、がくしゅうじよう 学習上、 せいかつじよう さまざま こんなん たい 生活上の様々な困難に対し、 あいしーていー かつよう しどう しえん ICTを活用した指導や支援を じゅうじつ 充実させていきます。	し えんいん 支援員 は けんすう 派遣数 62回	62回
しょうがいとくせい おう 障害特性に応じた きょういく じゅうじつ 教育の充実	すべ きょういん とくべつしえんきょういく 全ての教員の特別支援教育に かん せんもんせい こうじよう はか 関する専門性の向上を図るため、 はつたつしょうがいとう せんもんてきしえん けんしき 発達障害等の専門的支援に見識 じっせき みんかんじぎょうしゃ と実績のある民間事業者のノウ ハウを教員へ提供する「個別 しえんがつきゅう 支援学級 コンサルテーション じぎょう とう すいしん 事業」等を推進します。	じっしこうすう 実施校数 8校	40校
とくべつしえんきょういく 特別支援教育 コーデ イナー養成研修の じっし 実施	とくべつしえんきょういく 特別支援教育 コーディネーター ようせいけんしゅう じゅうこう かつどう 養成研修を受講して活動している とくべつしえんきょういく 特別支援教育 コーディネーター （教員）を対象に、更なるス キルアップを目指して、じれいけんきゅう 事例研究 などを中心とした研修を進め るとともに、かんけいきかん れんけい 関係機関との連携を きょうか せんもんてき ししつ たか 強化し、専門的な資質を高めます。	けんしゅう 研修 かいさいすう 開催数 8回	9回

おも かつどう 主な活動		ないよう 内容	かつどうりょう 活動量	
			げんじょう 現 状 (れいわ ねんど 令和7年度)	もくひょう 目 標 (れいわ ねんど 令和14年度)
とくべつ しえん きょういく しえん いん 特別支援教育支援員 をつう こうないしえんたいせい を通じた校内支援体制 の充実 じゅうじつ		しょう ちゅう ぎ む きょういくがっこう しょうがい 小・中・義務教育学校で障害 により学 習 面、生活面や安全面へ はいりょうとう ひつよう じどうせいと とくべつ の配慮等が必要な児童生徒に特別 しえんきょういくしえんいん はいち こうない 支援教育支援員を配置し、校内 しえんたいせい じゅうじつ はか 支援体制の充実を図ります。	しえんいん 支援員 とうろくしゃすう 登録者数 2,564人	2,660人
ちょうかくしょうがい じどう 聴覚障害のある児童 せいと 生徒へのノートテイク の実施 じっし		しょう ちゅう ぎ む きょういくがっこう ざいせき 小・中・義務教育学校に在籍す る聴覚障害のある児童生徒にノ ートテイクによる情 報 の保障を じゅうほう ほしょう ノートテイクによる情報の保障を じっし 実施します。	はけんかいすう 派遣回数 780回 かい	805回 かい
つうきゅうしどうきょうしつ じゅうじつ 通級指導教室の充実		いっぱんがっきゅう まな じどうせいと ひとり 一般学 級 で学ぶ児童生徒が、一人 ひとりの課題や困難さに応じた とくべつ しどう う まな 特別な指導を受けるための学びの ば 場である 通級指導教室の充実 をつうきゅうしどうきょうしつ じゅうじつ を図ります。	せっちこうすう 設置校数 25校 こう	27校 こう
がっこう 学校にお ける医療 てき たい 的ケア体 制の強化 せい きょうか	いりょうてき 医療的ケア たいせい 体制の じゅうじつ 充実	しょう ちゅう ぎ む きょういくがっこう とくべつ 小・中・義務教育学校や特別 しえんがっこう いりょうてき 支援学校における医療的ケアの じっし たいせい じゅうじつ 実施体制を充実させます。 とくべつしえんがっこう じんこう 特別支援学校においては、人工 こきゅうきとうこうど いりょうてき 呼吸器等高度な医療的ケアにも たいおう 対応できるよう、体制の強化を はか 図ります。	かん ご し 看護師 はいちすう 配置数 50人 にん	54人 にん
	さいけい 【再掲】 いりょうてき 医 療 的 ケ ア児・者等 し えんしゃ とう 支援者の養 せい 成 福	ち い き うけいれたいせい じゅうじつ はか 地域での受入体制の充実を図る ため、所属する施設・事業所等に しよぞく しせつ じぎょうしやとう において医療的ケア児・者等の受入 いりょうてき じ しゃとう うけい れを積極的に 行 えるよう、支援 せつきよくてき おこな しえん に必要な知識・技術の普及啓発を ひつよう ちしき ぎじゆつ ふきゅうけいはつ におこな 行う支援者を養成します。	しえんしゃ 支援者 ようせいすう 養成数 (累計) 349人 るいけい にん	の 延べ 700人 にん

おも かつどう 主な活動	ないよう 内容	かつどうりよう 活動量	
		げんじよう 現 状 れいわ ねんど (令和7年度)	もくひよう 目 標 れいわ ねんど (令和14年度)
とくべつしえんがっこう じゅうじつ 特別支援学校の充実	ざいせきじどうせいと しょうがい たよう か 在籍児童生徒の障 害 の多様化・ じゅうどか ちょうふくか ふ きょういく 重度化・重複化を踏まえ、教 育 かてい じゅうじつ しせつせつび かいしゅう 課程の充 実、施設設備の改 修や、 ふくししゃりよう かつよう つうがくしえん 福祉車 両の活用による通学支援 じっしとう きょういくかんきょう じゅうじつ 実施等により、教 育 環 境の充 実 に取 り組 みま す。	ふく ししゃりよう 福祉車 両 じぎょうしゃすう 事 業 者 数 21事 業 者	21事 業 者
じゅうどほうもんかいごりようしゃ 重度訪問介護利用者の だいがくしゅうがくしえんじぎょう 大学修 学支援事業	じゅうど しょうがい ひと しゅうがく 重度の障 害がある人が修 学する ために必要 な支援体制を大学等が こうちく しえんたいせい だいがくとう 構築 できるまでの 間 について ひつよう しえん ていきょう だいがくしゅうがく 必要 な支援を提 供 し、大学修 学 をサポ ートしま す。	しえん 支 援 じっししゃすう 実施者 数 4人	5人
さいけい 【再掲】 ふくがくせき こうりゅう 副学籍による交 流 きょういくおよ きょうどうがくしゅう 教 育 及 び 共 同 学 習	とくべつしえんがっこう ざいせき じどうせいと 特別支援学校に在籍する児童生徒 が、居住地の 小 ・ 中 学校の児童 せいと いっしょ まな きかい かくだい 生徒と一緒 に学 ぶ機 会 の 拡 大 を はか こうりゅうきょういくおよ きょうどうがく 図るなど、交 流 教 育 及 び 共 同 学 しゅう すす 習 を進 めま す。	じっしじどう 実施児童 せいとすう 生徒数 200人	200人
がっこう 学校における エレベーターの設置	エレベーターの整備など、学校 しせつ 施設のバリアフ リー化を進 め、 しょうがい じ まな かんきょう せいび 障 害 児 が学 びや すい 環 境 を整備 しま す。	エレベーター 設置数 294校	382校

(6) 教育から就労等への支援

おも かつどう 主な活動	ないよう 内容	かつどうりよう 活動量	
		げんじよう 現 状 (令和7年度)	もくひよう 目 標 (令和14年度)
しょうがいしゃしゅうろうしえん 障害者就労支援センター とうかんけいきかん れんけい 等関係機関と連携した生徒 の就労支援	しょうがいしゃしゅうろうしえん 障害者就労支援センター等 かんけいきかん れんけい 関係機関と連携しながら、生徒 の就労を支援します。 また、じっしゅうさきかいたく しよくばていちゃく また、実習先開拓や職場定着 支援のため、こうとうとくべつしえんがっこう 支援のため、高等特別支援学校 (わかばだいとくべつしえんがっこうちてきしょうがい (若葉台特別支援学校知的障 害教育部門を含む)に就労支援 指導員を配置します。	はいち 配置 しどういんすう 指導員数 3人	3人
しりつとくべつしえんがっこう しんろ 市立特別支援学校の進路 たんとうしゃ れんけいきょうか 担当者の連携強化	しりつとくべつしえんがっこう しんろ たんとう 市立特別支援学校の進路担当 きょういん しょうがいしゅべつ こ ていき 教員が障害種別を超えて定期 的にじょうほうこうかん じれいけんきゅう おこな 的に情報交換や事例研究を行 い、はばひろ しんろせんたく たいおう い、幅広い進路選択に対応でき るよう連携を強化します。	かいぎ 会議 かいさいすう 開催数 3回	3回

けいかくち
計画値

こうもく 項目	げんじよう ち 現 状 値 (R 7)	あーる R 9	あーる R 10	あーる R 11
インクルージョン すいしん 推進のための協議 の場の設置 ㊦新	— (新規)	1回/年	1回/年	1回/年
なんちよう じしえん ちゆう 難聴児支援の中 かくてききのう は 核的機能を果たす たいせいおよ しんせい じ ちよう 体制及び新生児聴 覚検査から療育等 につなげる連携体 制の構築 ㊦	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
しょうがいじにゆうしよしせつ 障害児入所施設か らの移行調整の きようぎ ば せつち 協議の場の設置 ㊦	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年

こうもく 項目	げんじょう ち あーる 現 状 値 (R 7)	あーる R 9	あーる R 10	あーる R 11
しょうがい じどう 障 害 児 等 へ の ばんそうてき そうだん し え ん 伴 走 的 な 相 談 支 援 たいせい こうちく およ 体 制 の 構 築 及 び れんけい たいせい かく ぽ 連 携 体 制 の 確 保 (新 規)	— (新 規)	3 区	6 区	9 区
きょうどう どうし しょうがい 強 度 行 動 障 害 を ゆう する 児 に 関 する し え ん は あ く 支 援 ニーズ の 把 握 および 支 援 体 制 の せい び 整備 (受 給 者 数 / 月、 けんしゅう じゅうこう しゃすう ねん 研 修 受 講 者 数 / 年 (累 計))	130 人	170 人	190 人	210 人
ほいく しょうとう ほうもん し え ん 保 育 所 等 訪 問 支 援 (受 給 者 数 / 月、 の りよう にっすう ねん 延 べ 利 用 日 数 / 年)	2,085 人	2,810 人	3,260 人	3,790 人
じどう ほうたつ し え ん 児 童 発 達 支 援 (地 域 療 育 センター じつし ぶん かく 実 施 分 を 含 む) (事 業 所 数 / 年、 じゅうきゅう しゃすう つき 受 給 者 数 / 月、延 べ の りよう にっすう ねん 利 用 日 数 / 年)	18,711 人 日	26,960 人 日	32,360 人 日	38,840 人 日
じどう ほうたつ し え ん 児 童 発 達 支 援 (地 域 療 育 センター じつし ぶん かく 実 施 分 を 含 む) (事 業 所 数 / 年、 じゅうきゅう しゃすう つき 受 給 者 数 / 月、延 べ の りよう にっすう ねん 利 用 日 数 / 年)	325 か 所	380 か 所	430 か 所	480 か 所
じどう ほうたつ し え ん 児 童 発 達 支 援 (地 域 療 育 センター じつし ぶん かく 実 施 分 を 含 む) (事 業 所 数 / 年、 じゅうきゅう しゃすう つき 受 給 者 数 / 月、延 べ の りよう にっすう ねん 利 用 日 数 / 年)	5,904 人	6,700 人	7,200 人	7,700 人
じどう ほうたつ し え ん 児 童 発 達 支 援 (地 域 療 育 センター じつし ぶん かく 実 施 分 を 含 む) (事 業 所 数 / 年、 じゅうきゅう しゃすう つき 受 給 者 数 / 月、延 べ の りよう にっすう ねん 利 用 日 数 / 年)	528,726 人 日	605,500 人 日	647,900 人 日	693,300 人 日
じどう ほうたつ し え ん 児 童 発 達 支 援 (地 域 療 育 センター じつし ぶん かく 実 施 分 を 含 む) (事 業 所 数 / 年、 じゅうきゅう しゃすう つき 受 給 者 数 / 月、延 べ の りよう にっすう ねん 利 用 日 数 / 年)	15 か 所	16 か 所	17 か 所	18 か 所
じどう ほうたつ し え ん 児 童 発 達 支 援 (地 域 療 育 センター じつし ぶん かく 実 施 分 を 含 む) (事 業 所 数 / 年、 じゅうきゅう しゃすう つき 受 給 者 数 / 月、延 べ の りよう にっすう ねん 利 用 日 数 / 年)	59 人	69 人	74 人	80 人
じどう ほうたつ し え ん 児 童 発 達 支 援 (地 域 療 育 センター じつし ぶん かく 実 施 分 を 含 む) (事 業 所 数 / 年、 じゅうきゅう しゃすう つき 受 給 者 数 / 月、延 べ の りよう にっすう ねん 利 用 日 数 / 年)	5,840 人 日	6,950 人 日	7,580 人 日	8,270 人 日

こもく 項目	げんじょう ち あーる 現 状 値 (R 7)	あーる R 9	あーる R 10	あーる R 11
きょたく ほうもん が た じ どう はつ 居宅訪問型児童発 達支援(事業所数/ ねん じゅきゅうしゃすう つぎ 年、受給者数/月、 の りようにつすう ねん 延べ利用日数/年) ㊦	6 か所 ^{しよ}	7 か所 ^{しよ}	7 か所 ^{しよ}	8 か所 ^{しよ}
	38人 ^{にん}	53人 ^{にん}	62人 ^{にん}	72人 ^{にん}
	1,725人日 ^{にんにち}	2,180人日 ^{にんにち}	2,450人日 ^{にんにち}	2,750人日 ^{にんにち}
しょうがい じ そうだん 障 害 児 相 談 (事業所数/年、 じゅきゅうしゃすう がくれい 受給者数(学齢)/ つき じゅきゅうしゃすう み 月、受給者数(未 しゅうがく ねん 就学)/年) ㊦	123 か所 ^{しよ}	160 か所 ^{しよ}	190 か所 ^{しよ}	220 か所 ^{しよ}
	がくれい 学 齢 1,361人 ^{にん}	がくれい 学 齢 3,160人 ^{にん}	がくれい 学 齢 4,820人 ^{にん}	がくれい 学 齢 7,360人 ^{にん}
	みしゅうがく 未 就 学 2,516人 ^{にん}	みしゅうがく 未 就 学 3,110人 ^{にん}	みしゅうがく 未 就 学 3,460人 ^{にん}	みしゅうがく 未 就 学 3,880人 ^{にん}
のぞまないセルフ プランの件数を0 にする(障害児) ㊦	5,518件 ^{けん}	2,800件 ^{けん}	1,400件 ^{けん}	0件 ^{けん}
ペアレントトレー ニングやペアレン トプログラム等の しえん とう 支援プログラム等 の じゅこうしゃすう 受講者数 (保護者) ㊦	2,473人 ^{にん}	2,600人 ^{にん}	2,800人 ^{にん}	3,000人 ^{にん}
ペアレントトレー ニングやペアレン トプログラム等の しえん とう 支援プログラム等 の じっしじぎょうしよすう 実施事業所数 (支援事業所数) ㊦	148 か所 ^{しよ}	175 か所 ^{しよ}	200 か所 ^{しよ}	225 か所 ^{しよ}
ペアレントメンタ ーの人数 ㊦	0人 ^{にん}	3人 ^{にん}	6人 ^{にん}	9人 ^{にん}

こもく 項目	げんじょう ち あー 現 状 値 (R 7)	あー R 9	あー R 10	あー R 11
ピアサポートの かつどう さんか にんずう 活動への参加人数 ㊦	943人 ^{にん}	950人 ^{にん}	960人 ^{にん}	980人 ^{にん}
こ こそだ しえん 子ども・子育て支援 とう ほいくしよ ようちえん 等(保育所、幼稚園、 ほうか ご じどう けんぜん いく 放課後 児童 健全 育 せいじぎょうしよとう 成事業所等)におけ る しょうがい じ うけい 障害児の受入れ たいせい せいび じゅんかい 体制の整備 (巡 回 ほうもんとう かいすう 訪問等の回数) ㊦	2,484回 ^{かい}	3,050回 ^{かい}	3,160回 ^{かい}	3,500回 ^{かい}
ほうか ごとう 放課後等 デイサー ビス事業 じぎょうしよすう ねん (事業所数/年、 じゅきゅうしゃすう つき 受 給 者 数 / 月、 の りようにつすう ねん 延べ利用日数/年) ㊦	542 場所 ^{しよ} 12,771人 ^{にん} 1,630,084人日 ^{にんにち}	600 場所 ^{しよ} 15,000人 ^{にん} 1,901,400人日 ^{にんにち}	630 場所 ^{しよ} 16,200人 ^{にん} 2,053,600人日 ^{にんにち}	670 場所 ^{しよ} 17,500人 ^{にん} 2,217,900人日 ^{にんにち}
ほうか ごとう 放課後等 デイサー ビス事業のうち、 おも じゅうしやうしんしんしやう 主に 重症 心身障 がいじ しえん 害児を支援する じぎょうしよ 事業所 じぎょうしよすう ねん (事業所数/年、 じゅきゅうしゃすう つき 受 給 者 数 / 月、 の りようにつすう ねん 延べ利用日数/年) ㊦	35 場所 ^{しよ} 384人 ^{にん} 44,161人日 ^{にんにち}	36 場所 ^{しよ} 392人 ^{にん} 50,700人日 ^{にんにち}	36 場所 ^{しよ} 396人 ^{にん} 54,300人日 ^{にんにち}	36 場所 ^{しよ} 400人 ^{にん} 58,200人日 ^{にんにち}
ほうか ごとう 放課後等 デイサー ビス事業のうち、 おも じゅうしやうしんしんしやう 主に 重症 心身障 がいじ しえん 害児を支援する じぎょうしよ 事業所のある区 わりあい ねん 割合(/年) ㊦	89.0 % ^{ぱーせんと}	100 % ^{ぱーせんと}	100 % ^{ぱーせんと}	100 % ^{ぱーせんと}

こうもく 項目	げんじょう ち あーる 現 状 値 (R 7)	あーる R 9	あーる R 10	あーる R 11
はったつしょうがいしゃしえん 発達障 害者支援セ ンターによる相談 けんすう がくれいこうきしょうがい 件数(学齢後期障害 児支援事業分) (延べ相談件数/年) ㊦	7,772件 ^{けん}	8,000件 ^{けん}	8,500件 ^{けん}	9,000件 ^{けん}
はったつしょうがいしゃしえん 発達障 害者支援セ ンター及び発達 しょうがいしゃちいきしえん 障害者地域支援マ ネジャーの 関係 きかん じよげんけんすう 機関への助言件数 (学齢後期障 害児 支援事業分) (件数/年) ㊦	1,902件 ^{けん}	1,950件 ^{けん}	1,975件 ^{けん}	2,000件 ^{けん}
はったつしょうがいしゃしえん 発達障 害者支援セ ンター及び発達 しょうがいしゃちいきしえん 障害者地域支援マ ネジャーの 外部 きかん ちいきじゅうみん 機関や地域住民へ の研修、啓発(学齢 後期 障 害 児 支援 事業分)(件数/年) ㊦	11件 ^{けん}	35件 ^{けん}	35件 ^{けん}	35件 ^{けん}
さいけい いりようてき 【再掲】医療的ケア じとうしえん かん 児等支援に関する きようぎ ば せっち 協議の場の設置 ㊧	2回 ^{かい}	2回 ^{かい}	2回 ^{かい}	2回 ^{かい}
さいけい いりようてき 【再掲】医療的ケア じ しゃとう たい 児・者等 に対する かんれんがんや しえん 関連分野の支援を ちようせい 調整するコーディネーターの配置 ㊧	10人 ^{にん}	12人 ^{にん}	12人 ^{にん}	12人 ^{にん}

トピック 横浜市におけるインクルーシブ教育について

令和4年9月、国連から、障害のある子どものインクルーシブ教育を受ける権利の保障や、その実現に向けた国の行動計画の策定等を求める勧告が出されました。

横浜市は、これまで、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みの整備に取り組んできましたが、改めて、全ての子どもたちが可能な限り地域の学校で共に学び、共生社会の担い手として育つことを目指す「横浜らしいインクルーシブ教育」の考え方を整理しました。

インクルーシブ教育の実現には、同じ空間で学ぶだけでなく、全ての児童生徒が誰一人取り残されない環境づくりが必要です。そのためには、学び方や支援体制、交流及び共同学習の在り方の見直しを進めるとともに、当事者だけでなく、全ての子ども・保護者、さらには学校を支えてくださる地域の理解も必要です。

そのような状況を踏まえ、横浜市は令和6年3月に、今後おおむね10年間を見据えた特別支援教育の方向性を示す「特別支援教育推進指針」を策定しました。

この指針では、「横浜らしいインクルーシブ教育」の実現に向け、個別支援学級や特別支援教室の全校設置、全障害種に対応した市立特別支援学校の運営、地域療育センターとの連携など、これまで培ってきた強みを生かしながら、各学びの場の充実と、一般学級で安心して学び続けられる新たな学びのモデル的実践を進めることとしています。具体的には、令和6年度から若葉台地域において、小・中学校と特別支援学校による交流及び共同学習を発展させた新たな授業の検討・研究・実践を開始するなど、モデル的な取組を進めています。

今後も、モデル事業の教育的効果を検証しながら、インクルーシブ教育における横浜らしさを追求していきます。

トピック 18歳の壁を越えるために～切れ目のない支援を目指して～

障害福祉の分野で言われる「18歳の壁」とは、障害のある子どもが18歳を迎え、児童から成人へ制度が移行する際に生じるさまざまな課題を指します。特に重症心身障害児・者や医療的ケア児・者など、医療や福祉の継続的な支援を必要とする方々にとっては、進路や生活の継続に大きく影響する深刻な問題です。

学齢期までは特別支援学校や放課後等デイサービスなどに通っていた方々が、卒業後は日中活動の場が不足していることに加え、医療的ケアに対応できる事業所が少ないため、適切な受入れ先を見つけることが難しい場合があります。その結果、本人の社会参加の機会が限られることのほか、支えている家族が就労をあきらめるといったこともあります。

また、小児期から成人期へ成長する中で、小児科を中心とした診療体系から、個々の患者の疾病・障害の変化を踏まえた成人期医療への円滑な移行も重要な課題となっています。

18歳は卒業後の進路だけでなく、将来の住まいや地域生活を考える重要な節目でもあるため、学齢期の早い段階から将来の生活に関する情報を本人や家族にわかりやすく発信し、本人が将来について考え、自らの希望を表明し、その意思が尊重されるよう支援していく必要があります。学校、医療機関、障害福祉サービス事業所、相談機関等と本人・家族が連携し、卒業後の生活を早期から計画する必要があります。

さらに、活動の場の充実を図るとともに、安心して受け入れられる体制づくりを進めることも欠かせません。加えて、児童期から成人期への支援機関の引継ぎなど、福祉・医療・教育が連携して支援が途切れない仕組みを整えることが重要です。

「18歳の壁」の解消は、障害のある人とその家族だけの課題ではありません。誰もが地域で安心して暮らし、自分らしい人生を送ることができるインクルーシブなまちの実現に向けて、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

横浜市では、「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」の法改正（※）を踏まえ、これまで培ってきた医療的ケア児・者等支援に関する庁内の関係部局や関係機関等との連携を強化し、在学中からの移行支援の充実や受入れ体制の拡充、支援者間のネットワーク強化などを進め、「18歳の壁」の解消に向けた取組を着実に進めていきます。

※令和8年7月31日公布、令和9年4月1日施行

1 自分らしく働くことができている

現状・課題

働くことは「自らの意思により自分らしく生きる」ことを実現するための大切な要素です。近年、障害者雇用促進法等を背景に働く障害者の数は年々増加しており、就労の場や働き方も多様化しています。

「当事者向けアンケート」では、全体の約4割(41.8%)が働いており、現在働いている人の6割以上(64.3%)が働き続けたいと希望しています。一方で、仕事をしていて困っていることとして、「休むと収入がない(19.7%)」や「コミュニケーションがうまくとれない(14.2%)」が上位に挙げられているほか、仕事に関して「身近な支援者に相談できること(37.8%)」を必要とする声が多く寄せられています。また、当事者からは「なりたい職業に就きたい」、「自分の能力が発揮できる職場を増やしてほしい」といった個々の希望に沿った就労選択を求める声も寄せられています。

多様化する就労ニーズに対応するため、一般就労や福祉的就労の促進、就労後の定着支援、工賃の向上の取組に加え、企業や市民に対する障害者就労の理解促進を一層進めていく必要があります。

施策の方向性

(1) 一般就労の促進、就労後の定着支援の充実

多様化する就労ニーズに対応するため、障害者就労支援センターを中心として、関係機関との連携のもと、障害者一人ひとりのニーズを受け止める相談支援から、就職準備支援、求職支援及び定着支援まで、切れ目のない支援を目指します。また、企業等からの相談に応じるなど、障害者本人が安心して働き続けられる体制の充実に図り、障害者の就労を支えます。

(2) 幅広い仕事や工賃の向上による生活の充実

障害福祉サービス事業所等で働く人のそれぞれの働きがいを引き出せるよう、共同受注窓口等を通じた企業等からの様々な仕事のあっせん、障害者優先調達推進法に基づく行政機関の優先調達、民間企業等からの受注促進や自主製品の販路拡大に取り組みます。また、様々な発注ニーズに対応で

きるよう事業所のスキルを高めるなど、受発注双方の底上げを行うことで
工賃の向上を図ります。

(3) 多様な働き方や障害者就労に対する理解促進

様々な業種や勤務形態など、多様化する働き方について、市民や企業等に
向けて、啓発イベントやセミナー等を通じて広く紹介します。また、ふれあい
ショップ等の就労啓発の取組を通じて、障害者就労に対する理解促進を図
ります。

成果指標

項目	現状 (令和7年度)	目標 (令和14年度)
福祉施設から一般就労への移行者数	1,078人	1,290人

取組内容

(1) 一般就労の促進、就労後の定着支援の充実

主な活動	内容	活動量	
		現状 (令和7年度)	目標 (令和14年度)
障害者の就労を支える 関係機関との連携・協力 体制の構築	障害者の就労を支える地域の 支援体制の充実を図るため、 障害者就労支援センターを 中心として、関係機関との連携 会議や情報共有の機会を設 け、連携・協力体制の構築を 推進します。	会議の 開催数 46件	46件
重度障害者等就労支援 特別事業	重度の障害がある人の通勤及 び職場などにおいて、必要な 身体介護などの支援を提供し、 就労をサポートします。	支援 実施者数 4人	15人

(2) 幅広い仕事や工賃の向上による生活の充実

おも かつどう 主な活動	ないよう 内容	かつどうりよう 活動量	
		げんじよう 現状 (令和7年度)	もくひよう 目標 (令和14年度)
きょうどうじゅちゅう 共同受注センター等 による受注促進	きぎょう ぎやうせい きかん じぎやうしよ 企業・行政機関から、事業所の とくせい い はばひろ しごと 特性を生かした幅広い仕事の じゅちゅう 受注ができるよう、コーディネ ートを行います。市内イベント おこな しな 等への出店や自主製品の紹介 とう しゅってん じしゅせいひん しょうかい 等を通じ販路を拡大するととも とう つうはんろ かくだい に、障害者就労への理解促進 しょうがいしゃしゅうろう りかいそくしん を図ります。 はか	じゅちゅうけんすう 受注件数 506件	510件
じぎやうしよ じゅちゅう 事業所の受注スキルの こうじよう む けんしゅうかい 向上に向けた研修会の かいさい 開催	はっちゅうしゃがわ こた 発注者側のニーズに答えられ しょうひん かいはつ さぎやう じゅちゅう る商品の開発や作業の受注が けんしゅうかい できるよう、研修会やモデルケ ースとなる事例検討などを実施 じれいけんとう じっし し、事業所の受注スキルの じぎやうしよ じゅちゅう 向上を図り、多くの受注につ こうじよう はか おお じゅちゅう なげます。	けんしゅうかいさん 研修会参 か じぎやうしよ 加事業所 すう 数 18事業所	18事業所
よこはましやくしよ 横浜市役所からの じぎやうしよ ゆうせんてき 事業所への優先的な はっちゅう すいしん 発注の推進	よこはましやくしよ じぎやうしよ 横浜市役所からの事業所への ゆうせんてき はっちゅう すいしん 優先的な発注を推進します。 ちやうない らん かつよう また、庁内LANなどを活用 くきよくとう はっちゅうじれい ひろ し、区局等の発注事例を広く しゅうち あら はっちゅう 周知し、新たな発注につなげま す。	じっせききんがく 実績金額 5億円	5億円

(3) 多様な働き方や障害者就労に対する理解促進

おも かつどう 主な活動	ないよう 内容	かつどうりょう 活動量	
		げんじょう 現状 (令和7年度)	もくひょう 目標 (令和14年度)
しょうがいしゃしゅうろう かん 障害者就労に関する しみんけいはつ じっし 市民啓発の実施	かいさいどう つう しょうがいしゃ イベント開催等を通じ、障害者 の多様な働き方や障害者雇用 を進めている企業の事例を紹 介するなど、障害者就労に対 する理解・関心を高めます。 また、市庁舎でパン等を販売す る「わたしは街のパン屋さん」等 の取組を通じて、就労に関する 理解の促進を図ります。	けいはつじっし すう 啓発実施数 まいしゅう 毎週	まいしゅう 毎週
しょうがいしゃこよう かん きぎょう 障害者雇用に関する企業への けいはつ じっし 啓発の実施	きぎょうどう たい しょうがいしゃ たよう 企業等に対し、障害者の多様な 働き方や障害特性、必要な 配慮に関する情報提供等を 行い、障害理解の促進を図り ます。	けいはつじっし すう 啓発実施数 けん 18件	けん 20件

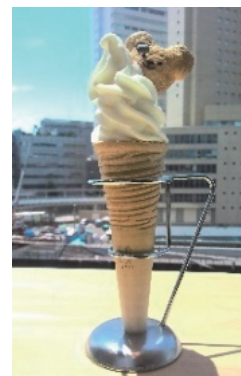
けいかくち
計画値

こうもく 項目	げんじょうち 現状値 あーる (R 7)	あーる R 9	あーる R 10	あーる R 11
ふくししせつ いっぱんしゅうろう 福祉施設から一般就 労 への移行者数 (福)	1,078人	1,142人	1,171人	1,200人
しゅうろういこうしえんじぎょう 就 労移行支援事業 の利用者数 (福)	1,559人分	1,690人分	1,765人分	1,840人分
しゅうろういこうしえん りようしゃ 就 労移行支援 の 利用者 のうち 就 労移行率が3 割以上の事業所の割合 (福)	61.0 %	65.0 %	67.0 %	69.0 %
しゅうろういこうしえん じぎょうりよう 就 労 移行 支援 事業 利用 終了者 に 占める 一般 就 労 へ 移行 した 者の 割合が5割以上の 事業所の割合 (福)	77.0 %	79.0 %	80.0 %	81.0 %
しゅうろうけいぞくしえん えーがたじぎょう 就 労 継続 支援 A 型 事業 における一般 就 労移行 者数 (福)	91人	140人	165人	190人
しゅうろうけいぞくしえん びーがたじぎょう 就 労 継続 支援 B 型 事業 における一般 就 労移行 者数 (福)	184人	237人	260人	283人
しゅうろうていちゃくしえん りようしゃ 就 労 定 着 支援 利用者数 (福)	1,023人	1,250人	1,385人	1,530人
きょうぎかいせつちけんいき 協 議会 設置 圏域 ごとに 就 労 選択 支援 事業所を せっち 設置 (福)	9 区	13 区	15 区	18 区
しゅうろうていちゃくしえん りようしゃ 就 労 定 着 率 7 割 以上 の 就 労 定 着 支援 事業所 の 割合 (福)	12.0 %	25.0 %	25.0 %	25.0 %

コラム 障害者就労の普及啓発のための取組

市庁舎3階のふれあいショップ「marine blue」では、障害のある人を雇用し、カフェの運営を行っています。お店では、市内の障害者施設で働く人たちが素材にこだわって作ったパンやお菓子、市内の酪農家さんが搾ったミルクをたっぷり使ったソフトクリームなどを販売しています。

marine blue店内（左）
marine blueの
ソフトクリーム（右）



ふれあいショップは他にも市内に複数箇所あり、身近なお店として市民に利用されています。また、市庁舎では、市内の障害者施設による自主製品の定期販売を開催しています。焼きたてのパンや香ばしい焼き菓子など、施設ごとに工夫を凝らした商品が並び、多くの来庁者や職員でにぎわっています。

「marine blue」や販売会では、障害のある人たちが主体となって接客や販売を行っており、いきいきと働く姿を身近に感じていただける機会にもなっています。



こうした取組をはじめ、障害のある人もない人も自然に交流する中で、障害への理解が深まり、インクルーシブなまちの実現につながっていくことを期待しています。

2 日中活動場所が拡充している

現状・課題

障害のある人が地域で充実した生活を送るためには、一人ひとりの希望や状態に応じた多様な日中活動の場と、地域住民との交流の機会が必要です。

「当事者向けアンケート」では、全体の約4割（38.1％）の方が「今後働きたい」と希望しており、特に知的障害のある人では半数近く（47.8％）に上ります。また、働き方についても「支援を受けながら仕事をしたい（18.7％）」、「短い時間や少ない日数で仕事をしたい（9.0％）」など多様なニーズが見られます。当事者策定検討会においても「就労継続支援のA型かB型だけでなく、もう少し細かく区分けされた働き方のグラデーションがほしい」、「障害支援区分に関わらず、生活介護事業等でも働くことができる仕組みを整備してほしい」といった声が寄せられています。

こうした多様なニーズに柔軟に対応し、誰もが自分らしく活動しながらやりがいを持って暮らせるよう、日中活動の場の選択肢の拡充を図るとともに、地域住民と自然に交流できるような社会参加の機会を促進していく必要があります。

施策の方向性

（1）多様な日中活動場所の充実と地域交流の促進

障害のある人が地域で充実した生活を送ることができるよう、一人ひとりの希望や状態に応じた多様な日中活動の場を確保するとともに、身近な地域における住民との交流や社会参加の機会を促進します。

成果指標

項目	現状（令和7年度）	目標（令和14年度）
日中活動場所の利用者数	21,518人	28,320人

とりくみないよう
取組内容

おも かつどう 主な活動	ないよう 内容	かつどうりよう 活動量	
		げんじよう 現 状 (令和7年度)	もくひよう 目 標 (令和14年度)
【再掲】 しょうがいしゃちいきかつどう 障害者地域活動ホームを つう した しえん 通じた支援	ざいたく しょうがいじ しゃ かぞく 在宅の障害児・者とその家族の ちいきせいかつ しえん きよてんしせつ 地域生活を支援する拠点施設と して、よこはましがどくじにせっち しているものです。主なサービスと して、せいかつかいごとう にっちゅうかつどう 生活介護等の日中活動の ほか、ショートステイや一時ケ ア等の生活支援事業を実施して います。 しせつ き ぽとう しゃかいふくしほう 施設規模等により、社会福祉法 じんがたちちいきかつどう き のうきよう 人型地域活動ホームと機能強 か がたちちいきかつどう しゅるい 化型地域活動ホームの2種類に ぶんるい 分類されています。	サービス りようしゃすう 利用者数 27,825人	28,650人
しょうがいしゃしせつ 障害者施設における イベント開催	ちいきむ かいさい 地域向けのイベントを開催し、 ちいきじゅうみん しょうがい たい りかい 地域住民の障害に対する理解 およ しょうがい ひと しゃかいさんか 及び障害のある人の社会参加 のそくしん はか 促進を図ります。	じっしかいすう 実施回数 48回	48回

けいかくち
計画値

こうもく 項目	げんじょうち あーる 現状値 (R 7)	あーる R 9	あーる R 10	あーる R 11
せいかつかいご (つき) 生活介護 (福)	7,968人分 ^{にんぶん}	8,370人分 ^{にんぶん}	8,580人分 ^{にんぶん}	8,800人分 ^{にんぶん}
	123,614人日 ^{にんにち}	131,390人日 ^{にんにち}	135,460人日 ^{にんにち}	139,650人日 ^{にんにち}
せいかつかいご きょうど 生活介護(うち強度 こうどうしょうがいしゃ つき 行動障害者)(/月) (福)	3,799人分 ^{にんぶん}	4,040人分 ^{にんぶん}	4,170人分 ^{にんぶん}	4,300人分 ^{にんぶん}
せいかつかいご いりょう 生活介護(うち医療 てき しゃ つき 的ケア者)(/月) (福)	538人 ^{にん}	540人 ^{にん}	550人 ^{にん}	560人 ^{にん}
じりつくねれん きのうくん 自立訓練 (機能訓 練) (/月) (福)	26人分 ^{にんぶん}	30人分 ^{にんぶん}	32人分 ^{にんぶん}	34人分 ^{にんぶん}
	379人日 ^{にんにち}	460人日 ^{にんにち}	470人日 ^{にんにち}	480人日 ^{にんにち}
じりつくねれん せいかつく 自立訓練 (生活訓 練) (/月) (福)	687人分 ^{にんぶん}	880人分 ^{にんぶん}	990人分 ^{にんぶん}	1,120人分 ^{にんぶん}
	10,524人日 ^{にんにち}	12,870人日 ^{にんにち}	14,230人日 ^{にんにち}	15,730人日 ^{にんにち}
さいけい 【再掲】 しゅうろういこうし えんじぎょう 就労移行支援事業 (/月) (福)	1,559人分 ^{にんぶん}	1,690人分 ^{にんぶん}	1,765人分 ^{にんぶん}	1,840人分 ^{にんぶん}
	27,038人日 ^{にんにち}	29,430人日 ^{にんにち}	30,710人日 ^{にんにち}	32,040人日 ^{にんにち}
しゅうろうけいぞくし えんじぎょう 就労継続支援事業 (A型) (/月) (福)	778人分 ^{にんぶん}	870人分 ^{にんぶん}	920人分 ^{にんぶん}	975人分 ^{にんぶん}
	14,239人日 ^{にんにち}	15,120人日 ^{にんにち}	15,900人日 ^{にんにち}	16,720人日 ^{にんにち}
しゅうろうけいぞくし えんじぎょう 就労継続支援事業 (B型) (/月) (福)	6,735人分 ^{にんぶん}	7,880人分 ^{にんぶん}	8,630人分 ^{にんぶん}	9,460人分 ^{にんぶん}
	106,545人日 ^{にんにち}	116,480人日 ^{にんにち}	125,500人日 ^{にんにち}	135,290人日 ^{にんにち}
しゅうろうせんたくし えん 就労選択支援 (福)	17人 ^{にん}	32人 ^{にん}	35人 ^{にん}	38人 ^{にん}
ちいきかつどうし えん 地域活動支援セン ター作業所型 (福)	134 か所 ^{しよ}	130 か所 ^{しよ}	130 か所 ^{しよ}	130 か所 ^{しよ}
	2,681人/年 ^{にん ねん}	2,600人/年 ^{にん ねん}	2,600人/年 ^{にん ねん}	2,600人/年 ^{にん ねん}
ちゅうとしょうがいしゃち いき 中途障害者地域 活動センター (福)	18箇所 ^{かしよ}	18箇所 ^{かしよ}	18箇所 ^{かしよ}	18箇所 ^{かしよ}
	426人/年 ^{にん ねん}	430人/年 ^{にん ねん}	430人/年 ^{にん ねん}	430人/年 ^{にん ねん}

3 余暇活動が充実している

現状・課題

スポーツや文化芸術に親しむことは、外出のきっかけづくりや生活の更なる充実につながります。

「当事者向けアンケート」では、自由時間や余暇の過ごし方として「映画やコンサート、美術展、図書館、スポーツ観戦に行く（33.5 %）」など、文化やスポーツへの参加を望む声が多く挙がっています。一方で、今後の活動参加に必要なこととして「活動の場が近いこと（37.6 %）」や「障害に対して配慮があること（33.0 %）」が求められており、身近で安心して参加できる環境づくりが課題となっています。また、健康のために「適度な運動（46.1 %）」を必要とする声が全体で多い一方、身体障害のある人では運動をする場所が「自宅」に限られる場合も見られます。当事者からは、「スタジアムやシアターホール等に、車イスで入れるゆとりある座席スペースを設けてほしい」といった環境整備を求める声や、「余暇や旅行の支援を、より多くの人に広げてほしい」といった声も寄せられています。

スポーツや文化芸術活動を楽しみたい誰もが、障害のあるなしにかかわらず参加できるよう、関係機関や地域団体と連携し、活動の場の創出や環境整備を引き続き進めていく必要があります。

施策の方向性

（1）スポーツ活動の推進

市内2か所の障害者スポーツ文化センターを中核拠点として、身近な地域の様々な団体や施設等で、障害者スポーツの取組が行われるよう積極的に働きかけ、障害者スポーツの場の充実や支える人材の育成に取り組みます。

（2）文化芸術活動の推進

障害のある人とない人の協働によるクリエイティブな活動の場の創出等に取り組むとともに、障害のある人が身近な場所で文化芸術活動に親しめる環境づくりを進めます。

せい かしひょう
成果指標

こうもく 項目	げんじょう れいわ ねんど 現状（令和7年度）	もくひょう れいわ ねんど 目標（令和14年度）
かつどうさんかしゃ まんぞく こた 活動参加者が満足と答えた わりあい 割合	88.0 % ぱーせんと	89.0 % ぱーせんと

とりくみないよう
取組内容

（1）スポーツ活動の推進

おも かつどう 主な活動	ないよう 内容	かつどうりよう 活動量	
		げんじょう 現状 (令和7年度)	もくひょう 目標 (令和14年度)
パラスポーツの理解促進と き かい じゅうじつ 機会の充実	こ おとな たいしやう 子どもから大人までを対象に、 しょうがいしゃ ぶんか 障害者スポーツ文化センター かんけいだんたい れんけい や関係団体と連携し、スポーツ・ レクリエーション ぎやうしつどう 教室等の かいさい かくしゆ 開催により、各種パラスポーツ の理解促進と機会の充実を図 ります。	さんかになんずう 参加人数 3,889人	4,300人 にん
みぢか ちいき 身近な地域における しょうがいしゃ 障害者スポーツの推進	みぢか ちいき 身近な地域でのスポーツ参加の き かい かくじゅう 機会を拡充するため、障害者 ぶんか スポーツ文化センターのスタッ どう がっこう ふくしじぎょうしょ フ等が、学校や福祉事業所へ出 む 向くとともに、かんけいきかん れんけい 関係機関と連携 し指導者育成を進め、地域での パラスポーツ推進につなげま す。	さんかになんずう 参加人数 5,982人	6,400人 にん
インクルーシブスポーツの すいしん 推進	たいけん インクルーシブなスポーツ体験 かい こうりゅうかい く じっし 会・交流会の18区での実施、 よ こ は ま YOKOHAMAスポーツ・レ クリエーションフェスティバル の開催を通じて、年齢や障 害の かいさい つう ねんれい しょうがい の有無などにかかわらず、だれ 誰もが とも 共にスポーツを楽しめる機会を そうしゆつ 創出します。	さんかになんずう 参加人数 32,521人	33,000人 にん

コラム

パラスポーツを支える人材育成環境づくり

～横浜市パラスポーツ指導者協議会（愛称：BASEL〈バセル〉）の取組～

スポーツやレクリエーション活動は、障害のある人にとって健康づくりだけでなく、仲間との交流や社会参加、生きがいにつながる大切な機会です。また、障害のあるなしにかかわらず人と人とが関わることで、相互理解や支え合いの輪が広がります。

横浜市では、市内2か所の障害者スポーツ文化センター（横浜ラポール、ラポール上大岡）を拠点に、誰もがスポーツを楽しめる環境づくりを進めています。

その取組を支えているのが、NPO法人横浜市パラスポーツ指導者協議会（愛称：BASEL〈バセル〉）です。バセルでは、市内のパラスポーツイベントの運営や指導者の育成に取り組んでおり、令和8年3月現在、614人の公認パラスポーツ指導員が活動しています。パラスポーツ指導員は、参加者一人ひとりが安心してスポーツを楽しめることを大切に、それぞれのペースや特性に合わせた支援を行っています。

例えば、「横浜市スポーツ・レクリエーションフェスティバル」のボッチャ交流大会では、「年齢や障害のあるなしに関係なく一緒に楽しめた」、「初対面でも自然に会話が生まれた」といった声が寄せられています。また、パラスポーツ体験会（車いすバスケットボール）では、「競技の魅力や奥深さを実感した」、「パラスポーツへの見方が変わった」といった感想も聞かれます。さらに、「ヨコハマ・バリアフリービーチ」では、水陸両用車いすモビチェアを利用し、安心して障害のある人が海辺でのレジャーを楽しめる支援も行っています。

このような活動は、障害のある人の社会参加を支えるとともに、地域の理解やつながりを深めるきっかけとなっています。今後も、人材育成と環境づくりを通じて、誰もがスポーツを楽しみ自分らしく活躍できる共生社会の実現が期待されています。

NPO法人横浜市パラスポーツ指導者協議会（愛称：BASEL〈バセル〉）

ウェブページアドレス <https://basel-y.sakura.ne.jp/>

■バセル集合写真



■ボッチャ交流会の様子



■パラスポーツ体験会（車いすバスケットボール）の様子



■バリアフリービーチモビチェアで海を楽しむ様子



(2) 文化芸術活動の推進

主な活動	内容	活動量	
		現状 (令和7年度)	目標 (令和14年度)
障害者の文化活動の支援 (個人向けプログラムや 行事等の実施)	障害者スポーツ文化センター が地域の中核拠点として、 創作等のアート系プログラム や各種イベント等を開催し、 様々な団体等と連携した文化 芸術活動の場の創出に取り 組みます。	参加人数 9,527人	10,360人
障害者の文化芸術鑑賞の 支援	横浜能楽堂において、「バリア フリー能」及び関連企画の実施 にあたり、合理的配慮等に係る 施設内研修を実施します。	実施件数 1回 (R4実績)	1回
文化芸術体験や公演・展示 等鑑賞の文化 芸術活動	関内ホール・吉野町市民プラザ・ 岩間市民プラザの3館連携によ る、障害の有無を越えて共にダ ンスを創る「インクルーシブダ ンス」を実施します。また、市民 ギャラリーあざみ野で「フェロ ーアートギャラリー」を継続し て実施するとともに、他施設と 連携した出張展示についても 継続して行います。	実施件数 7回	7回
読書バリアフリーへの市民 理解の促進	障害のあるなしにかかわら ず、誰もが読書を楽しめるよ う、読書環境の整備に取り組 むとともに、読書バリアフリー に関する広報や普及啓発活動 を実施します。	啓発 実施数 18回	18回

おも かつどう 主な活動	ないよう 内容	かつどうりょう 活動量	
		げんじょう 現状 (令和7年度)	もくひょう 目標 (令和14年度)
さいけい 【再掲】 くらかんどう つう メタバース空間等を通じた こうりゅうきかい こうちく 交 流 機 会 の 構 築 新	くらかんどう かつよう メタバース空間等を活用した こうりゅうきかい そうしゅつ しょうがい 交 流 機 会 を 創 出 し、 障 害 の あるなしや特性に関わらず、誰 もがあんしん さんか きかい もが安心して参加できる機会 を提供します。交 流 を通じ て、しょうがい りかい ふか しゃかい 障 害 へ の 理 解 を 深 め、 社 会 さんか そくしん 参加を促進します。	さんかしゃすう 参加者数 — (新規)	30人
さいけい 【再掲】 しょうがいしゃ 障害者へのスポーツを通じ けんこう たいりよく しえん た健康・体力づくりの支援	しょうがいとくせい りかい しょうがいしゃ 障害特性を理解した障害者 スポーツ文化センターのスタ ップ等が、けんこうそうだん たいりよく ッ プ 等 が、 健 康 相 談 ・ 体 力 そくてい うんどう しどうとう 測定・運動プログラム指導等の しえん おこな けんこう 支 援 を 行 う こ と で、 健 康 ・ たいりよく しゃかいさんかそくしん 体 力 づ く り や 社 会 参 加 促 進 の しえん おこな 支 援 を 行 い ま す。	リハビリ テーショ ンスポー ツプログ ラムの 参加者数 23,488人	25,000人

文化は、人々が集まり一緒に暮らし始めた昔から、長い時間をかけて大切に受け継がれてきたものです。歌うことや踊ること、物語を語ること、絵を描くことは、危険な出来事を伝え合い、厳しい環境の中でも仲間と力を合わせて生きていくために、とても大切なものでした。現代のように社会が複雑になった今でも、文化が人の生きる力を育て、地域のつながりをつくるうえで重要なものであることは変わりません。

本市では、このような文化の力を生かして横浜の魅力を高め、市民の皆様が生活の中で文化による豊かさを感じてもらうことで、「住みたい」、「住み続けたい」と思えるまちにすることを目指しています。そのため令和8年度に、横浜市の現状や文化の状況、そして「横浜市中期計画2026～2029」の方向性などをもとに、横浜の将来の文化の姿を示す「横浜未来の文化ビジョン」（以下「本ビジョン」）を策定しました。

障害のある人の文化・芸術活動については、平成30年度に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。この法律の第8条では、各自治体が国の基本計画を参考にして、地域に合った計画をつくるよう努めることが定められています。本ビジョンも、この法律に基づく計画として位置付けられています。

本ビジョンは、次の内容で構成されています。

■基本的な方向性『「横浜文化」の創造～文化の継承と新たな創造の両立～』

■ビジョン1「誰もが自分の夢に向かって進めるまち」

■ビジョン2「ウェルビーイング（幸福）※1を実感できるまち」

■ビジョン3「サステナブル・シフト※2の文化が根付くまち」

■ビジョン4「いたるところに文化が息づくまち」

このうちビジョン1では、障害のある人が自分の個性や力を発揮できる機会を増やすことや、誰もが自由に文化を楽しめる環境を整えることを大切な取組として位置付けています。

文化をつくり出したり楽しんだりすることは、すべての人に認められた大切な権利※3です。障害のある人もない人も、誰もが文化や芸術に参加できる環境を整え、障害のある人が自分の個性や力を発揮できる機会を広げていきます。そして、みんなが支え合って生きる社会の実現や、地域のつながりをより元気にしていくことを目指します。

※1 ウェルビーイング（Well Being）：幸福で肉体的、精神的、社会的すべてにおいて満たされた状態のこと

※2 サステナブル・シフト（Sustainable Shift）：持続可能性を高める社会への変化

※3 文化芸術基本法第2条第3項を参照

第4章

ピーでいーしーえー

P D C Aサイクルによる計画の見直し

1

ピーでいーしーえー

P D C Aサイクル

第5期プランは、令和9年度から14年度までの6年間で計画期間としています。そのうち、「横浜市障害福祉計画」及び「横浜市障害児福祉計画」については、3年後の令和12年度に改定を行います。その際、併せて第5期プラン全体の見直しを行います。

見直しに当たっては、第5期プランの策定過程と同じように、障害者やそのご家族、支援者等との意見交換やインタビューを行うほか、プランの進捗管理については「横浜市障害者施策推進協議会」及びその専門委員会である「横浜市障害施策検討部会」等の議論や、毎年開催している市民向け説明会などの場で、各施策・事業の評価及び検討を行います。

また、社会情勢やニーズの変化に伴う新たな課題にも柔軟に対応します。

●見直しの時期

年度	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)
名称	第5期横浜市障害者プラン					
構成	障害者計画					
	障害福祉計画			障害福祉計画		
	障害児福祉計画			障害児福祉計画		

見直し

見直し

障害者計画：施策の方向性及び個別の事業等を定める計画
 障害福祉計画：障害福祉サービス利用の見込み量等を定める計画
 障害児福祉計画：障害児福祉サービス利用の見込み量等を定める計画

●P D C A サイクルのイメージ

